

第五次串間市 長期総合計画

基本構想・基本計画

豊かな自然とともに 生きる喜びにあふれる
協働と交流のまち 串間

平成23年3月

宮崎県 串間市

ごあいさつ

『豊かな自然とともに 生きる喜びにあふれる
協働と交流のまち 串間』を目指して



今日の我が国や地方自治体を取り巻く状況は、少子高齢化の進行、地球温暖化防止をはじめ環境保護意識の高まり、地方分権の進展、飛躍的に進歩する情報テクノロジー、経済のグローバル化、そして、人口減少社会の到来など、急速かつ大きく変化してきており、地方のまちづくりにおいてもそれら時代の潮流に的確に対応していかなければなりません。

本市におきましては、それらを踏まえつつ、市民との協働によるまちづくりを進めるため、「市民アンケート」や「串間市まちづくり市民会議」、「くしま子ども未来会議」を実施し、まずは、市民目線による市政の諸課題やニーズをしっかりと把握したうえで、議論を重ね、今後のまちづくりの方向性や将来像を定めた「第五次串間市長期総合計画」（計画期間：平成23年度から平成32年度まで）を策定いたしました。

本計画は、まちづくりの基本理念を「みんなが主役－参画と協働」、「みんながすこやか－健康と快適」、「みんながいいき－活力と人づくり」とし、目指す将来都市像に「豊かな自然とともに 生きる喜びにあふれる 協働と交流のまち 串間」を掲げ、自然と共生するまち、市民一人一人がそれぞれの生きがいを感じながら暮らしていくことのできるまち、支え合いによるやさしい地域コミュニティがあるまち、そして、人々が行き交う活気あふれるまちへとさらに発展していくことを目指すものであります。

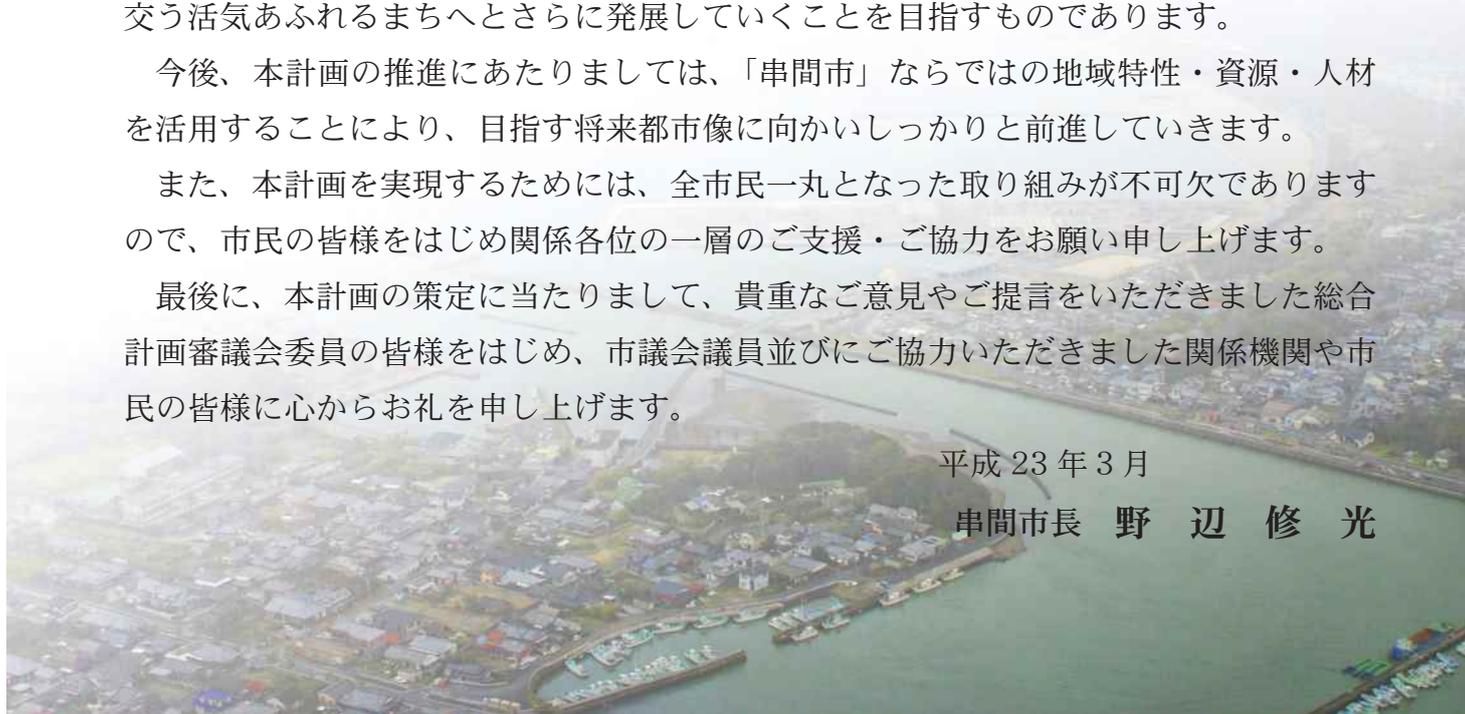
今後、本計画の推進にあたりましては、「串間市」ならではの地域特性・資源・人材を活用することにより、目指す将来都市像に向かいしっかりと前進していきます。

また、本計画を実現するためには、全市民一丸となった取り組みが不可欠でありますので、市民の皆様をはじめ関係各位の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市議会議員並びにご協力いただきました関係機関や市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

串間市長 野辺修光



目次

第1部	総論 1	1
第1章	計画策定にあたって	2
第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の性格と役割	4
第3節	計画の構成と期間	5
第4節	計画策定過程における市民参画	6
第2章	串間市の個性と分野の課題	7
第1節	串間市を際立たせる個性	7
第2節	人口と世帯	13
第3節	就業構造	16
第4節	市民の意識と期待	17
第5節	踏まえるべき時代潮流	25
第6節	串間市の発展課題	29
第2部	基本構想	33
第1章	串間市の将来像	34
第1節	まちづくりの基本理念	34
第2節	串間市の将来像	35
第3節	人口・就業構造の推計	36
第4節	土地利用の基本方針	39
第2章	将来像実現のための基本目標	42
第1節	施策の体系	42
第2節	施策の大綱	43
第3章	基本構想推進のための仕組みづくり	49

第3部	基本計画	53
	施策の成果指標（目標値）について	54
	基本目標1 市民と行政がおもいを一つに前進する・くしま	55
1-1	市民主体のまちづくりの推進	55
1-2	地域コミュニティの育成	58
1-3	男女共同参画・人権尊重社会の形成	61
1-4	自治体経営の推進	64
	基本目標2 とともに暮らし、ともに支え合う・くしま	67
2-1	保健・医療の充実	67
2-2	高齢者福祉の充実	71
2-3	障がい者福祉の充実	73
2-4	地域福祉の充実	76
2-5	社会保障の充実	79
2-6	子育て支援の充実	82
	基本目標3 ワクワクがとまらない、おどろき・くしま	85
3-1	幼児・学校教育の充実	85
3-2	生涯学習社会の確立	89
3-3	生涯スポーツの振興	92
3-4	青少年の健全育成	95
3-5	地域文化の継承・創造	98
	基本目標4 みんなでつくる、元気でにぎやか・くしま	101
4-1	農林水産業の振興	101
4-2	商業・サービス業の振興	109
4-3	工業・地場産業の振興	112
4-4	観光・交流活動の振興	115
4-5	雇用・勤労者対策の充実	120
	基本目標5 安全・安心で、やすらぎのある・くしま	122
5-1	道路・交通ネットワークの整備	122
5-2	情報ネットワークの整備	125
5-3	住宅・市街地の整備	128
5-4	交通安全・防犯体制の充実	131
5-5	消防・防災・救急体制の充実	134
5-6	消費者対策の充実	138

基本目標6 自然の宝庫、暮らしやすい・くしま	140
6-1 環境施策の総合的推進	140
6-2 ごみ減量化等の推進	143
6-3 上下水道の整備	145
6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全	148
6-5 景観の保全・形成及び土地利用	150

第4部 串間市データファイル 153

串間市の位置と地勢 154

1. 人口 155

人口の推移及び密度	155
自然動態	156
社会動態（県内、県外別）	157
人口・世帯の水準	158
宮崎県内の世帯数・人口・面積	159

2. 産業 161

農家数の推移	161
年齢別農家人口の推移	161
農家人口と農家数の推移	162
販売目的の家畜を飼養している経営体数と飼養頭羽数	162
農業粗生産額及び生産農業所得の推移	163
所有形態別林野面積	163
林業経営体数	164
保有山林面積	164
漁業経営体階層別経営体数	165
漁業種類別経営体数	165
産業（大分類）別、事業所数・従業者数の推移	166
産業（大分類）別、従業者規模別事業所数	166
産業（中分類）別製造事業所数・従業者数及び製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）	167
商業の推移	167
業態別の商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積	168
観光客（県内及び県外）の推移	168
漁港建設	169
港湾建設	169

3. 保健・医療・福祉	170
国民年金被保険者状況	170
生活保護の状況	170
身体障害者手帳所持者数	171
社会福祉施設	171
保育所の概況	172
医療施設数・病床数	173
医療従事者数	173
主要死因別死亡者数	174
各種健診受診状況	174
予防接種実施者数	175
4. 環境	176
ごみ処理状況	176
し尿処理状況	177
5. 教育・文化	178
学校総括表	178
幼稚園の概況	178
小学校の概況	178
中学校の概況	179
児童・生徒数の推移	179
高等学校の概況	180
文化会館利用状況	180
市立図書館の利用状況	180
社会体育施設利用者数（総合運動公園）	181
都市公園一覧	181
6. 建設・水道・運輸	182
道路の状況	182
国県道の路線別一覧表	182
上水道の状況	183
簡易水道の状況	183
市内各駅別乗客数	184
自動車台数の推移／乗用・貨物・乗合・特殊	184

7. 災害・治安	185
火災発生状況	185
消防職員・団員および主要消防施設の状況	185
救急車出動状況	186
犯罪発生件数	186
交通事故発生状況	187
海難発生状況	187
8. 市民所得・財政	188
市内総生産	188
市民所得	189
一般会計歳入歳出予算額及び決算額	190
特別会計歳入歳出予算額及び決算額	191
普通会計歳出額の性質別構成	192
行財政	192
9. その他	193
第五次申間市長期総合計画策定の主要経過	193
第五次申間市長期総合計画策定要領	194
申間市総合計画審議会条例	196
申間市総合計画審議会委員名簿	199
諮問書	200
答申書	201



第 1 部 總 論



第1章 ▶ 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

串間市では、平成13年度に基本構想と前期基本計画（平成13年度～平成17年度）からなる「第四次串間市長期総合計画」を策定し、「しあわせで、住みよい、豊かな串間の創造」というまちづくりの基本理念を掲げ、「しあわせな社会を創る」、「住みよい空間を創る」、「豊かな経済を創る」という3本の柱のもと、市民生活の全分野にわたる多様な施策をまちをあげて推し進め、その後、時代の変化に対応して、平成18年度に後期基本計画（平成18年度～平成22年度）の改訂を行い、市勢はこれまで着実な発展を遂げてきました。

このような中、社会的にも政治的にも、激動ともいえる転換期を迎えている現代に、本市が今後の10年間に於いて、どのようなまちをつかっていくのかの将来像を示し、その具体化を進めるための新しい指針づくりが必要になっています。

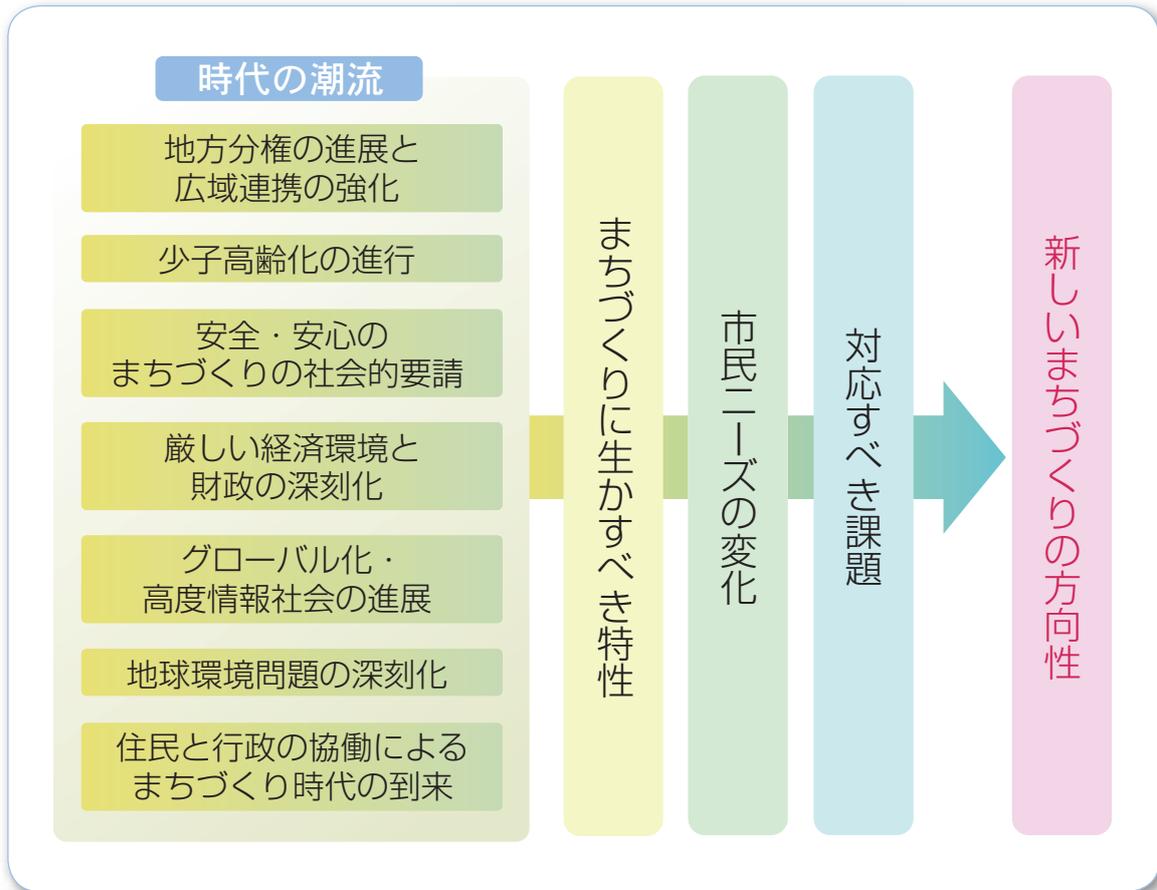
そして、市民の価値観や生活意識は、ゆとり・うるおい・美しさ・快適さなど、生活の質の向上を重視する傾向が強まっており、少子高齢化に対応した健康福祉のまちづくりや快適で安全・安心な居住環境の整備をはじめ、高速道路の整備促進及び住民ニーズに合った移動手段の拡充、便利で快適な市街地の整備、地域のコミュニティ^{*}の再整備などが求められています。

さらに、民間と行政の今後の役割分担のあり方を問われる「新しい公共空間形成^{*}」の必要性も生じています。

こうした動向に的確に対応し、次代の串間市を築いていくため、わかりやすく、市民の参画が得られやすい、市民と行政による協働のまちづくりの指針として、ここに「第五次串間市長期総合計画」を策定します。

^{*} コミュニティ：近隣、集落、地域社会

^{*} 新しい公共空間形成：公共的なサービスを行政のみによって担うのではなく、地域のさまざまな主体が行政と協働して公共的なサービスを提供して行政の届かない領域を支えること。



第2節 計画の性格と役割

「長期総合計画(基本構想)」は、地方自治法(第2条第4項)において定められた、地方自治体の最上位計画です。この第五次串間市長期総合計画は、本市の最上位計画として、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、本市のすべての部門計画の指針となるものであり、以下のような役割を持ちます。

■役割1 地域を経営していく総合指針

市行政においては、地方分権時代にふさわしい自立する(自己決定・自己責任)まちづくりに向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための地域経営の総合指針となるものです。

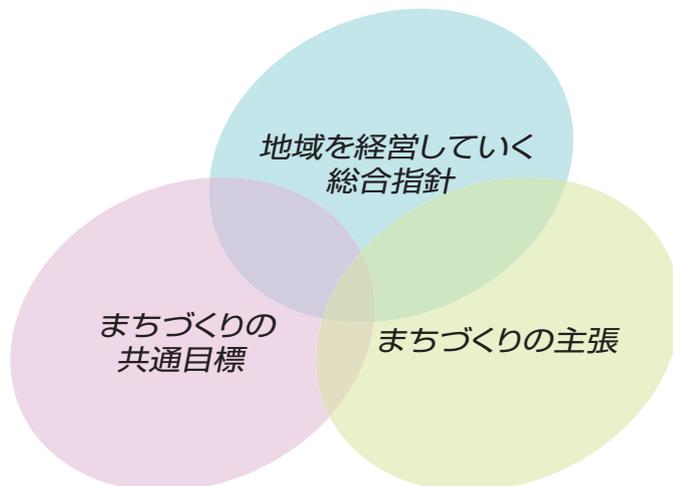
■役割2 まちづくりの共通目標

市民に対しては、今後の本市のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、すべての市民がまちづくりに参画・協働するための、まちづくりの共通目標となるものです。

■役割3 まちづくりの主張

国や宮崎県、広域市町村圏等の広域的な行政や周辺自治体に対しては、本市の主張を提示し、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎となるとともに、全国に向けて積極的に情報発信していくものとして位置づけています。

[第五次串間市長期総合計画の役割]



第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下の通りです。

■基本構想

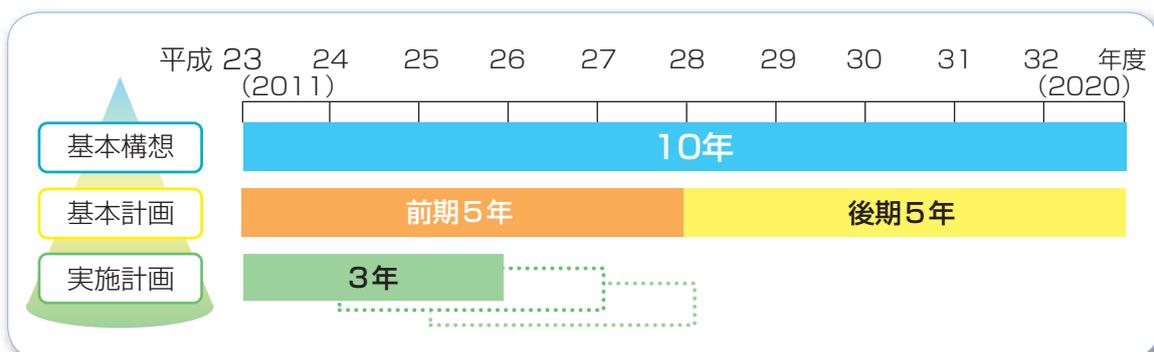
基本構想は、本市の特性、市民のニーズ、時代の潮流、本市の置かれている位置や直面する課題等を検討し、基本とすべき理念や将来像、そして、それを実現するための施策の体系等を示すものであり、平成23年度（西暦2011年度）を初年度とし、平成32年度（西暦2020年度）を目標年度とする10か年の長期構想です。

■基本計画

基本計画は、基本構想の施策の体系に基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、前期5年、後期5年としますが、社会・経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを図る仕組みを導入することとします。また、基本計画の各施策ごとに、今後10年間で目指すべき目標指標（みんなでやっ度）を定め、計画の進捗状況や到達点を絶えず点検評価する仕組み（施策評価）の確立を目指します。

■実施計画

実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。3か年計画として別途策定し、ローリング方式^{*}により毎年見直しを行い、目標指標との連携を図って、長期総合計画の進行管理を行います。



^{*} ローリング方式：毎年見直す方式。

第4節 計画策定過程における市民参画

本市では、本計画策定にあたり、市民とともにつくる協働のまちづくりを目指し、以下のような市民参画の取り組みを行ってきました。

本計画策定における主な市民参画の取り組み ……………

■市民アンケート（平成22年5月実施）

本計画の策定にあたって、市の愛着度や定住意向をはじめ、現状評価、今後期待するまちづくりの方向、各分野における重点施策要望など、市民の意識構造の実態を把握するとともに、計画づくりの基礎資料を得るために実施しました。市内に居住する18歳以上の男女の中から無作為抽出した2,000人を対象に、郵送による配布・回収という方法によって実施したもので、有効回収数630票、有効回収率31.5%となっています。

■串間市まちづくり市民会議（平成22年度中に3回実施）

串間市まちづくり市民会議は、市民の中から参加者の募集を行い、新しいまちづくりの方向について各職場の職員も交えて多様に検討し、市民の代表による意見・提言として取りまとめ、長期総合計画に反映させるために実施しました。市民会議は、「伸ばすところ、変えたいところ」、「分野別の振興方向」、「協働の指針づくり」などをテーマに、本市の誇れる特性や今後のまちづくりについての意見をいただきました。また、各分野の専門的な視点から、よりよいまちづくりへの助言が得られました。

■くしま子ども未来会議（平成22年8月3日実施）

くしま子ども未来会議は、市内中学生の中から各学校の推薦を得て参加者を決め、新しいまちづくりの方向について多様に検討し、10年後の本市を担う人達の意見・提言として取りまとめ、長期総合計画に反映させるために実施しました。未来会議は、「伸ばすところ、変えたいところ」、「本市の将来の方向」などをテーマに、本市の誇れる特性や今後のまちづくりについての意見をいただきました。

■パブリックコメント（平成22年12月から平成23年1月実施）

長期総合計画の検討案が完成後、全市民を対象に意見を聞くパブリックコメントを実施し、出された意見の反映に努めています。

第2章 串間市の個性と分野の課題

第1節 串間市を際立たせる個性

新しいまちづくりの方向性を定めるためには、まず、まちの個性を、長所を伸ばす視点からとらえ直し、生かすべき地域資源として整理することが必要です。新たなまちづくりに生かすべき本市の代表的な個性は、串間市まちづくり市民会議・くしま子ども未来会議の「伸ばすところ」の結果も踏まえて、以下の通り上げられます。

特性1 個性的な自然が豊富で“とても住みやすい”まち

本市は、九州の南東端、宮崎県の最南部で県都宮崎市の南南西約70kmの場所に位置し、東は日向灘、南は志布志湾に臨み、北西は都城市・日南市及び鹿児島県志布志市に接しています。

市の中北西部のほとんどは豊かな丘陵地帯となっており、東部から南部に続く延長77kmの海岸線は、日南海岸国定公園に属し、南国らしい風景が訪れる人々を魅了します。

市内には、二つの山脈が走り、龍口山、笠祇山等を主峰とするその北部一帯は、うっそうとした山林に包まれ、森林資源の宝庫となっています。これらの連山に源を発する河川は、市内の中央を貫流する福島川をはじめ、善田川、本城川、市木川などの河川に分かれ、その流域は肥沃で豊富な農産物を産出しています。

また、夏から秋にかけては台風の影響を受けることがあり、多雨でもありますが、日照時間も長く、黒潮の影響により年平均気温は17.9度と県内観測地点で2番目に高く、年間を通して温暖で、海岸部には無霜地帯もあり亜熱帯植物が自生しています。

面積は294.98km²で、県の総面積の3.8%を占めています。

特性 2 景観美にあふれ、観光・交流資源の多彩なまち

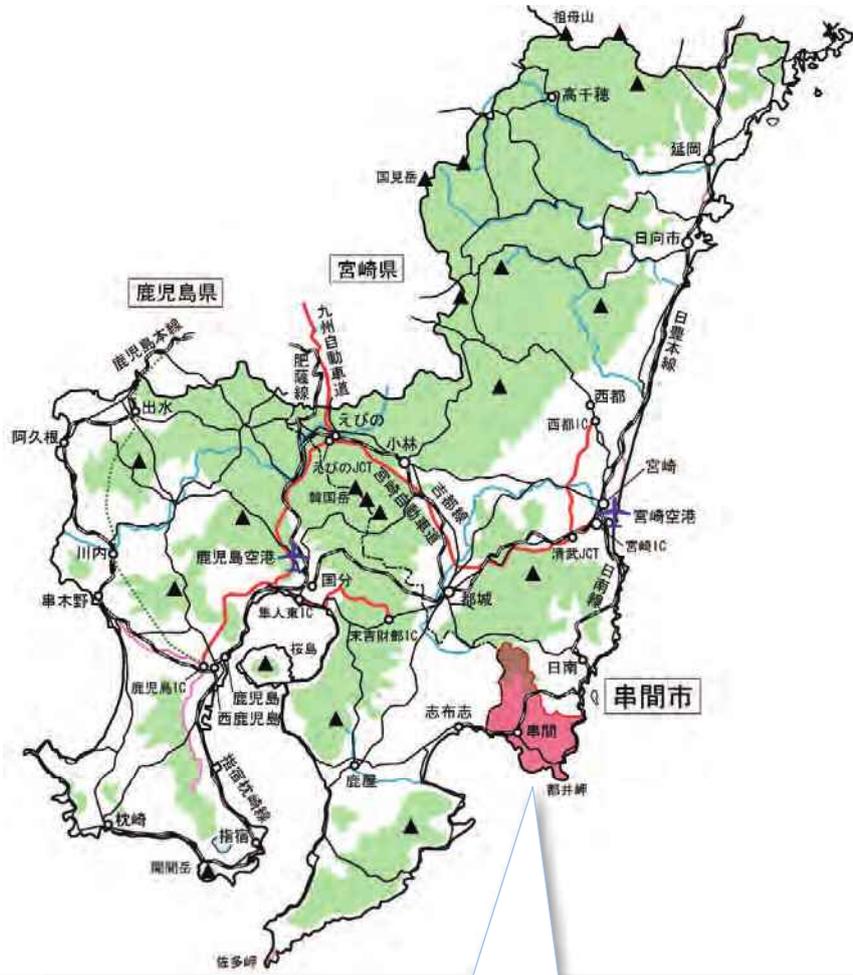
海岸線は大小の半島がリアス式海岸の態をなしており、市内に無数に存在した軍馬養成のための牧馬の名残で野生馬のいる都井岬、海水で芋を洗って食べることで有名な文化猿の幸島、市内北部の山間部は夏でも冷涼でクス学術林を有し、身も切れるほどの冷たい山水を湛え、四季折々の美しさを見せる赤池溪谷など、市内全域が自然の美しさそのままの景観豊かな自然環境都市です。

また、市街地から志布志湾までが一望できる第二高畑山、釣りのポイントが点在する海岸線、温泉と干潟の本城、サーフィンスポットでもある恋ヶ浦など観光・交流・レクリエーション・スポーツのための資源も数多くあります。

さらに、都井岬火まつり、串間市民秋まつり、福島港花火大会、観光とび魚すくい、串間よかむん市など特色あるイベントも多彩であり、今後のまちづくりにあたっては、こうした観光・交流資源を一層生かしたまちづくりを進めていく必要があります。



図 [市の位置及び市域図]



特性 3 中核性が高いコンパクトな市街地を持つまち

本市の市街地は、JR 日南線の串間駅からの広がりをもって形成されており、中心地域には市役所、図書館、文化会館、アクティブセンター、総合運動公園、市民総合体育館、市民病院、警察署などの公共施設が集約的に配置されています。

鉄道では、市内には、串間駅のほか、日向大東駅、日向北方駅、福島今町駅、福島高松駅があり、他の交通手段としては、市民の便利な交通手段となっているコミュニティバス「よかバス」、宮崎交通の路線バスが走っています。また、主要な港湾としての福島港があります。

特に、中心部は、コミュニティバスの循環線一周 30 分でほぼすべての主要公共施設を網羅できる市街地となっており、また、県南と鹿児島県北東部地域をつなぐ中核性が高いコンパクトな市街地をもつまちです。

特性 4 第一次産業とともにあるまち

本市はこれまで、温暖な気候を活用した農業の発展を目指し、農業生産基盤の整備、担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、振興作物等のブランド化を進めるなど着実に成果をあげてきました。また、林業につきましては、本市の総面積の約 76% にあたる 22,500ha の森林にスギを中心に植林し、育林、間伐、伐採、再造林など循環林として関係団体とともに森林整備を行ってきました。さらに、本市の水産業は、沿岸漁業と養殖業が主体で、これまで稚魚放流による栽培漁業や養殖生簀係留施設の整備を推進し生産の安定、漁場改善に取り組んでいます。

このように本市は食料の供給基地として第一次産業とともに発展してきたまちだといえます。こうした風土・実績を背景に、今後とも、他に誇れる第一次産業のまちづくりと第二次、第三次産業との連携を一層進めていく必要があります。

特性5 特色ある歴史と文化が息づくまち

当市の代表的な縄文後期の遺跡としては、下弓田式土器の標識遺跡として有名な下弓田遺跡（大字南方字狐塚）と三幸ヶ野遺跡（大字一氏字西谷）があげられます。古墳時代としては、福島古墳群（長清見塚（円墳）、剣城塚（前方後円墳）、霧島塚（円墳）、毘沙門塚（前方後円墳）、銭亀塚等）、鬼ヶ城古墳群、市木古墳群（蛭田古墳、本宮古墳）などの遺跡があげられます。

当市は、古くから櫛間と呼ばれ、荘園時代にこの区域（旧、福島町、北方村、大東村、本城村、都井村、市木村）を櫛間院といました。建武年間、武州七党のうち横山党の出という野辺氏がこの地の地頭となり、室町時代は島津氏が領し、永禄11年6月、島津氏、伊東氏が戦火を交え、遂に島津氏の敗退となり、伊東氏の領するところとなりました。天正5年12月、伊東、島津の両氏は再び戦い、伊東氏が敗れて居城をすてて豊後にのがれ、櫛間は再び島津氏の領となりました。

時はうつり、天正15年4月、秀吉の九州征討軍日向に侵入するや、たちまち島津氏の飢肥領をうばい、筑前から来た秋月種実が高城、財部（のち高鍋と改む）及び櫛間を与え、伊東氏には飢肥を与え、櫛間が伊東、島津の緩衝地帯となりました。

当時、秋月種実はこの西林院に櫛間城を修築し、ここを居城として高鍋まで支配していましたが、慶長9年、居城を高鍋に移したので櫛間は飛領となり、明治維新まで280年間続いたのです。

明治4年7月の廃藩置県後は、高鍋県に属し、まもなく高鍋県が廃され都城県となりこれに属しました。同6年、美々津県と合して宮崎県となり、同9年、鹿児島県に編入され、同16年、再び分県して宮崎県が設けられたのでこれに属しました。

明治4年以後18年間、西方、高松、奴久見、秋山、串間、北方、南方、大平、大矢取、一氏、本城、崎田、都井、大納、御崎、海北、六郎坊、市木の各村に分かれていましたが、明治22年、これを6ヶ村に整理統合し、福島村、北方村、大東村、本城村、都井村、および市木村がそれぞれ誕生しました。

大正15年10月、福島村は町制を施行、昭和26年、北方村と合併し福島町となりましたが、昭和29年11月3日文化の日に5ヶ町村が合併して新しい「串間市」が誕生しました。

このように本市は、時代の流れに伴い変遷し、特定の為政者の影響を色濃く受けない独自の歴史・文化を有するまちであり、市内各地に異なる文化財や伝統芸能等を有していることから、これらをさらに生かして、個性豊かなまちづくり、市民文化の香り高いまちづくりを一層進めていくことが必要です。

特性6 市民活動と行政活動の協働の萌芽がみられるまち

都市化の進展や価値観の多様化に伴い、全国的に郷土愛や地域連帯感が薄れていく傾向にある中で、豊かな自然環境や貴重な伝統文化に生まれ、古くから受け継がれてきたあたたかい心や人と人とのつながりの強さ、コミュニティ活動等の地域連帯感の強さは、次世代に引き継ぐべき本市の優れた特性の一つです。このことは、市民アンケート調査において、人情味や地域の連帯感をまちの魅力として高い評価をしていることから窺えます。

今後とも、これらの市民活動や市民性を大切に守り育て、地方分権時代に即した市民主体・地域主体の自立したまちづくり、市民と行政の協働のまちづくりの原動力として生かしていくことが必要です。

さらに、行政は「行財政改革」の具体化を進めており、経費の削減とともに高品質の行政サービスの提供を目指しています。



第2節 人口と世帯

平成17年の国勢調査結果では、総人口が22,118人となっています。

昭和30年の国勢調査では、42,305人あった人口は、ずっと減少傾向で推移しており、平成12年から平成17年の5年間では、1,529人の減少となっています。

また、世帯数は、平成12年までは、増加を続けていましたが、平成17年には8,700世帯と減少に転じ、1世帯当たりの人員は、核家族化や世帯の多様化の進行により減少しています。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成12年の3,498人（14.8%）から平成17年には2,795人（12.6%）へと、生産年齢人口（15～64歳）は平成12年の13,091人（55.4%）から平成17年の11,752人（53.1%）へと人数、構成比率ともに減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）は平成12年の7,058人（29.8%）から平成17年の7,196人（32.5%）へと人数、構成比率ともに増加しています。

平成17年の高齢化率は32.5%と全国平均（20.1%）、宮崎県平均（23.5%）を上回り、年少人口比率は12.6%と全国平均（13.7%）、宮崎県平均（14.7%）を下回っており、少子高齢化は確実に進んでいます。今後は、あらゆる分野で本格的な少子高齢社会の到来を見据えたまちづくりを進めていく必要があります。



表 串間市の人口の推移（国勢調査）

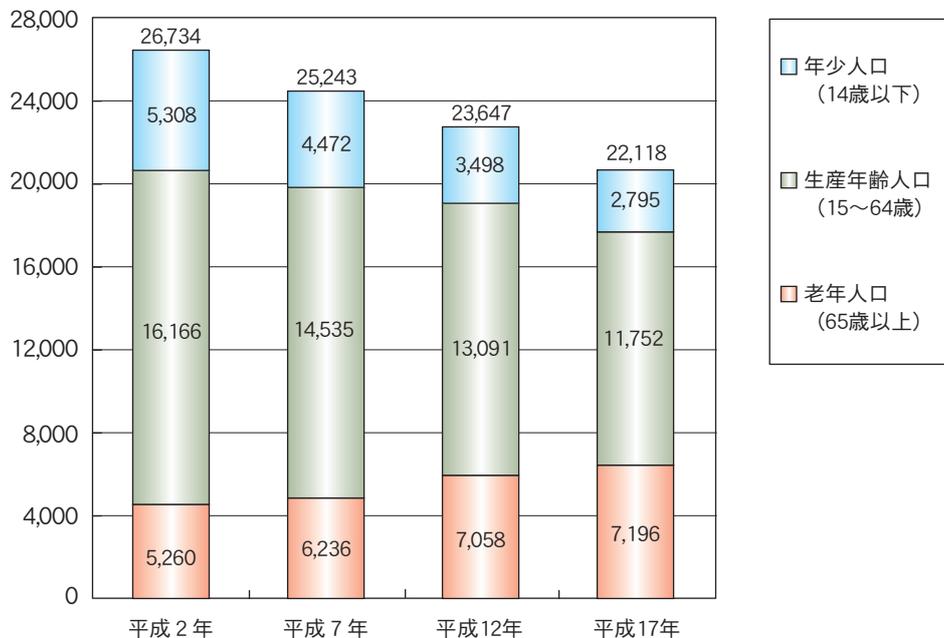
（単位：人、世帯、人/世帯、％）

項目	年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	年平均増減率		
						H2～H7	H7～H12	H12～H17
総人口		26,734	25,243	23,647	22,118	△ 1.12	△ 1.26	△ 1.29
年少人口 (14歳以下)		5,308 (19.9%)	4,472 (17.7%)	3,498 (14.8%)	2,795 (12.6%)	△ 3.15	△ 4.36	△ 4.02
生産年齢人口 (15～64歳)		16,166 (60.5%)	14,535 (57.6%)	13,091 (55.4%)	11,752 (53.1%)	△ 2.02	△ 1.99	△ 2.05
老年人口 (65歳以上)		5,260 (19.7%)	6,236 (24.7%)	7,058 (29.8%)	7,196 (32.5%)	3.71	2.64	0.39
世帯数		8,741	8,774	9,024	8,700	0.08	0.57	△ 0.72
1世帯当人数		3.06	2.88	2.62	2.54	—	—	—

注：総人口の平成17年には375人の年齢不詳を含む。
割合について、四捨五入処理により合計が一致しない場合がある。

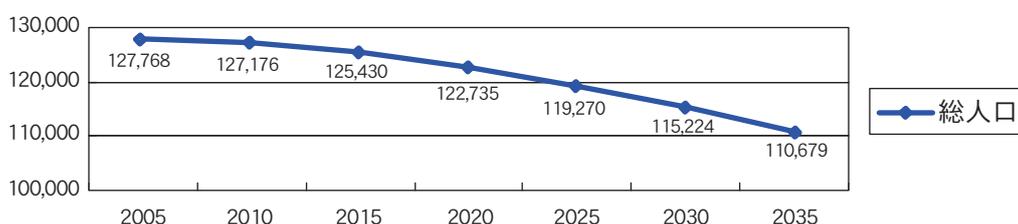
資料：国勢調査

図 串間市の人口の推移（国勢調査）



合計特殊出生率の低下などを理由に出生数が低下していることに加え、高齢人口の死亡数が増加しているため、わが国は本格的な人口減少社会に突入しようとしています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果によると、2008年の約1億2756万人から、約25年後の2035年には1億1千万人程度にまで減少とすると予測されています。

本市は、本格的な人口減少社会を実際に体現している最中ともいえます。



また、人口減少だけでなく、わが国の人口動向は、東京圏、大阪圏、名古屋圏の3大都市圏への人口集中が続き、相対的に地方圏の人口が減少していく傾向が1960年以降一貫して続いています。こうした社会移動に伴う人口格差は近年も顕著にみられ、特に東京圏は、2004年から2008年の5年間で、東北から16万4,017人、近畿から13万1,677人の転入超過が記録されているなど、東京圏一極集中の様相は相変わらず改善されていません。

また、地方圏における都市部とそれ以外で人口移動の二極化が起こっています。地方圏の都市部以外の地域（農山漁村部等）から、地方圏の都市部への人口流出が生じています。こうした動きは地方圏のとりわけ農山漁村部において、人口減少が経済の停滞や集落機能の維持の困難さにつながる重要な要因となっており、本市においてもこの傾向とは無縁ではありません。

第3節 就業構造

就業者総数は、平成2年から一貫して減少傾向にあり、産業別では、第1次産業の就業人口は減少傾向にあり、第2次産業の就業人口も減少傾向、第3次産業の就業人口も全体として減少傾向にあるものの構成比では増加しており、経済のソフト化*が進んでいます。

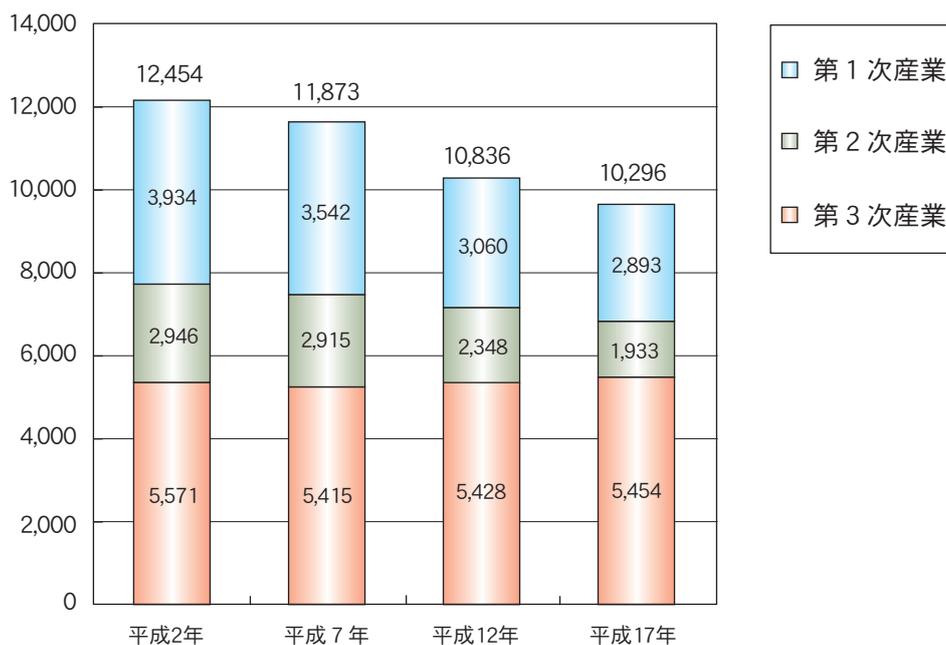
表 産業別就業者の推移（国勢調査）

(単位:人、%)

項目	年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	年平均増減率		
						H2~H7	H7~H12	H12~H17
総人口		26,734	25,243	23,647	22,118	△ 1.12	△ 1.26	△ 1.29
就業人口総数		12,454	11,873	10,836	10,296	△ 0.93	△ 1.75	△ 1.00
第1次産業		3,934 (31.6%)	3,542 (29.8%)	3,060 (28.2%)	2,893 (28.1%)	△ 1.99	△ 2.72	△ 1.09
第2次産業		2,946 (23.7%)	2,915 (24.6%)	2,348 (21.7%)	1,933 (18.8%)	△ 0.21	△ 3.89	△ 3.53
第3次産業		5,571 (44.7%)	5,415 (45.6%)	5,428 (50.1%)	5,454 (53.0%)	△ 0.56	0.05	0.10
就業率		46.6%	47.0%	45.8%	46.6%	—	—	—

注) 就業人口総数には、平成2年に3人、平成7年に1人、平成17年に16人の分類不能を含む。
資料: 国勢調査

図 産業別就業者の推移（国勢調査）



* ソフト化：生産・製造業から第三次産業への転換。

第4節 市民の意識と期待

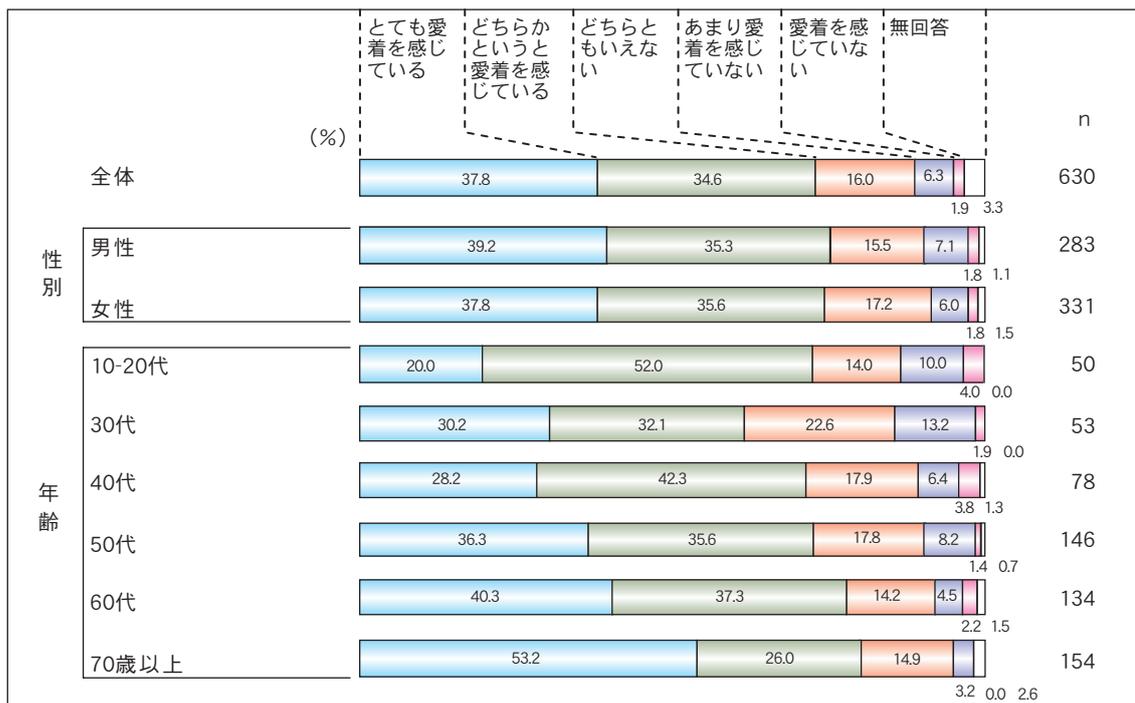
本計画の策定にあたって、市民の意見を幅広く反映させるため、平成22年5月に、18歳以上の市民2,000人を対象として「市民アンケート調査」を実施し、有効回収数は630票、有効回収率は31.5%でした。その中から、まちづくり全体にかかわる分析結果を抜粋すると、以下の通りです。

(1) まちへの愛着度

市民のまちへの愛着度を把握するため、「とても愛着を感じている」、「どちらかというとな愛着を感じている」、「どちらともいえない」、「あまり愛着を感じていない」、「愛着を感じていない」の中から1つを選んでもらいました。

その結果、「とても愛着を感じている」と回答した人が37.8%で最も多く、次いで「どちらかというとな愛着を感じている」という人が34.6%で続き、これらをあわせた“愛着を感じている”という人が72.4%でした。これに対して、“愛着を感じていない”（「あまり愛着を感じていない」6.3%と「愛着を感じていない」1.9%の合計）は8.2%と1割以下にとどまり、まちへの愛着度は高いといえます。なお、「どちらともいえない」は16.0%となっています。

図 まちへの愛着度（全体・性別・年齢別）



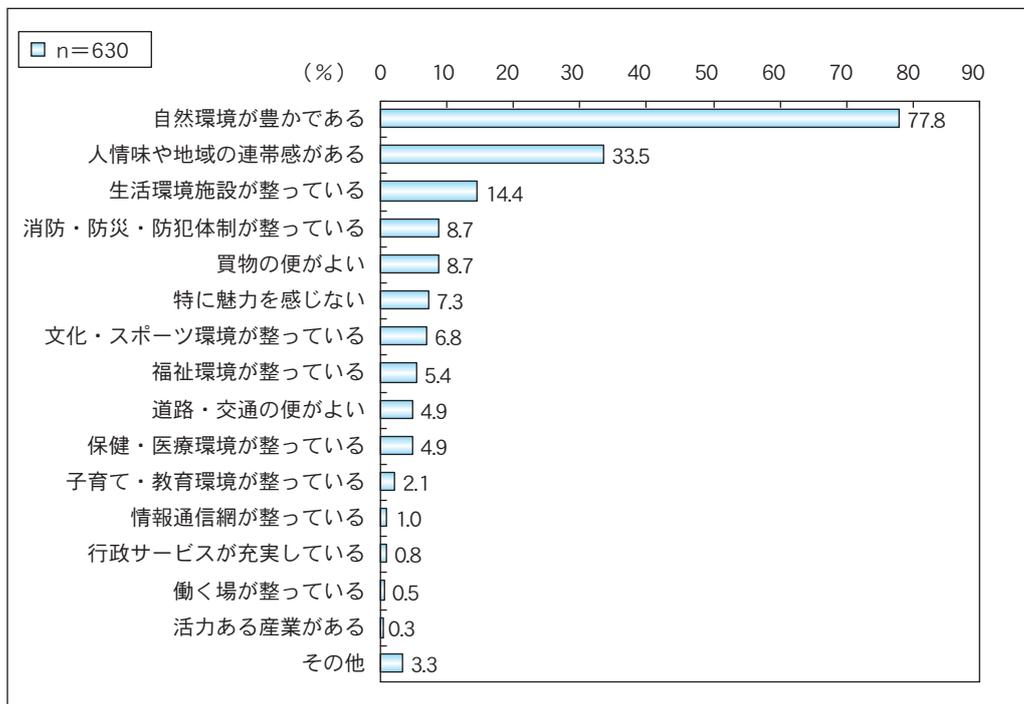
注：nは回答者の票数、以下同じ。

(2) まちの魅力

まちの魅力については、「自然環境が豊かである」(77.8%) が他を大きく引き離して第1位に挙げられ、次いで「人情味や地域の連帯感がある」(33.5%)、「生活環境施設が整っている」(14.4%)、「消防・防災・防犯体制が整っている」・「買物の便がよい」(同率 8.7%)、「特に魅力を感じない」(7.3%)、「文化・スポーツ環境が整っている」(6.8%)、「福祉環境が整っている」(5.4%) などの順となっています。

性別、年齢別でも、すべての層で「自然環境が豊かである」が第1位に挙げられ、次いで「人情味や地域の連帯感がある」が挙げられていますが、年齢別の10・20代、40代、50代では「特に魅力を感じない」が第3位となるなど、世代によってまちの魅力に対する認識にやや違いもみられました。

図 まちの魅力について (全体 / 複数回答)



(3) まちの各環境に対する満足度

市の各環境に関する市民の評価について、満足度をたずねた50の設問項目の傾向を、「満足」（「満足している」及び「どちらかといえば満足している」の合計）、「どちらともいえない」、「不満」（「どちらかといえば不満である」及び「不満である」の合計）の3区分にまとめ、その比率でみていくと、「満足」と回答した率は、「ごみ処理・リサイクル等の状況」（50.8%）が最も高く、次いで「保健サービス提供体制」（45.3%）、「上水道の状況」（42.7%）、「墓地・火葬場の整備状況」（41.4%）、「消防・救急体制」（39.8%）などの順となっています。

一方、「不満」と回答した率は、「雇用対策の状況」（46.8%）が最も高く、次いで「観光振興の状況」（43.5%）、「工業振興の状況」（43.0%）、「商業振興の状況」（37.4%）、「道路の整備状況」（34.6%）などの順となっています。

さらに、加重平均値〔後述参照〕による評価点（満足度：最高点10点、中間点0点、最低点－10点）による分析を行いました。

この結果、評価点の最も高い項目は「ごみ処理・リサイクル等の状況」（3.07点）となっており、次いで第2位が「墓地・火葬場の整備状況」（2.90点）、第3位が「上水道の状況」（2.53点）と続き、以下、「し尿処理の状況」（2.34点）、「保健サービス提供体制」（2.29点）などの順となっています。

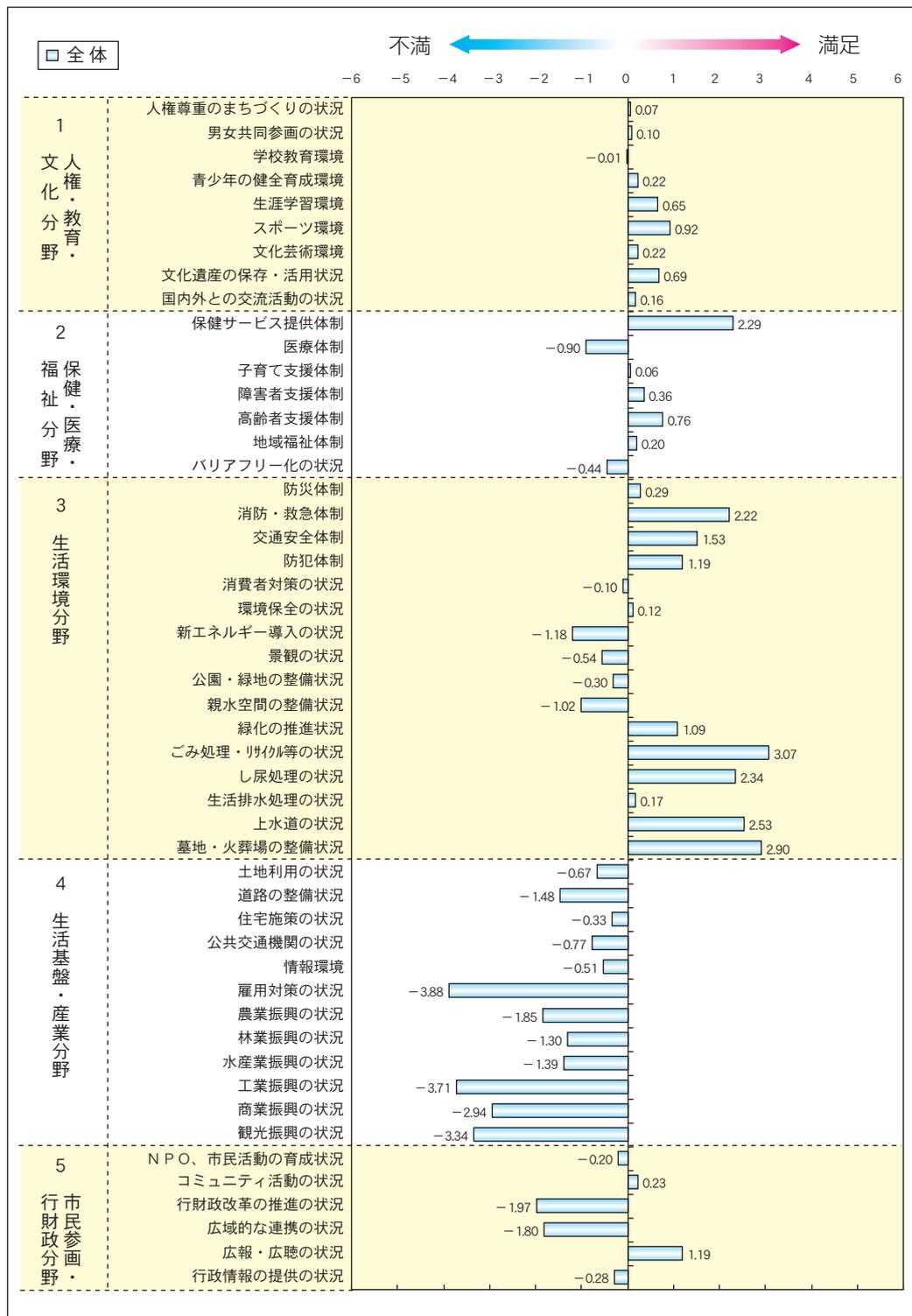
一方、評価点の低い方からみると、「雇用対策の状況」（－3.88点）が最も低く、次いで第2位が「工業振興の状況」（－3.71点）、第3位が「観光振興の状況」（－3.34点）と続き、以下、「商業振興の状況」（－2.94点）、「行財政改革の推進の状況」（－1.97点）などとなっており、評価がプラスの項目は26項目、マイナスの項目は24項目となっています。

* 評価点（加重平均値）の算出方法
5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点を算出する。

評価点＝	$\left[\begin{aligned} & \left(\text{「満足している」の回答者数} \times 10 \text{点} \right) + \left(\text{「どちらかといえば満足している」の回答者数} \times 5 \text{点} \right) + \left(\text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \right) + \left(\text{「どちらかといえば不満である」の回答者数} \times -5 \text{点} \right) + \left(\text{「不満である」の回答者数} \times -10 \text{点} \right) \end{aligned} \right]$	÷	$\left[\begin{aligned} & \left(\text{「満足している」} + \text{「どちらかといえば満足している」} + \text{「どちらともいえない」} + \text{「どちらかといえば不満である」} + \text{「不満である」} \right) \text{の回答者数} \end{aligned} \right]$
------	---	---	---

図 まちの各環境に対する満足度（全体）

（単位：評価点）



(4) 満足度と重要度の相関（優先度）

まちの現状評価や行政ニーズを把握するため、満足度評価と重要度評価を相関させた散布図を作成しました。このグラフでは左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高・重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなります。この散布図からの数量化〔下記参照〕による分析で優先度（評価点：最高点 42.43 点、中間点 0 点、最低点 -42.43 点）を算出しました。

この結果をみると優先度は、「雇用対策の状況」（20.70 点）が第1位となっており、次いで「観光振興の状況」（16.44 点）、「医療体制」（15.59 点）が続き、以下、「工業振興の状況」（14.67 点）、「道路の整備状況」（12.17 点）、「商業振興の状況」（11.00 点）、「農業振興の状況」（10.99 点）の順となっています。

※優先度の算出方法

- ① 散布図を作成するため満足度偏差値・重要度偏差値を算出する。
例：「雇用対策の状況」→満足度偏差値 30.42…、重要度偏差値 55.02…
- ② ①で算出した偏差値から平均（中心）からの距離を算出する。
例：「雇用対策の状況」→ $20.22… = \sqrt{(30.42 - 50)^2 + (55.02 - 50)^2}$
- ③ 平均（中心）から「満足度評価最低・重要度評価最高」への線と平均（中心）から各項目への線の角度を求める。
例：「雇用対策の状況」→30.61 度
- ④ ③で求められた角度より修正指数を算出する（指数は下記の通り設定し、左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど得点が高くなる。）。
例：「雇用対策の状況」→ $0.6598 = (90 - 30.61) \times (1 \div 90)$
- ⑤ ②で算出された平均（中心）からの距離と③で算出された修正指数から優先度を算出する。
例：「雇用対策の状況」→ $13.34 = 20.22… \times 0.6598…$

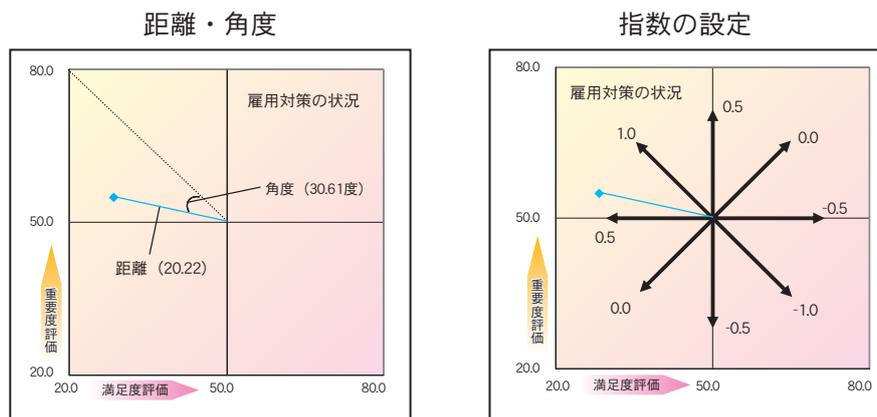


図 満足度と重要度の相関（優先度）（上位・下位各 10 項目）

(単位:評価点)

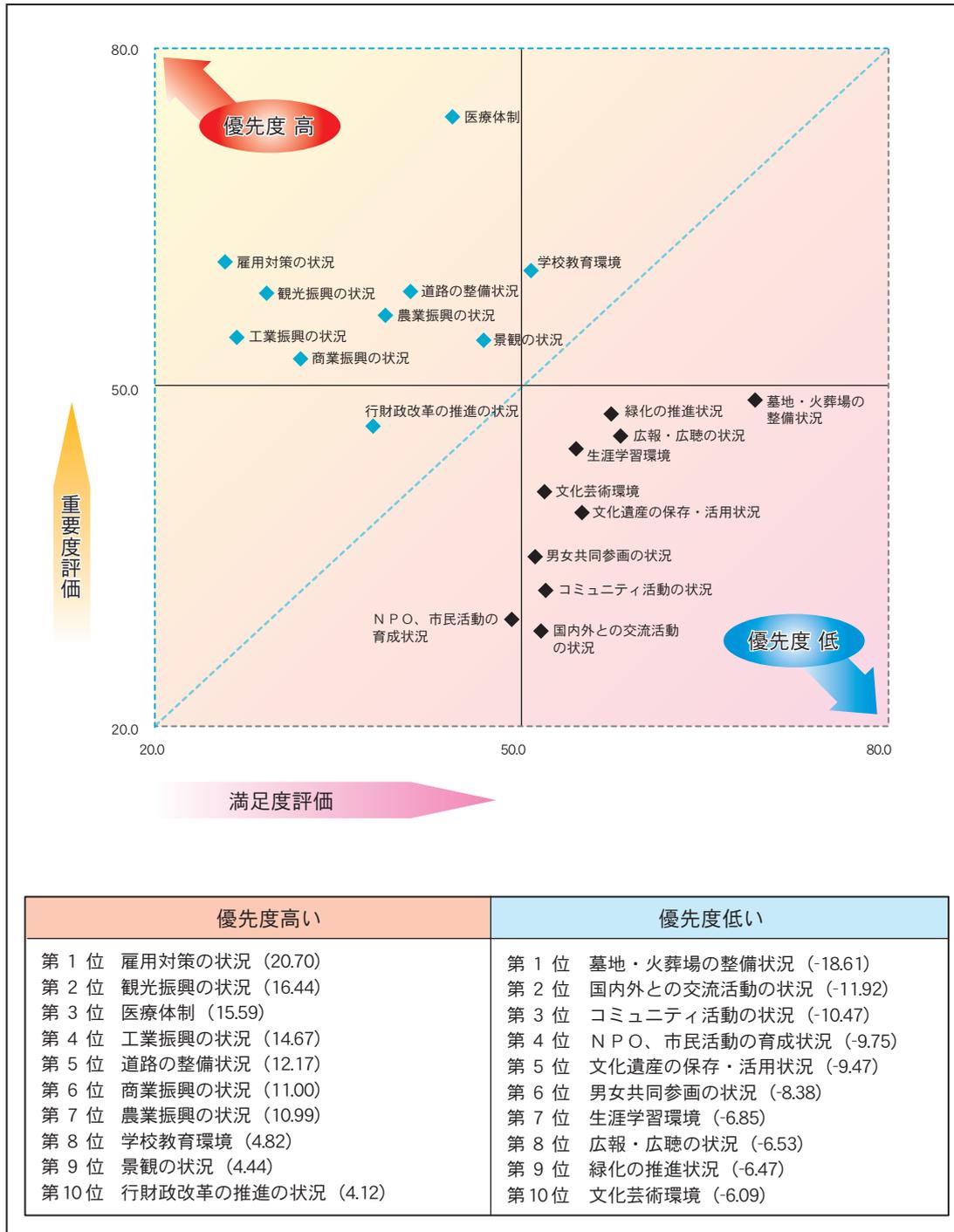
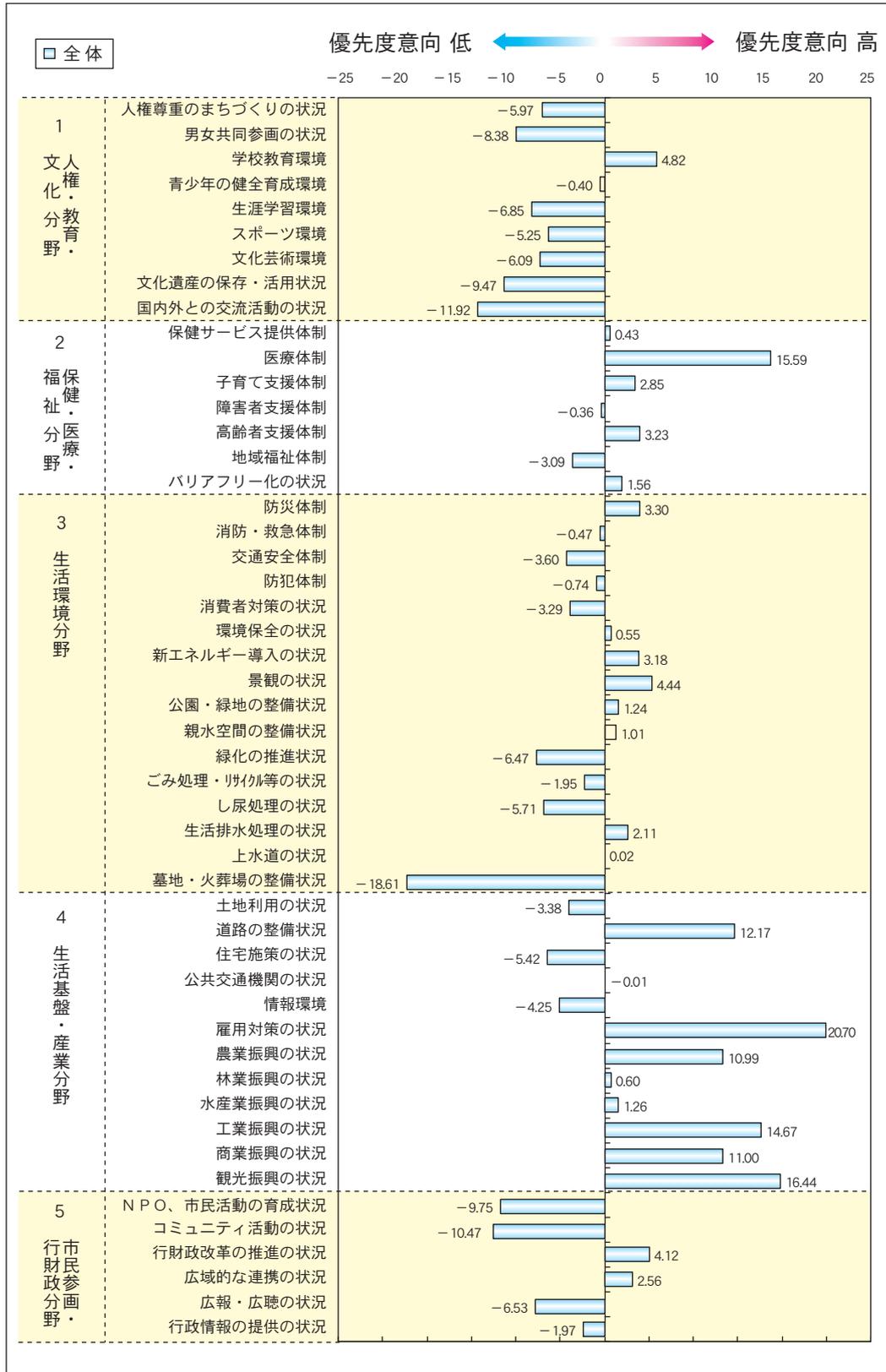


図 満足度と重要度の相関（優先度）（全体）

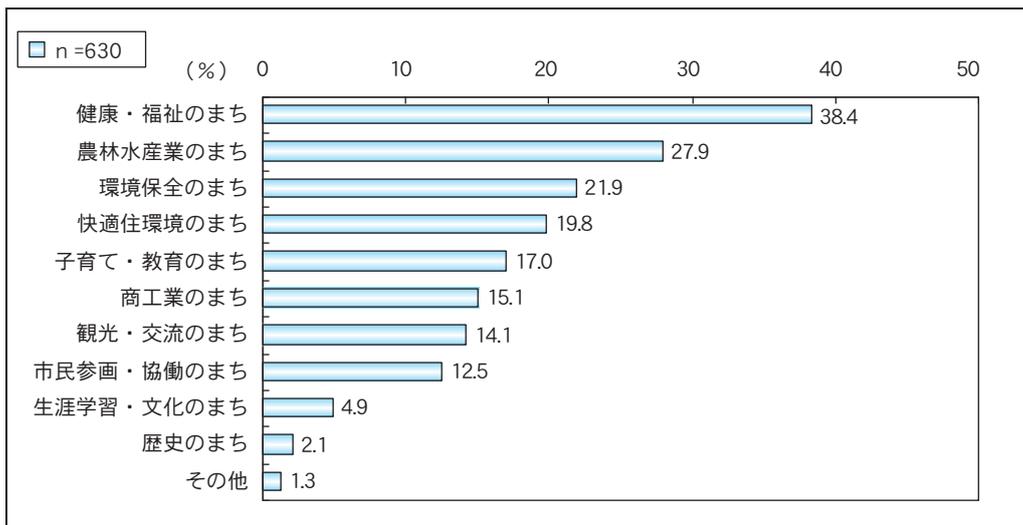
（単位:評価点）



(5) 今後のまちづくりの特色

今後のまちづくりの特色については、「健康・福祉のまち」(38.4%) が他を引
き離して第1位に挙げられ、健康・保健・福祉分野への関心が高いことがうか
がえます。その他では「農林水産業のまち」(27.9%)、「環境保全のまち」(21.9%)、
「快適住環境のまち」(19.8%)、「子育て・教育のまち」(17.0%)、「商工業のまち」
(15.1%)、「観光・交流のまち」(14.1%)、「市民参画・協働のまち」(12.5%)、「生
涯学習・文化のまち」(4.9%)、「歴史のまち」(2.1%) の順となっており。健康・
福祉分野を中心に、農林水産業の充実、住環境の充実、子育てや教育、商工業、
観光・交流、市民参画・協働への関心が高いことがうかがえます。

図 今後のまちづくりの特色 (全体 / 複数回答)



第5節 踏まえるべき時代潮流

本市をめぐる社会・経済情勢の変化はめまぐるしいものがあり、まちづくりの各分野において、検討かつ対応していかなければならないいくつかの潮流があります。今後のまちづくりにおいては、広域的、全国的、さらには世界的な視点から、時代の流れがもたらす様々な課題に的確かつ柔軟に対応していくことが必要です。

潮流1 地方分権の進展と広域連携の強化

平成18年12月に地方分権改革推進法が成立し、同法に基づき設置された地方分権改革推進委員会で第4次にわたる勧告がなされてきました。これを反映して、政府において、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」が策定されました（平成21年12月15日閣議決定）。

地方分権改革（地域主権改革）とは、日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革のことを指しています。中央から地方へという地方分権の動きはより一層大きくなり、地方自治体は、政治・経済・社会・文化などのあらゆる面で自主的で個性あるまちづくりを自己決定・自己責任のもとで推進することが求められています。

そして、「集約とネットワーク」の観点のもとで、近接する市町村が様々な分野で相互に連携・協力し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培うことで、魅力あふれる地域づくりを目指していくことが求められています。

また、多様化する行政ニーズや移譲される権限の受け入れに応えるため、行財政能力の向上や新たな行財政推進体制づくりが求められています。

潮流 2 少子高齢化の進行

わが国では、高齢化が進行する一方で、少子化による人口減少の時代が始まっています。また、2012年からの3年間で退職者は660万人ともいわれ(→2012年問題)、一方、出生者は324万人と見込まれています。

本格的な少子高齢化社会を迎え、子どもを安心して産み育てられる環境づくりや、高齢者が健康で安心して暮らし、社会参加を通じてゆとりと生きがいを感じることができるまちづくりが求められています。

潮流 3 安全・安心のまちづくりの社会的要請

世界各地で大規模な自然災害が多発しているほか、国内でも地震等が発生し、自然災害からの安全性確保への人々の意識が急速に高まっています。

また、犯罪の増加や低年齢化をはじめ、児童生徒が犯罪に巻き込まれる事件、食の安全の問題、世界各地における同時多発テロや有事の発生、さらには新型インフルエンザ問題や家畜伝染病の発生等を背景に、安全・安心な地域社会づくりがこれまで以上に強く求められています。

潮流 4 厳しい経済環境と財政の深刻化

2008年の世界金融危機・同時不況に伴う景気悪化は、不振が続く地方経済に一層の打撃を与えました。今回の景気悪化でみられた特徴としては、輸出依存型の鋳工業生産の悪化が激しく、その不安定さが浮き彫りになりました。鋳工業にかかる工場誘致は地方経済活性化の大きな一手段でしたが、生産の変動で景気に大きく左右されるリスク^{*}が再認識されることになりました。

一方、公共投資に関しては、2000年代に公共投資が削減され、地方経済は大きな影響を受けました。これは、地方における経済構造が公需に依存している割合が高いことを示しており、社会資本整備がある程度行われた現代にあって、

^{*} リスク：危険性

今後、民需へ対応して行く経済構造へと転換させていくことが必要になっていきます。

こうした経済環境は、国や地方自治体の財政にも大きな影響を及ぼしており、国及び地方の財政は、依然として厳しい状況が続いています。

潮流5 グローバル化・高度情報社会の進展

情報通信技術の発達により、地球的な規模で時間と距離の制約を受けずに、対面に近い形での情報のやりとりが可能となります。そして、世界から個人生活に至るまで、あらゆる社会経済活動に大きな変革をもたらされようとしています。

こうした流れは、地域においてもコミュニケーションの手段に多様性、選択性をもたらし、今までにない新しい関係や活動を生み出す可能性を秘めています。

しかし、一方では、情報活用能力の違いによる情報格差、ネットワーク上のプライバシー侵害やコンピュータ犯罪等の新たな問題を生じさせています。

また、情報通信技術とともに交通・輸送手段の発達によって、人やモノ、情報、資金などが世界中を活発に行き交い、異なる国や地域がこれまで以上に緊密に、短時間で結びつくようになっています。

こうしたグローバル化の進展により、地球温暖化などの地球規模の問題の解決や多文化共生社会の実現など、様々な社会的、経済的、文化的活動における国家・地域間の相互の理解、協力の重要性が高まっています。

一方、グローバル化は、経済・産業等の面で国際的な競争の激化をもたらしている側面があります。しかし、これを新たなチャンスととらえ、世界的な展開を視野に入れながら技術力の向上や人材の育成など持続可能な経済基盤の強化を着実に進め、地域の個性や資源に根ざした魅力を高めていくことが、国際競争力の強化、ひいては地域活性化の鍵になります。

潮流 6 地球環境問題の深刻化

人間の諸活動に伴うエネルギー消費の増大等により、地球的な規模において様々な環境問題が引き起こされています。地球環境問題は人類共通の課題であり、経済産業活動から市民生活に至るあらゆる分野での対応が不可欠となっています。

「地球規模で考え、足下から行動する」という環境保全の行動理念のもと、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会・低炭素社会^{*}の形成のための生活スタイルの実践が求められています。

潮流 7 市民と行政の協働によるまちづくり時代の到来

心の豊かさを重視する価値観の高まりとともに、自己表現の場としてもボランティア活動への関心が高まっています。平成 10 年の特定非営利活動促進法の成立により、NPO^{*}の社会的役割が法的にも認められ、各地で NPO がまちづくりの一翼を担うようになってきています。

今後は、まちづくりの過程や実践について NPO をはじめ市民の参画を促進し、行政の手の届かない分野やこれまで行政が担当していた分野での活動推進とともに、行政との協働によるまちづくりを推進し、企業誘致による雇用の確保だけでなく、コミュニティビジネス^{*}などこの分野での雇用の確保も考慮していくことが求められています。

^{*} 低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。

^{*} NPO：民間非営利組織

^{*} コミュニティビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組み。

第6節 串間市の発展課題

本市を際立たせる個性、市民の意識と期待、時代の潮流等を踏まえ、発展課題をまとめると以下の通りです。

課題1 まちづくり体制の確立による協働社会の構築

地方分権時代に即した自己決定・自己責任のまちづくりに向けては、本市のおかれている厳しい財政状況を認識しつつ、今後も、市民・市・市議会による協働体制を強化していく必要があります。

そのためには、情報の共有などによる「市政への市民参画」と地域コミュニティの育成・支援などによる「まちづくりへの市民参画」と「協働体制の確立」、「人権の尊重と男女共同参画」が不可欠です。

これにより、地域での新しい課題解決のためのビジネスの場を形成することで、地域における創業機会、地域雇用を拡大する効果が望めます。また、地域住民自らが主導し実践することによって、地域社会の自立・活性化、地域コミュニティの再生などの効果が期待されると同時に、活動主体たる地域住民には、社会に貢献しているという満足感や、やりたいことを実行するという自己実現の満足感、生き甲斐を与えてくれます。

また、行政サイドにおいても、常にコスト意識を持った効率的な行政運営、市民の信頼を得て協働のまちづくりのコーディネーター[※]となって取り組むことのできる職員の育成、そして、効率的に地域との連携を図っていくための行財政体制の整備が求められています。

※ コーディネーター：ものごとを調整する役の人。

課題2 高齢者や障がい者が健康で暮らせるまちづくりの推進

本市においても今後ますます高齢化は進行し、10年後には65歳以上の高齢者人口は全人口の4割弱程度になると予想されています。

長い生涯を健康で元気に過ごすことができるよう保健・医療・福祉の連携によるきめ細やかな健康づくりの充実等が求められています。

また、健康・福祉のまちづくりは、市民アンケートにおいても、今後のまちづくりの特色として高い支持を得ています。

さらに、高齢者や障がい者が気軽に集い交流できる場所づくりや社会参加の拡充等に努める必要があります。

課題3 若者定住を促す子育て支援や人材育成の充実

本市では、進学や就職による若年層の市外流出が大きな課題となっています。

今回実施した「まちづくりアンケート調査」の結果では、若年層が特に強く望む施策として、子育て支援や児童福祉の充実、幼児教育や学校教育の充実、さらには、環境保全、働きがいのある職場の充実等が挙げられました。今後、若者ニーズに即した施策・事業を重点的に推進し、若者が住みたくなるまちづくりの実現を目指す必要があります。

課題4 農林水産業の活性化と雇用を確保する産業の振興

本市は、これまで食用かんしょや米、葉たばこや施設園芸等を主体とする農業をはじめ、肉用牛や酪農、養豚、ブロイラーなどの畜産、森林整備や木材生産などの林業、定置網や養殖漁業などの水産業といった第一次産業を基幹産業として発展してきました。

しかし、一方では、農業離れや農地・林地の荒廃、家畜伝染病による影響、魚価の低迷等があり、これに伴いまちの活力も停滞してきています。

そのため、環境保全型・循環型農業の一層の推進や集落営農等の組織づくり、

つくり育てる漁業をはじめ地産地消の推進等を図るとともに、農林水産物の付加価値を高める必要があります。さらに所得の増大や担い手の確保にもつながる新たな農林水産業の振興施策にも取り組んでいく必要があります。

また、引き続き企業誘致を進めるとともに、地域特性を生かした6次産業化等に取り組み、地域の活性化と雇用の確保を図る必要があります。

さらに、地域商業者を中心に、拠点性が高く、かつ地域に密着した商店街振興策の推進も必要です。

課題5 生活利便性・快適性の向上と安全・安心の確保

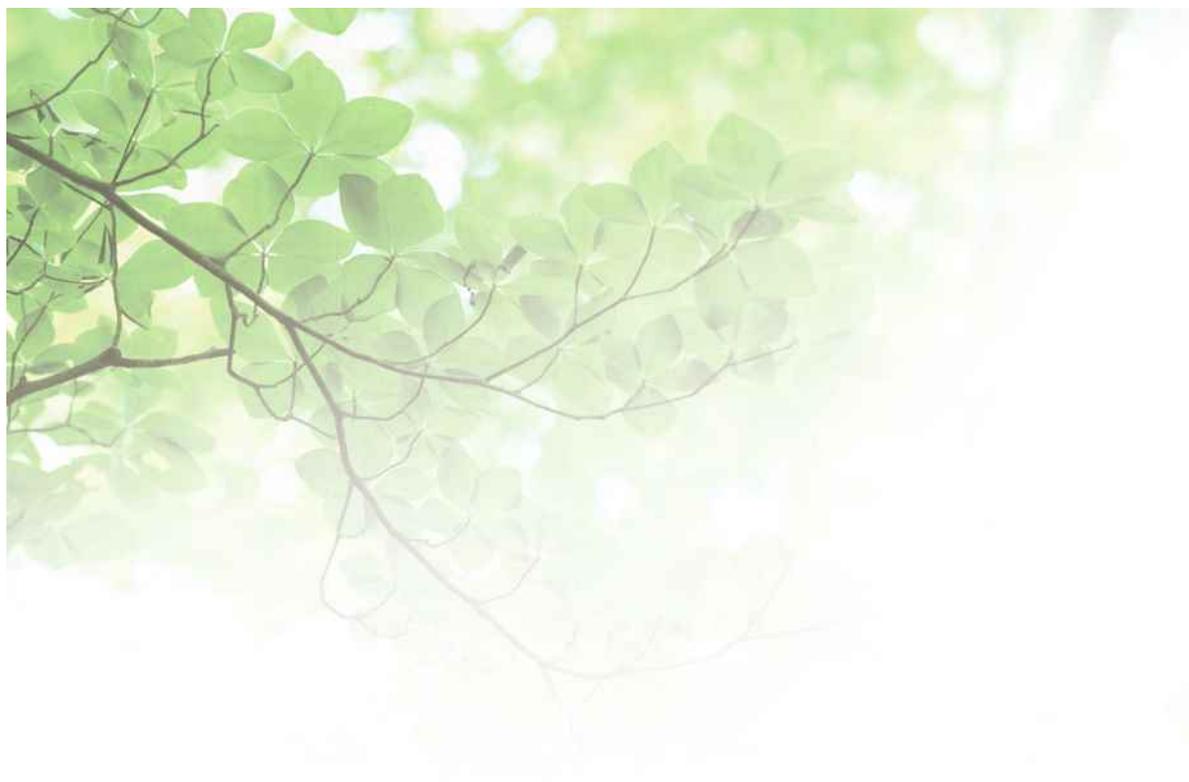
本市は、高速交通体系の整備が遅れていることに起因する地域整備の遅れが人口減少の一因ともなっています。また、鉄道・バスといった各種交通等の連絡の悪さから、通勤・通学での交通利便性の低い地域もあります。今後、高速交通網と道路整備の充実、市街地環境の整備等に努めて、生活の利便性・快適性の一層の向上を図る必要があります。

近年、全国的に続く大規模な自然災害や子どもを狙った悪質な犯罪、交通事故や食への不安の増加、消費者保護の必要性等が懸念されることから、市民の安全・安心を求めるニーズは急速に高まっています。また、うつ病対策と併せ、働き方を見直したり、何度でも再チャレンジできるよう、互いに助け合い、見守り合う地域の再生・強化や防犯体制の充実等を図って、安全・安心なまちづくりの構築を目指す必要があります。

課題6 豊かな自然環境の保全と循環型まちづくりの形成

水と緑が輝く本市の自然環境に市民は愛着を持ち、未来にわたって保全し続けることを望んでいる一方で、地球規模で進行する環境破壊の現実等に直面することも多くなり、市民の環境問題に対する危機意識は高まっています。

今後一層、自然環境の保全・監視活動の充実に努めるとともに、ごみの減量化やリサイクルの推進、環境に配慮した生活スタイルの普及など循環型のまちづくりの形成・確立に努める必要があります。



第 2 部

基本構想



第1章 串間市の将来像

第1節 まちづくりの基本理念

第1部の総論を踏まえ、新しいまちづくりの基本理念を以下の通り定め、まちづくりのすべての分野における基本的な考え方とします。

基本理念1

「みんなが主役ー参画と協働」

自ら決め自ら実行する市民と地域を目指すという、地方分権時代にふさわしい理念のもとに、市民・団体・事業者・行政が力を合わせて、参画・協働のまちづくりを進めます。

基本理念2

「みんながすこやかー健康と快適」

市民一人ひとりの健康づくりを推進するとともに、環境・景観保全を基本とした循環型社会を形成し、だれもが生涯をとおして安心・安全に暮らせる健康で快適なまちづくりを進めます。

基本理念3

「みんながいきいきー活力と人づくり」

恵まれた自然環境や特色ある文化の魅力を引き出すことによる交流人口の増加、農林水産分野をはじめ独自の地域資源の新たな展開による産業振興、多様性と個性を尊重する人づくりなど、市民が郷土に誇りを持ち、にぎわいと活気あふれるまちづくりを進めます。

第2節 串間市の将来像

本市の個性や市民の意識と期待、時代の潮流、発展課題、そしてまちづくりの基本理念を総合的に勘案し、将来都市像を以下の通り定め、「串間市」ならではの地域特性・資源を活用し、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが安心して地域で健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指します。



しあわせで、住みよい、豊かな串間の創造

将来都市像は、本市の豊かな自然を生かし、市民の笑顔があり、生きる喜びがあふれるまちへとさらに発展させていくという意気込みを表しています。

なお、この将来都市像と基本目標は、串間市まちづくり市民会議とくしま子ども未来会議で出された将来像等の中から、その要素を汲み取って構成したものです。

「しあわせで、住みよい、豊かな串間の創造」とは、これまでの基本とする理念を継承して、本市の変わらない理念として位置づけており、産まれてから、育ち・学び・働き、老後を送る人生のライフ・ステージ[※]を、必要とする健康・福祉体制に守られつつ、生きがいをもって、安全・安心で豊かに暮らしていくことができる状態を表しています。

[※] ライフ・ステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

第3節 人口・就業構造の推計

国勢調査の結果による過去の人口推移に基づき、コーホートセンサス変化率法[※]により人口推計を行った結果によると、本市の人口は今後も減少傾向で推移し、平成32年には17,190人程度になることが推計されています。

また、年齢階層別人口をみると、出生率の低下と平均寿命の伸張により、今後、老年人口（65歳以上）の増加が一層顕著となり、平成32年には6,820人と、構成比でも39.7%を占め、高齢化がさらに進むことが想定されます。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）については、平成32年にそれぞれ2,080人（12.1%）、8,290人（48.2%）になるものと想定され、年少人口と生産年齢人口の減少が進みます。

世帯数については、平成32年には7,380世帯になり、1世帯当たり人員は平成17年の2.54人から2.33人まで低下することが想定されます。

就業構造は、第1次産業と第2次産業は減少、第3次産業はゆるやかな減少傾向で推移することが想定されます。

しかし、人口減少社会にあるなかで、将来の本市の発展方向を総合的に勘案すると、目標人口は設定しないで推計にとどめ、魅力ある定住・交流基盤の整備や快適で安全な居住環境の整備、福祉・教育・文化環境の充実、活力ある産業の振興、雇用の確保等を図って、人口減少に歯止めをかけ、定住・交流人口の確保に最大限努めることを目標とします。



[※] コーホートセンサス変化率法：同時出生集団の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して推計する方法。

将来人口・世帯・就業構造の推計結果

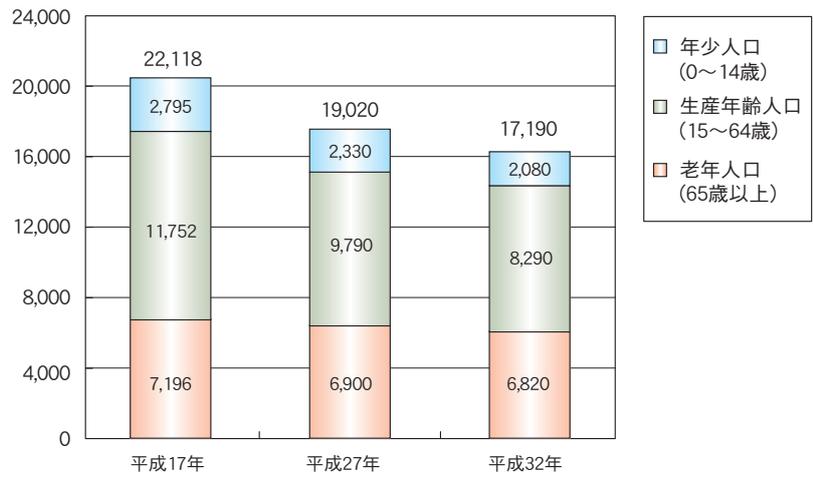
(単位:人、世帯、人/世帯、%)

項目	年	平成 17 年	平成 27 年	平成 32 年	年平均増減率	
					H17~H27	H27~H32
総人口		22,118	19,020	17,190	△ 1.40	△ 1.92
年少人口 (14歳以下)		2,795 (12.6%)	2,330 (12.3%)	2,080 (12.1%)	△ 1.66	△ 2.15
生産年齢人口 (15～64歳)		11,752 (53.1%)	9,790 (51.5%)	8,290 (48.2%)	△ 1.67	△ 3.06
老年人口 (65歳以上)		7,196 (32.5%)	6,900 (36.3%)	6,820 (39.7%)	△ 0.41	△ 0.23
世帯数		8,700	7,960	7,380	△ 0.85	△ 1.46
1世帯当人数		2.54	2.39	2.33	—	—
就業人口総数		10,296	8,990	8,420	△ 1.27	△ 1.27
第1次産業		2,893 (28.1%)	2,300 (25.6%)	2,060 (24.5%)	△ 2.05	△ 2.09
第2次産業		1,933 (18.8%)	1,490 (16.6%)	1,280 (15.2%)	△ 2.29	△ 2.82
第3次産業		5,454 (53.0%)	5,200 (57.8%)	5,080 (60.3%)	△ 0.47	△ 0.46
就業率		46.6%	47.3%	49.0%	—	—

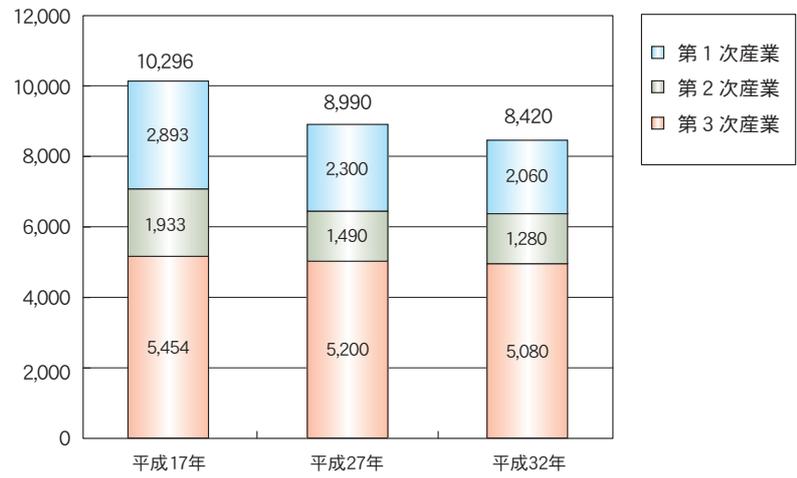
注：平成 17 年は国勢調査の実績値。総人口には 375 人の年齢不詳、就業人口総数には 16 人の分類不能を含む。目標値は、各種手法による予測をもとに設定したものであり、10 人及び 10 世帯単位。



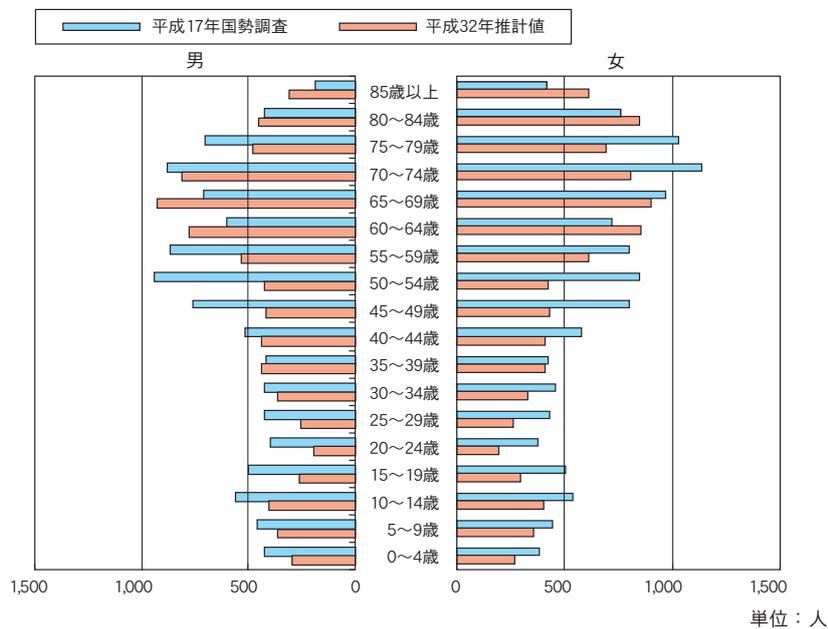
総人口及び年齢階層別人口



就業人口



人口ピラミッド (5歳階級別)



単位：人

第4節 土地利用の基本方針

土地は、将来にわたって限られた資源であるとともに、市民の生活や産業経済活動等のあらゆる活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、まちの発展や市民生活の向上と深いかかわりを持ちます。

目指す目標と将来都市像の実現に向けて、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、主要区域の土地利用にかかわる基本的な考え方を次のように定め、市民がいきいきと快適に暮らすことができる舞台の提供を図ります。

この基本的な考え方を踏まえ、土地利用の基本方針を

- ① 水と緑の豊かな自然環境の保全
- ② 貴重な歴史資源・景観の保全
- ③ うるおいのある住環境・生活空間の確保
- ④ にぎわいのある中心市街地の形成
- ⑤ 農林水産業と商工業の調和のとれた産業基盤の確立
- ⑥ ネットワーク化された道路・交通体系の確立
- ⑦ 地域相互の連携とバランスのとれた土地利用の推進

と定めます。

土地利用の基本方針を踏まえ、本市における土地利用について5つのゾーンに区分し、これらを結ぶ基幹的道路体系の整備と合わせて次のような土地利用を進めます。

■ にぎわいの市街地・商業拠点ゾーン ■

JR 串間駅を中心とし、公共施設や商業施設から住宅地と混住する地域に至る一帯を「にぎわいの市街地・商業拠点ゾーン」と位置づけ、公共施設・事業所・商業施設機能の充実、都市計画道路や幹線道路、公園施設などの社会資本整備や都市基盤整備等を推進し、住む人と訪れる人がふれあうにぎわいのある良好な市街地・事業所・商業環境の創出、誘導に努めます。

■くつろぎの住宅地・新宅地創出ゾーン■

市街地・商業拠点ゾーンに連担する既成住宅地域一帯を「くつろぎの住宅地・新宅地創出ゾーン」と位置づけ、生活道路や都市計画道路、公園や広場などの生活環境整備等を推進し、環境と共生する良質な住宅開発や商業施設の誘致等と併せて、良好な住宅地環境の創出・形成に努めます。

■やすらぎの農林水産業・農山漁村定住ゾーン■

市の北部・東部に点在する農林業・農山漁村地区を「やすらぎの農林水産業・農山漁村定住ゾーン」と位置づけ、まとまりのある優良農地については長期的保全に努めて基盤整備等を進め、生産性の高い農林産物生産地の形成を図ります。山間集落や漁村集落などの農林水産業環境と共存する集落形態を有する地区については、生活基盤整備等を計画的に推進し、自然と共生する農山漁村定住地区として良好な居住環境の誘導・形成に努めます。

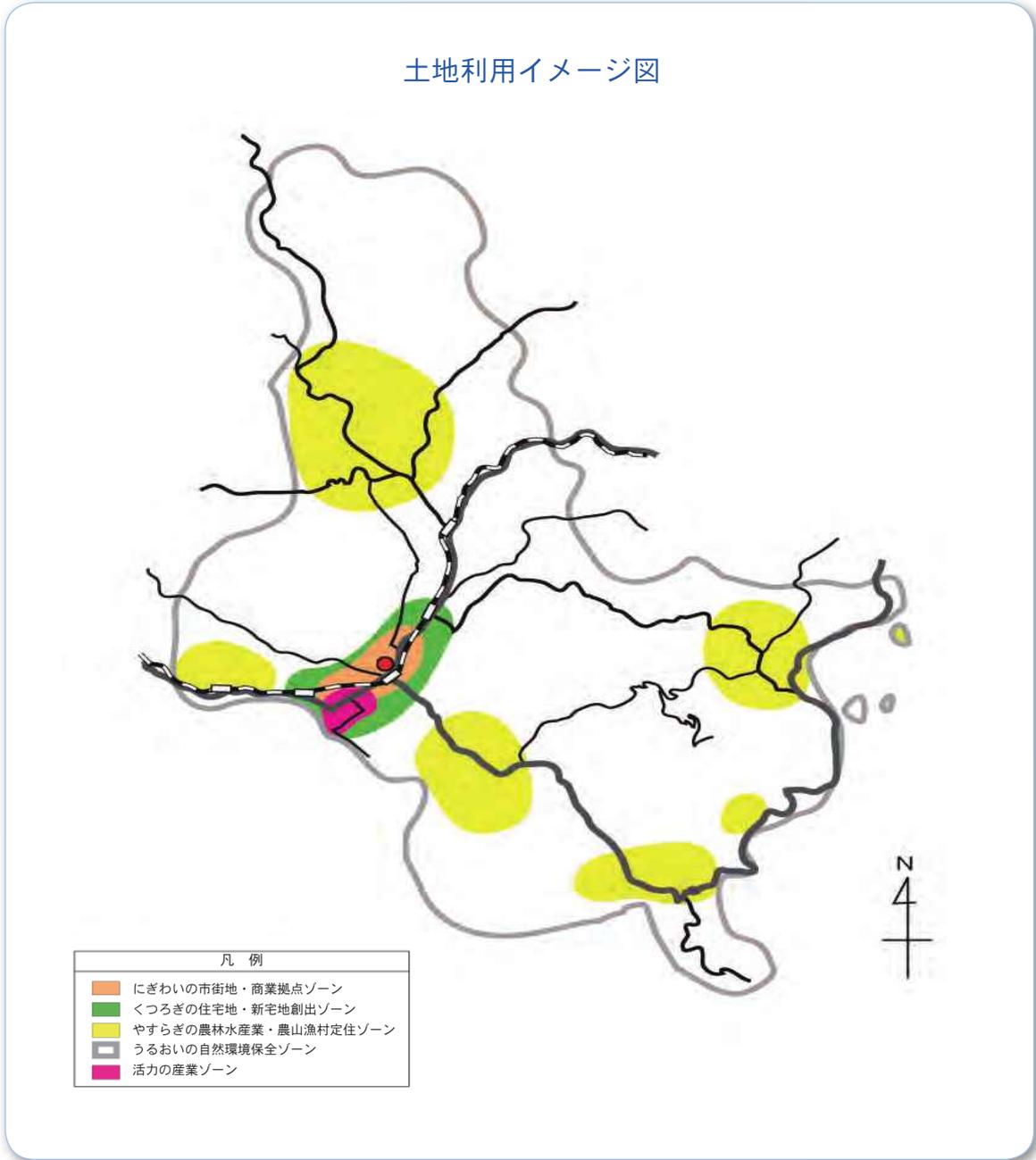
■うるおいの自然環境保全ゾーン■

市の北東部に位置する山間地域と福島川をはじめ、善田川、本城川、市木川などの河川流域を「うるおいの自然環境保全ゾーン」と位置づけ、景観や生態系の保全に努めることとします。また、適地に林業振興や観光資源としての活用のための整備を推進します。

■活力の産業ゾーン■

既成工業立地地区や工場適地地区等を「活力の産業ゾーン」と位置づけ、工業団地・工場適地としての基盤整備を図ることはもとより、優良企業の誘致や既存企業への支援等に努めるとともに、地域資源を活用した地域ブランドの開発、生産、物流等新産業の創造及び新たな雇用創出のための土地利用の推進を図ります。

土地利用イメージ図



第2章 将来像実現のための基本目標

第1節 施策の体系

将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次の通り設定します。

基本目標1

市民と行政がおもいを一つに前進する・くしま
～市民活動・行財政経営分野

- 1-1 市民主体のまちづくりの推進
- 1-2 地域コミュニティの育成
- 1-3 男女共同参画・人権尊重社会の形成
- 1-4 自治体経営の推進

基本目標2

ともに暮らし、ともに支え合う・くしま

～保健・医療・福祉分野

- 2-1 保健・医療の充実
- 2-2 高齢者福祉の充実
- 2-3 障がい者福祉の充実
- 2-4 地域福祉の充実
- 2-5 社会保障の充実
- 2-6 子育て支援の充実

基本目標3

ワクワクがとまらない、おどろき・くしま

～教育・文化分野

- 3-1 幼児・学校教育の充実
- 3-2 生涯学習社会の確立
- 3-3 生涯スポーツの振興
- 3-4 青少年の健全育成
- 3-5 地域文化の継承・創造

基本目標4

みんなでつくる、元気でにぎやか・くしま

～産業振興分野

- 4-1 農林水産業の振興
- 4-2 商業・サービス業の振興
- 4-3 工業・地場産業の振興
- 4-4 観光・交流活動の振興
- 4-5 雇用・勤労者対策の充実

基本目標5

安全・安心で、やすらぎのある・くしま

～生活基盤分野

- 5-1 道路・交通ネットワークの整備
- 5-2 情報ネットワークの整備
- 5-3 住宅・市街地の整備
- 5-4 交通安全・防犯体制の充実
- 5-5 消防・防災・救急体制の充実
- 5-6 消費者対策の充実

基本目標6

自然の宝庫、暮らしやすい・くしま

～環境保全分野

- 6-1 環境施策の総合的推進
- 6-2 ごみ減量化等の推進
- 6-3 上下水道の整備
- 6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全
- 6-5 景観の保全・形成及び土地利用

第2節 施策の大綱

基本目標1

市民と行政がおもいを一つに前進する・くしま

～市民活動・行財政経営分野

新しい時代の市民自治に基づく個性豊かな地域づくり、自律的（自ら決定、自ら実行する）なコミュニティの形成に向けた取り組みを進めるとともに、市民と行政との協働のまちづくりに向け、広報・広聴機能や情報公開機能の充実、各種行政計画への市民参画、多様な市民活動、まちづくり活動の支援の充実などを図ります。

また、男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画することができるよう、男女共同参画社会の形成を進めるとともに、行政・学校・関係機関等の連携を図り、人権意識を高める啓発活動を進めます。

地方分権、地域主権のまちづくりの時代に対応し、これまでの施策・事業の進め方を見直すとともに、公から民への事業移管や、行政主導のまちづくりから行政と市民が連携して取り組む地域協働・市民自治の地域づくりへの転換等を積極的に進めます。また、情報公開や行財政改革を徹底し、効率的な行政組織、開かれた行財政運営の確立に努めるなど、「参画と協働のまちづくり」を積極的に推進します。

また、近接する市町が様々な分野で相互に連携・協力し、個々の行政区域にとらわれることなく広域圏として行政機能の充実を図っていく必要もあります。今後ますます厳しくなる地域間競争を勝ち抜いていくためには、各市町の地域性を重視しながらも、鹿児島県域を含む広域圏でのスケールメリット^{*}を生かした取り組みも必要となってくることから、新たな広域行政の枠組みについても積極的な検討を進めていきます。

市民と行政がおもいを一つに前進する・くしま

- 1 - 1 市民主体のまちづくりの推進
- 1 - 2 地域コミュニティの育成
- 1 - 3 男女共同参画・人権尊重社会の形成
- 1 - 4 自治体経営の推進

^{*} スケールメリット：規模を大きくすることによって得られる利点。

基本目標 2

ともに暮らし、ともに支え合う・くしま

～保健・医療・福祉分野

少子高齢化の急速な進行と、これに伴う保健・医療・福祉ニーズの一層の増大・多様化が見込まれる中で、健康寿命の延伸と生活の質の向上を見据えた総合的な健康づくり体制の整備を進めるとともに、医療体制の整備を進めます。

また、乳幼児から高齢者までのすべての市民が、地域の中で支え合いながらともに生きることができるよう保健・医療・福祉の連携を図って、地域福祉対策やボランティア活動、健康づくりの充実、福祉団体等の育成などに努めます。

さらに、高齢者や障がい者などの立場に立ったバリアフリー^{*}のまちづくりを推進するとともに、子育て支援の充実や児童の健全育成等を図り、相互扶助の心に満ちあふれたまちづくりを積極的に展開します。

これらに加えて、だれもが支え合いながら健康で安心して暮らせるやさしいまちづくりに向け、ノーマライゼーションの理念^{*}に立った、市民との協働による地域福祉体制の整備、社会保障の充実を進めます。

とりわけ、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される子育て支援の環境づくりを積極的に進め、本市で子育てをしたいという人を増やします。

ともに暮らし、ともに支え合う・くしま

- 2 - 1 保健・医療の充実
- 2 - 2 高齢者福祉の充実
- 2 - 3 障がい者福祉の充実
- 2 - 4 地域福祉の充実
- 2 - 5 社会保障の充実
- 2 - 6 子育て支援の充実

^{*} バリアフリー：障壁のないこと。

^{*} ノーマライゼーションの理念：だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方。

基本目標 3

ワクワクがとまらない、おどろき・くしま

～教育・文化分野

生きる力の育成を重視した学校教育の推進、そのための学校教育環境の整備などにより総合的な学習環境づくりを進めるとともに、高等学校との連携を図って、小・中・高一貫教育をさらに重点化・深化させます。

価値観の多様化が顕著となり生涯にわたって自己を高め続けようとする市民の意識等に対応した、質の高い芸術・文化活動、生涯学習・生涯スポーツ活動の積極的な展開を図ります。また、幼児や青少年を対象とした地域教育力の向上や家庭教育の充実、地域の歴史・文化の見直し活動の推進等を市民参加の組織づくりのもとで進め、市民自らの学習、文化、地域教育活動がまちづくりを支え、まちの活性化を促す、人と文化が輝く教育のまちづくりを積極的に展開します。

また、生涯の学びを通じた自己実現、市民主体の芸術・文化・スポーツ活動、多彩な交流活動等を支援・促進していくとともに、伝統文化・地域資源をはじめ、有形・無形の貴重な文化遺産の保存と活用を図ることにより、地域を愛し、個性ある人を育てるとともに、「串間」らしさを創出する文化のまちづくりを進めます。

ワクワクがとまらない、おどろき・くしま

- 3-1 幼児・学校教育の充実
- 3-2 生涯学習社会の確立
- 3-3 生涯スポーツの振興
- 3-4 青少年の健全育成
- 3-5 地域文化の継承・創造

基本目標 4

みんなで作る、元気でにぎやか・くしま

～産業振興分野

農林水産業は、これからも本市振興にとって重要な要素であり、引き続き、生産基盤の充実や企業的経営の促進、多様な担い手の育成、農水産物加工・販売体制の整備、都市・消費者との交流の促進をはじめ、環境変化に即した多様な振興施策を一体的に推進し、農林水産業の維持・高度化を図ります。

また、道路整備や基盤整備と連動した商店街の再生整備を図るとともに、企業誘致や地場産業の振興など工業支援施策の強化をはじめ、起業^{*}を促進します。

加えて、NPOとの協働による事業の推進やコミュニティビジネスの育成を図って、これらによる新規雇用の創出に努めます。

さらに、豊かな自然や伝統文化、各種スポーツ・文化施設等を活用した観光・交流機能の拡充等に努め、新しい地域活性化の主要な手段として、第一次産業とも連動した観光・交流活動を活発化させ、地域性に即した活力ある産業構造の再構築を進めます。

また、勤労者福祉の充実に努めるとともに、活発な産業活動や企業誘致などによる雇用の確保を図ります。

みんなで作る、元気でにぎやか・くしま

- 4 - 1 農林水産業の振興
- 4 - 2 商業・サービス業の振興
- 4 - 3 工業・地場産業の振興
- 4 - 4 観光・交流活動の振興
- 4 - 5 雇用・勤労者対策の充実

^{*} 起業：新しく事業を始めること。

基本目標 5

安全・安心で、やすらぎのある・くしま

～生活基盤分野

今後の広域的な地域構造の変化や社会・経済情報の変化を見通し、長期的・広域的視点に立った計画的で利便性の高い、定住人口・交流人口の増加を目指して生活基盤の整備を推進します。

また、多様な分野における情報ネットワークの整備を図ることにより、市民生活の利便性を高めるとともに、新たな交流を生み出します。

さらに、東九州自動車道の早期整備をはじめ、国道・県道の整備促進、市道の整備を進めるとともに、人々が集う魅力ある市街地環境の整備、快適な住宅や宅地の整備誘導、鉄道、バスなどの公共交通機関の利便性向上を図ります。

また、大地震や風水害などの自然災害への対応のほか、交通安全・防犯対策、消費者保護対策を図り、安心・安全なまちづくりを進めます。

安全・安心で、やすらぎのある・くしま

- 5 - 1 道路・交通ネットワークの整備
- 5 - 2 情報ネットワークの整備
- 5 - 3 住宅・市街地の整備
- 5 - 4 交通安全・防犯体制の充実
- 5 - 5 消防・防災・救急体制の充実
- 5 - 6 消費者対策の充実



基本目標 6

自然の宝庫、暮らしやすい・くしま

～環境保全分野

豊かな自然環境を守り育てるとともに、自然と共生する快適で安全な居住環境づくり、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会・低炭素社会の形成、人々の定住促進に向け、環境を総合的にとらえた施策を市民・事業者と一体となって推進し、内外に誇りうる環境重視の特色あるまちづくりを進めます。

健康で快適な暮らしに欠かせない上下水道の整備、ゼロエミッション[※]社会の形成に向けた廃棄物処理体制の充実、地域資源を生かした特色ある公園・緑地、親水空間の創造、景観の保全・整備を総合的に推進し、自然と共生し、美しさと快適性・安全性が実感できる、だれもが住みたくなる質の高い居住環境づくりを進めます。

自然の宝庫、暮らしやすい・くしま

- 6-1 環境施策の総合的推進
- 6-2 ごみ減量化等の推進
- 6-3 上下水道の整備
- 6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全
- 6-5 景観の保全・形成及び土地利用



※ ゼロエミッション：廃棄物ゼロ

第3章 基本構想推進のための仕組みづくり

将来像を実現するためには、「第2章 将来像実現のための基本目標」に基づく6つの分野目標と施策項目ごとの取り組みを総合的に推進することが基本となりますが、ここでは、本市の新たなまちづくりにおいて、市一体となって特に重点的に取り組む新しい仕組みづくりとしてのテーマを定め、位置づけました。

分野目標と施策項目はいわば「縦割りの」なものですが、「基本構想推進のための仕組みづくり」は、分野目標と施策項目を横断的に繋ぐまちの仕組みづくりであり、これにより施策推進の相乗効果を上げるものとして掲げています。

1 人口減少を克服する仕組みづくり

少子高齢化と人口減少は、時としてまちの活力を失うことにもつながります。そこで、①本市で子どもを産み育てたいと考える親の増加を図るための支援制度として、児童手当の拡充、子どもの医療費の軽減、保育環境の整備、保育相談の充実、就学の援助、働く親のための子育てへの相談、学校教育などのさらなる充実に努めます。

また、②本市で働きたいと考える人を増加させるために、1次産業・2次産業・3次産業各施策の充実・連携や企業誘致に努めるとともに、コミュニティビジネスの開拓をはじめ新規起業の支援・相談の強化を図ります。

さらに、③本市に住みたいと考える人を増加させるために、民間による優良住宅の開発支援、空き家情報の提供、大都市向けUIターン[※]の情報発信など、これら定住促進を図るための3つの施策を有機的に連携させて、人口減少に歯止めをかける対策を強力に進めます。

[※] UIターン：Uターンは地方出身者が都会から地元に戻ることに、Iターンは生まれ育った故郷以外の地域に移り住むこと。

2 市民力を結集する仕組みづくり

協働によるまちづくりを具体化していくためには、地域の核となり、行政との総合窓口的な役割を担う組織が必要となります。そして、このような組織を中心に、既存の地域活動の実施主体である各種団体（自治会、婦人会、高齢者クラブ、消防団、青年団等）の役割や位置づけを整理し、さらには、学校関係や企業なども連携の対象としていくことで、地域内連携の拡大・充実に図ります。

また、ボランティア活動・NPO活動についても、行政による適切な育成・支援を進めつつ、地域のなかで有効に機能していけるような環境整備が必要であり、このような一連の市民力を結集する仕組みづくりの中心的な存在として、市域をエリアごとにカバーできる組織、またはNPO等の組織づくり及び連携を模索していくこととします。

3 市のやさしさを醸成する仕組みづくり

「やさしさ」をテーマに、市民をはじめ市を訪れる人に対しても、さらには自然環境に対しても「やさしいまちの仕組みづくりー“やさしい”は、まちそのものの営みが人にも自然にもやさしいことー」を進めるため、この考え方をリードする、ユニバーサル・デザイン^{*}のまちづくり、災害時要援護者対策の強化、精神的悩みや病気からの自立支援の強化、高齢者や障がい者の支援・雇用機会の促進、市民一人ひとりの自主的な環境保全活動、観光ガイドの育成や観光イベントの充実、さらには来訪者へのもてなしの心の醸成など、やさしいまちの仕組みづくり施策を横断的に進めます。

4 人をつくり育てる仕組みづくり

まちぐるみで生涯学習活動を推進する体制の整備、学習情報の提供、学習機会の拡充に努め、地域文化や習慣、伝統なども学ぶことができる学習支援を行なうとともに、地域における自分の役割を住民自らが認識し、協力して活動する環境づくりを通して、人が育つ、人を育てることを基本としたまちの仕組みの確立に努めます。

^{*}ユニバーサル・デザイン：できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること。

また、市民の期待を担って活動する行政職員の能力向上と公共の福祉の増進のために、人材育成基本方針のもと、研修制度・自己研鑽の機会の充実に努め、仕事の目標を明確にし実現していくとともに、組織力の向上を進めます。

5 計画推進体制を確保する仕組みづくり

長期総合計画の進捗管理、事務・事業の点検・評価などのマネジメントサイクル^{*}充実のために、長期総合計画の進行管理（施策評価）システムを確立します。

このシステムでは、職員個々人の仕事（事務事業）の評価を進め、行政内部の自己評価だけにとどまらず、市民参画のもとで評価が行われ（外部評価システム）、さらには、長期総合計画の施策と個々の目標の進捗状況の評価につながるシステム（=事務事業評価と施策評価が長期総合計画を基軸にして連動したトータルとしての行政評価システム）に発展させることを目標にします。

また、この結果が財政運営にも連動する仕組みの確立について研究していきます。



^{*} マネジメントサイクル：（計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施する。最後の act では check の結果から、最初の plan の内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかにして、次回の plan に結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進する手法。



第 3 部

基本計画



施策の成果指標（目標値）について

本市では、第五次長期総合計画の基本計画策定にあたり、目標をもって施策を推進し、市民にわかりやすく成果の見えやすい行政運営を行うための方策として「行政評価」の考え方を導入します。

この考え方により、市民と行政が協働により実現していく施策の目標を数値等で示し（「みんなでやっ度（成果指標）」）、市民を起点とし、成果重視といった視点からこの基本計画を作成し、これを基軸に市政を推進するとともに、計画の進行管理を行います。

「みんなでやっ度（成果指標）」の見方

- **施策目標項目**…施策が目指す本市の姿の達成度を計る施策の中の代表的な指標です。市民と行政が協働してその実現を目指します。
- **現状値**……………施策目標項目の現状の数値です。原則として平成21年度の実績値を使用しています。（満足度は、平成22年5月の市民アンケート調査結果を活用しています。）
- **目標値**……………中間年度と目標年度の目指すべき数値です。業務のデータや「まちづくりアンケート（満足度調査）」等から取得します。

指標の種類により、次の2つのパターンがあります。

①具体的な数値で示すパターン

②方向性や満足度を矢印で示すパターン

「」…数値の増加を目指す

「」…数値の継続を目指す

「」…数値の減少を目指す

満足度については、今後定期的にアンケートを行い、その結果の推移を見ていく或いは将来数値化を検討します。

基本目標1 市民と行政がおもいを一つに前進する・くしま

1-1 市民主体のまちづくりの推進

施策の目的

市民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、市民参画のまちづくりを目指します。

この分野の現状と本市の取組み

地方分権が進展するとともに、財政状況が一層厳しさを増すことが予想される中で、ますます高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に市民参画を進め、地域における自治が実現される市民主体のまちづくりを進めていく必要があります。

本市では、広報くしまやホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定のもと、情報公開を推進しているほか、参画・協働の仕組みづくりに努めています。

また、地域づくりに対しては、自主的・主体的な取り組みが定着するよう努めており、地域の活性化に役立っています。

この分野における今後の課題

今後は、これらの取り組みをさらに発展させ、過疎化が進む地域も含めて、活発な地域活動が行われ、地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして定着するように努めるとともに、市民と行政との協働体制の確立に向けた多様な取り組みを一層積極的に進めていくことが必要です。



主要な施策

(1) 協働のまちづくりに向けた市民参画の仕組みづくり

市民の多種多様なニーズによる課題に対応し、市民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、各種行政計画の策定における委員等の一般公募、ワークショップ^{*}、パブリックコメント^{*}の拡充など、市民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを進めます。

また、協働のまちづくり推進に向け、その具体化を図るための「協働推進プラン」の策定をはじめ、協働をコーディネート^{*}する職員の意識改革、育成に努めます。

(2) 広報・広聴活動の充実

広報くしまやホームページの内容充実を図るとともに、政策・施策に市民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報くしまやホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体における広聴活動など、市民と行政の情報交換を積極的に進めます。

(3) 情報公開の推進

市民への説明責任を果たし、市政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

(4) 市民団体、ボランティア等の育成・支援

多様な市民団体・ボランティア・NPO等各種市民団体の自主的な活動を育成・支援するほか、活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

^{*} ワークショップ：本来「作業場」や「工房」を意味するが、現代においては参加者が経験や作業を披露したりディスカッションをしながら、スキルを伸ばす場の意味で、まちづくり市民会議でこの手法を用いた。

^{*} パブリックコメント：計画策定時等に広く意見・情報・改善案などを求める手続をいう。

^{*} コーディネート：調整・演出

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
市ホームページ 閲覧件数	件	175,394	↑	↑	年間の市ホームページ 閲覧件数
市の助成終了後 に自主運営によ り継続的に活動 している団体数	団体	8	25	50	市の助成終了後に自 主運営により継続的 に活動する団体数
NPO 認証法人数	法人	8	12	16	NPO 認証法人数
市の広報・広聴 活動の状況につ いての満足度	%	29.2	40	50	アンケートで市の広 報・広聴活動の状況 について満足と答え る市民割合
インターネットを 利用している人	%	19.4	25.0	30.0	アンケートでインタ ーネットを利用して いると答える市民割合
情報公開請求日 から公開日まで の期間	日	13	12	11	情報公開請求日から 公開日までの日数

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報紙など市政に関する情報の把握に努めます。 ・市政モニター、パブリックコメント制度、市民アンケート、市政懇談会などを利用し、政策・施策の形成過程に参画します。 ・市報やホームページに掲載される行政情報に関心を持ちます。 ・公募される審議会や委員会に積極的に参加します。
地域・ 団体・ 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報紙を正確に速やかに漏れなく地区住民に配布します。 ・施設内に広報紙の配布コーナーを設置します。 ・地域の課題・問題について地域住民が関心を持ち、自治会、NPO やボランティア団体等を活用し、コミュニティでの課題解決に努めます。

1-2 地域コミュニティの育成

施策の目的

地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成を図るとともに、地域協働の担い手として、コミュニティ活動の拡充と活性化への取り組みを支援します。

この分野の現状と本市の取組み

地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつある現代社会において、コミュニティ活動は、地域の福祉、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成などで大きな役割を果たすことが期待されています。

本市では、古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、153自治会においてその活動等が行われています。しかし、近年、少子化や核家族化、高齢化、生活様式の変化、過疎化の進行などにより、地域によっては、コミュニティ機能の低下や指導者の高齢化が見られるなど、コミュニティ活動の活性化が課題となっています。

この分野における今後の課題

住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合いや心のふれあう地域社会の形成によって成立します。

このため、本市に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上を進め、自分たちの地域は自ら守り、育てるという気持ちを再確認し、地域の課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくりを進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 地域協働のあり方の模索と確立

地域における公共的サービス提供の核となり、地域コミュニティ組織などの地域の多様な主体による公共サービスの提供を総合的・包括的にマネジメント^{*}する組織形成を模索するとともに、市域をエリアごとにカバーできる組織、またはNPO等の組織づくり及び連携を模索していくこととします。

(2) コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加と連携を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

(3) コミュニティの活性化支援

ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。

(4) コミュニティ施設の整備・充実

地域住民のふれあいの場、活動の場として、コミュニティ施設の整備・充実に努めます。

また、教育施設の開放など既存施設のコミュニティ施設としての有効活用を検討します。

さらに、地域によるコミュニティ施設の自主管理・運営を促進します。



* マネジメント：経営管理

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
自治会連合会が主催する研修会等への参加自治会数	団体	60	69	77	自治会連合会が主催する研修会等への参加自治会数
コミュニティ活動への満足度	%	12.9	25.8	38.7	アンケートでのコミュニティ活動に満足と答える率
コミュニティ活動（地域活動）・ボランティア活動への参加状況	%	29.4	40.0	50.0	アンケートでのコミュニティ活動（地域活動）・ボランティア活動への参加割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会を支える主体である市民が、個々の能力等を地域のために還元します。 ・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高めます。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題・問題について地域住民が関心を持ち、自治会、NPO やボランティア団体を活用し、コミュニティでの課題解決に努めます。 ・「(仮称) 地域自治推進協議会」結成に努めます。 ・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。 ・公共的サービスの担い手として各種の地域づくり活動を行います。



1-3 男女共同参画・人権尊重社会の形成

施策の目的

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、男女共同参画計画に基づく、意識づくりや環境づくりを進めます。

また、すべての人の人権を尊重する市民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

この分野の現状と本市の取組み

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

また、「基本的人権の尊重」を保障するため、関係諸制度の整備など、多様な取り組みが進められてきましたが、今日もなお同和問題・子ども・女性・障がい者・高齢者・在住外国人、その他さまざまな人権問題が存在します。こうした背景には、現代社会が内包している問題として、心の問題を軽視する傾向、地域社会のつながりや人間関係の希薄化、効率性と成果を優先する価値観などが挙げられます。

このような中、本市では、男女が平等に生活や活動ができる職場・家庭・地域などの社会環境の整備に向けた様々な取り組みを進めてきました。

また、人権問題の解決に向け、学校教育、社会教育において、さらには家庭や地域、職域などあらゆる機会をとらえて啓発・教育施策を推進しています。

この分野における今後の課題

今後、少子高齢化が一層進む中で、男女共同参画はさらに重要性を増すことが予想されることから、意識改革や各種委員会、審議会への女性の登用をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す諸施策を積極的に推進し、着実に進展させていくことが必要です。

また、関係機関・団体等との連携強化のもと、実践的な指導者の育成や内容・教材等の充実を図りながら、新たな諸課題を含め、人権問題全般の解決に向けた教育・啓発を効果的かつ継続的に推進する必要があります。

主要な施策

(1) 男女共同参画に向けての意識づくり

本市の男女共同参画の実態等に関する意識調査や研究を行うとともに、広報・啓発活動等を通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。

さらに、配偶者暴力をはじめ、男女共同参画に関する市民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。

(2) 男女が共に生きる環境づくり

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発等を行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場等の環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。

また、情報提供や活動支援等を通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。

さらに、女性団体・リーダーの育成や審議会等への女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

(3) 自立した生き方づくり

一人ひとりが自立し、自分らしい生き方ができるよう、自立・能力開発の視点に立った学習機会や情報の提供に努めます。

(4) 人権教育・啓発推進体制の充実

地域の実情に即して実践できる指導者の育成、ニーズに合ったプログラムや教材の開発・整備、人権問題に関する意識調査の実施等を図り、人権教育・啓発推進体制の充実を図ります。

(5) 人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を持つことができるよう、学校、家庭、地域、職域その他あらゆる場を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

(6) 人権問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員や民生委員、児童委員等と連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護等の取り組みの充実を図ります。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
審議会などにおける女性委員の比率	%	21.3	40.0	50.0	審議会などにおける女性委員の比率
市の男女共同参画の状況についての満足度	%	17.3	21.0	50.0	アンケートで、市の男女共同参画の状況について満足と答える市民割合
人権啓発事業の実施回数（年間）	回	5	5	5	人権啓発事業の実施回数（年間）
市の人権尊重の状況についての満足度	%	14.6	25.0	50.0	アンケートで、市の人権尊重の状況について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場、学校、地域、家庭等で男女共同参画の推進に努めます。 ・ 家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行います。 ・ お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。 ・ 人権基準を考えて、それに対する行動を実践します。 ・ 人権尊重の意識を高め、日常生活に生かします。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性別役割分担意識に基づく慣習等を見直し、地域における男女共同参画を推進します。 ・ 人権尊重の啓発や行動を実践します。市の人権推進事業を理解し意見を言い、構成する団体等を啓発します。 ・ 人権尊重に関する各種の団体活動を行います。 <p>事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性が能力を発揮できる職場環境をつくります。 ・ 雇用における男女の均等な機会と待遇を確保します。 ・ 育児休暇の取りやすい職場環境をつくります。 ・ 仕事と家庭・地域生活の両立のための環境づくりを行います。 ・ 事業所内での人権学習、人権啓発を実践します。 ・ 雇用や待遇による差別を撤廃します。

1 - 4 自治体経営の推進

施策の目的

市民に信頼され、安心して生活できる行財政運営を進めるため、その効率化に取り組みながら、財政の健全化に努めます。

この分野の現状と本市の取組み

本格的な地方分権時代を迎え、これからの自治体には、市民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行していくことのできる経営能力が強く求められています。また、責任ある質の高い行政サービスを実現するためには、高度化、多様化する市民ニーズや時代の要請に対応しつつ、限られた経営資源を効果的、効率的に投入し、自主性と自立性の高い自治体経営を進めていくことが求められます。

本市においては、これまで「自立推進行政改革プラン」等に基づき、行政組織の再編をはじめ、歳出の削減、定員の削減、事務事業の再構築、情報化の推進など効率的、計画的な行財政運営に努めてきました。

また、行財政改革の推進過程で各課から提案のあった「ゼロ予算事業」の取り組みを定着させることも必要です。

この分野における今後の課題

今後は、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されるとともに、長期にわたる景気の低迷や地方分権の推進等により、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

また、自主性・自立性をさらに高め、将来にわたって持続可能な自治体経営を進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。

このため、行財政改革に関する指針のもと、これまでの成果を踏まえながら、事務事業や組織・機構の見直し、定員管理の適正化、職員の資質の向上など行財政改革を継続的に推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 健全な財政基盤の確保

限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。

また、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、課税対象の的確な把握や収納率の向上等に努め、自主財源の確保を図るとともに、国・県等の制度事業を有効に活用しながら事業を展開します。

(2) 効果的・効率的な財政運営の推進

財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、選択と集中の理念の下、優先順位の明確化や整理統合を図りながら、効果的・効率的な財政運営を推進します。

(3) 広域行政の推進

周辺自治体との連携のもと、日南串間広域圏協議会等による広域施策・共同事業の効率的な推進に努めます。

また、国・県等による地域再編等の具体化の動向を勘案しながら、各市町の地域性を重視しながらも、鹿児島県域を含む広域でのスケールメリットを生かした広域行政のあり方について検討し、それに基づく取り組みを推進します。

(4) 行財政改革の推進

自主性・自立性のさらなる強化に向け、実情に即した行財政改革を総合的、計画的に推進するとともに、行政評価制度の活用により、事務事業のさらなる見直しを行い、補助金や使用料・手数料等の見直し、指定管理者制度の活用、民間委託等を推進します。

また、時代に即した組織・機構への再編を適宜行います。

さらに、数値目標に基づき、職員数の削減など、定員管理及び給与の適正化を図ります。

(5) 人材の育成

人材育成基本方針を見直し、職場環境の充実や職員意識の改革、職員研修の充実等を進めるとともに、能力主義・成果主義に基づく人事評価制度を推進し、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
経常収支比率	%	93.9	90% 台	90% 台	財政構造の弾力性を示す指標で、人件費や公債費などの経常的にかかる経費に、経常一般財源がどの程度使われたかを示す比率
実質公債費比率	%	13.5	↓	↓	一般会計等の元利償還金等、自治体の借金の重みを数値化した指標で、地方債の許可を要する自治体の基準として設けられた比率
市民一人あたりの地方債残高	万円	48.5	↓	↓	地方財政統計上、統一的に用いられる普通会計の市民一人あたりの地方債残高
職員研修（階層別）の受講者率	%	20	80	90	職員研修（階層別）の全職員に占める受講者率（消防、病院を除く）
市税収納率（過年度分を含む）	%	88.8	90	90.5	市税収納率（過年度分を含む）
行財政改革の推進の状況についての満足度	%	5.2	25	50	アンケートで、市の行財政改革の推進状況について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市の行財政への関心を持ちます。 ・納税者の義務を果たし自主財源確保に協力します。 ・行財政運営を取り巻く環境は今後ますます厳しいものとなっていくことを認識し、行政が行うべきことと、市民が自助努力で行うべきことは何かを明確にして、市民ができることは積極的に行います。 ・職員の能力開発や資質の向上の必要性を理解し、取り組みや事業等に協力します。
地域・事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・団体運営について、補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。 ・市からのアウトソーシング[*]や指定管理者制度等への対応に努めます。 ・職員の能力開発や資質の向上の必要性を理解し、取り組みや事業等に協力します。

* アウトソーシング：業務の外部委託

基本目標2 ともに暮らし、ともに支え合う・くしま

2-1 保健・医療の充実

施策の目的

すべての市民が健康で元気に暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域・行政・医療機関などが連携した健康に関する教育・指導・相談などの体制を整え、市民が主体となる健康づくりを推進します。

また、医療ニーズの高度化、多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、市民病院と地域医療機関とが連携した医療体制の充実を図ります。

この分野の現状と本市の取組み

健康に対する人々の関心は高まってきており、自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。

また、人口構造及び疾病構造の変化、就業・家族構造の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化に対応するため、安心・信頼の医療の確保と予防医療の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現、診療等の見直しを主眼とした抜本的改革が進められています。

本市ではこれまで、生活習慣病の予防、早期発見・治療による寝たきり予防（介護予防）に向け、健康診査をはじめ、各種検診の受診率の向上に向けた取り組みや生活習慣や食習慣についての学習機会など各種保健事業を展開してきました。

また、医療については、市民病院と関係医療機関との連携のもと高度化・多様化する市民の医療ニーズに対応しています。

本市は、胃がんによる死亡率が高いことに加え、医療費も高いことから、平成18年度から特に「胃がん」に絞り、早期発見・早期治療のためのヘルスコミュニケーションを駆使した「胃がん検診」対策として、バス検診受診者の目標を定め、受診率アップに取り組んでいます。

この分野における今後の課題

保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスを提供するとともに、学校や職場など関係機関と連携し、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

また、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想されます。このため、市民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、市民病院をはじめ地域医療体制の充実に努めるとともに、安定した医療サービスを提供すべく南那珂医師会等と連携・協力して救急医療体制の充実に努める必要があります。

主要な施策

(1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

広報・啓発活動の推進や教室・イベントの開催等を図り、市民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。

また、健康づくりに関する自主組織の育成・支援に努め、市民の主体的な健康づくりを促進します。

(2) 各種健診の充実

関係機関等と連携し、生活習慣病予防に向けた特定健診の実施をはじめ、がん検診等各種健診の充実に努めます。

また、特定保健指導の実施や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実に努めます。

(3) 母子保健の充実

妊娠期からの健康診査・個別指導をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、相談・指導体制など各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。

(4) 精神保健対策の推進

広報紙の活用により精神保健や「こころの病気」の正しい知識の普及に努め、早期に相談機関を利用し適切なサービスが受けられるよう支援します。

また、相談を受けやすい体制を整備し、関係機関との連携により適切な相談対応に努めるとともに社会復帰のための支援にも努めます。

(5) 歯科保健の推進

歯科保健に関する市民の意識の高揚や成人歯科健診及び相談事業の継続実施を図り、生涯を通じた歯の健康づくりを促進します。

(6) 感染症対策の推進

関係機関との連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や感染拡大防止体制の充実に努めます。

(7) 食育の推進

関連部門が一体となって、食育推進の4本柱（食のバランス、健康、地産地消と伝統料理、食文化と食環境・食の安全）に沿った各種施策を推進します。

(8) 地域医療体制の充実

市民病院、市内医療機関や近隣市町との機能分担と広域的連携のもと、病連携・病診連携体制の整備・充実を進めます。

(9) 市民病院・市木診療所の充実

市民病院については、経営の健全化と機能の充実とともに、大学との連携、県全域での対策を講じて、医師の確保を図るとともに、人工透析の再開に取り組みます。

また、市木診療所については、医師確保に努め、地域医療の充実を図ります。

(10) 救急医療の充実

関係機関と連携・協力して、休日・夜間の救急医療体制の充実を図ります。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
健康教育の参加者数	人	1,175	1,600	2,000	健康教育の年間参加者数
胃がん検診受診率	%	13.63	20.0	30.0	胃がん検診の受診率
メタボリックシンドローム該当者の減少率	%	27.8	40.0	50.0	H20 特定健康診査受診者のうちメタボリックシンドローム該当者の減少率
結核検診受診率	%	67.7	100	100	結核検診の受診率
高校 1 年時の子宮頸がん予防ワクチン接種率	%	88.0	100	100	子宮頸がん予防ワクチンの接種率（対象期間：中学 1 年～高校 1 年）（子宮頸がんワクチンの初期値は平成 22 年 9 月末の中学 3 年生の接種率）

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの健康管理を行います。 ・定期健診を受診します。 ・体を動かすなどの健康づくりに努めます。 ・健全な食生活を送ります。 ・健康づくり講演会、教室へ積極的に参加します。 ・健康管理意識を高め、自主的な健康づくりを行います。 ・重複・多受診をしないようにします。 ・症状に応じて医療機関を利用します（かかりつけの医者を持ちます）。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の充実に努めます。 ・地域における健康づくりを行います。 ・事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。 ・安全で質の高い医療を提供します。 ・医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。

2-2 高齢者福祉の充実

施策の目的

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するとともに、介護保険事業の充実に努め、ともに支え合う地域づくりを推進します。

この分野の現状と本市の取組み

わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会を迎えることが予想されています。

本市においては、高い水準で高齢化が進行しており、これに伴い寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、女性の社会進出に伴う家族介護力の低下などが進んでおり、介護を要する高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者施策の充実は引き続き市全体の大きな課題となっています。

この分野における今後の課題

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。

このため、老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開していくとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組むことが必要です。

主要な施策

(1) 高齢者支援推進体制の整備

老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、サービスの質の向上、苦情への適正な対応、総合的な推進体制の強化を図ります。

(2) 保健福祉サービスの推進

高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談をはじめ、各種保健サービスの充実を図ります。

(3) 生きがいがづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、高齢者の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう、就業、社会参加を促進します。

(4) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急通報システムや地域での見守り活動など住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
シルバー人材センター会員数	人	88	105	120	シルバー人材センターの登録者数
高齢者クラブ加入者数	人	1,557	1,560	1,560	高齢者クラブの登録者数
要介護認定者	人	1,445	1,600	1,700	要介護の認定者数
高齢者支援体制の満足度	%	29.1	30.0	31.0	アンケートで高齢者支援体制について満足と答える割合
健康維持への取り組みをしている高齢者割合	%	63.8	65.0	66.0	アンケートで日頃、健康増進のための取り組み（運動や食生活の改善など）をしていると答える 60 歳以上の割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・自分の健康は自分で守るという観点に立って健康、生きがいがづくりに取り組みます。・健康管理意識を高め、日頃から自主的な健康づくりや生きがいがづくりに取り組みます。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。・公民館等、活動の場を提供します。・地域の福祉の担い手として活躍します。・ひとり暮らしの高齢者について見守り団体（社会福祉協議会・シルバー人材センター・NPO 法人等）・地域との連携、行政との協働で支援していきます。

2-3 障がい者福祉の充実

施策の目的

障がい者が地域社会の一員として自立した生活が出来るよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します。

この分野の現状と本市の取組み

障がい者を取り巻く環境は、高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化等に伴い大きく変化してきています。平成17年に障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として障害者自立支援法が成立し、これまでの措置による障がい者福祉から自立を支援する障がい者福祉へ転換しています。

本市では、現在、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、経済的支援をはじめ、支援費制度等による福祉サービスや障がい者に関わる多種多様なサービスの適切な支援、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりを目指した施策を推進しています。

この分野における今後の課題

障がい者数は高齢化の進展とともに増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

このため、障害者自立支援法の制定とそれに伴う各種制度の改正、さらには今後の法制度の変化を踏まえて障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのまちづくりなど、障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。

主要な施策

(1) 障がい者支援の総合的推進

障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労の支援のための事業等に対する訓練等給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、新たな事業体系に基づく障がい福祉サービスの提供を図ります。

(2) 広報・啓発活動等の推進

ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。

(3) 保育・教育の充実

障がい児保育や特別支援教育の充実に努め、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。

(4) 就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、福祉的就労機会の充実に努め、居住の場の拡大を図り、障がい者の社会参加を促進します。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 （実績）	平成 27 年度 （中間目標）	平成 32 年度 （目標）	備考
障がい者の法定雇用率達成割合	%	63	85	100	障がい者の法定雇用率達成割合
地域活動やスポーツ・文化活動に参加している障がい者の割合	%	4	7	10	地域活動やスポーツ・文化活動に参加している障がい者の割合
居住生活支援のサービスを受けている障がい者の数	人	14	30	50	居住生活支援のサービスを受けている障がい者の人数
知的障害者更生施設利用者数	人	36	25	15	知的障害者更生施設の利用者数
障害者支援体制の満足度	%	19.6	↑	↑	アンケートで障害者支援体制について満足と答える割合

参画と協働の指針

市民	<p>障がい者及びその世帯（自助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、積極的に社会参加を行います。 <p>市民（共助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援を行います。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が参加できる地域活動の機会をつくります。 ・障がい者が安心して生活できる環境をつくります。 <p>事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の雇用拡大と施設等のバリアフリー化を図ります。

2-4 地域福祉の充実

施策の目的

すべての市民が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、地域も交えた地域福祉の向上に努めます。

すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサル・デザインの視点に立って、バリアフリーの実現や生活環境の整備を進めます。

また、多世代間の交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発を図り、高齢者や障がい者、子どもなどの人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。

この分野の現状と本市の取組み

地域社会における支え合いの機能の希薄化や、家庭内での介護能力、扶養能力の低下などが指摘される中で、措置する福祉から自立する福祉へと方向転換が進められてきました。

複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、市民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。

また、自己決定の理念のもとに、市民の理解と地域での支え合いの促進、高齢者・障がい者の自立と社会参加への支援、保健・福祉サービスの充実など、すべての人が地域で自立した生活ができるようバリアフリー社会の実現が求められています。

本市では、社会福祉協議会が地域の高齢者等に対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生委員・児童委員、ボランティア団体等が連携し、地域に密着した様々な住民参画型の活動を展開しています。

本市の道路や駅、公共施設などにおいては、段差の解消や歩道の整備・改良などを進めてきましたが、高齢者や障がい者、子どもなどが安全に通行・使用できる環境の整備がさらに必要になっています。

この分野における今後の課題

今後、少子高齢化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、市民総参画の地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

さらに、商店やスーパー、娯楽・飲食施設などにおいても、誰もが使いやすい施設の整備が求められます。こうした整備によって、高齢者や障がい者、子どもなどの社会活動の拡大を図るための環境整備を総合的に進めるとともに、まちづくりのすべての分野においてバリアフリー、ユニバーサル・デザインの視点の確保が必要になっています。

そのため、市民の理解と認識を深め、差別と偏見のない「心のバリアフリー」を築くことが求められます。

主要な施策

(1) 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など市民の福祉意識の高揚に努めます。

(2) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員の活動充実、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。

特に、ボランティアセンターの強化、福祉ボランティアやNPOの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。

(3) ユニバーサル・デザインのまちづくり

すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサル・デザインの視点に立って、道路や公共施設のバリアフリーの実現や生活環境の整備を進めます。

また、民間事業者との連携を図り、市民が利用する施設のバリアフリー化を呼びかけ、活動範囲の拡大に努めます。

(4) 心のバリアフリーの推進

多世代間の交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発を図り、人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 （実績）	平成 27 年度 （中間目標）	平成 32 年度 （目標）	備考
ボランティア登録団体数	団体	22	25	30	ボランティアセンターへの登録団体数
社会福祉協議会 会員数	人	4,670	↑	↑	社会福祉協議会の会員数
地域福祉体制の 満足度	%	16.1	30	40	アンケートで地域福祉体制について満足と答える割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ（自治会活動）に積極的に参加します。 ・地域における福祉活動を理解します。 ・地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加します。 ・一人ひとりがバリアフリーに関する考え方を正しく理解して、自らも高齢者や障がい者等社会的弱者に配慮した行動を実践します。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティとして、まとめて、民生委員・児童委員やボランティアと適切な役割分担のうえ地域の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。 ・地域福祉活動計画を策定します。 ・地区社会福祉協議会の組織化と活動支援を行います。 ・地域で活動するボランティアの育成、支援を行います。 <p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等が利用しやすいような地域の施設や環境整備を行います。 ・高齢者や障がい者等が参加できる地域活動の機会をつくります。 <p>事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等利用者の立場に立って、安全で使いやすい施設建設や改善を行います。

2-5 社会保障の充実

施策の目的

すべての市民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

この分野の現状と本市の取組み

国民健康保険事業は、人々の医療の確保、健康の維持・増進に大きな役割を果たしていますが、医療技術の高度化や高齢化の進行等により医療費は増大し続け、その運営は極めて厳しい状況にあります。このような中、国の医療制度改革が行われ、増大する医療費の抑制に向け、平成20年度から、40歳から74歳までの被保険者を対象とする特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられました。

また、生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度です。

本市では、国民健康保険事業の安定運営に資するため、国民健康保険財政強化推進運動（新・国保3%推進運動－収納率1%増、保健事業1%増、医療費1%減）に取り組んでいます。

また、低所得者に対する相談や生活保護制度の適正運用の促進に努めています。

この分野における今後の課題

今後は、医療費の適正化や収納率の向上など事業の健全運営に向けた取り組みを進めるほか、高齢者医療制度の見直しへの適切な対応に努める必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度ですが、近年、年金に関する様々な問題が発生し、不信感が増大する傾向にあるため、制度に対する市民の理解をさらに深めていく必要があります。

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。今後とも、低所得者の経済的自立と生活意欲の高揚に向け、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

主要な施策

(1) 国民健康保険事業の適正運営

国民健康保険加入資格や退職被保険者資格の状況調査を行い、資格異動未届者に対して個別指導等を行うなど、被保険者資格の適正化に努めます。

また、広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

さらに、医療費に見合う国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

加えて、特定健康診査・特定保健指導の推進をはじめ、関連部門が一体となって生活習慣病対策の強化を図り、医療費の抑制に努めます。

(2) 国民年金制度の周知

広報・啓発活動の推進等により国民年金制度の周知を図るとともに、市民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への市民の理解と関心を高めていきます。

(3) 生活保護制度の適正運用

低所得者の相談に適切に応じるとともに、生活保護制度の適正運用と生活保護世帯の自立更生を支援します。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
生活保護世帯の 自立支援	世帯	20	25	30	生活保護から自立した世帯（死亡者（一人暮らし）世帯は除く）の数

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労意欲をもち、健康な心と体を維持し、生活します。 ・ 健康管理意識を高め、自主的な健康づくりを行います。 ・ 年金に加入し保険料を支払います。 ・ 早期に健康等阻害要因を回復し、就労して自立に努めます。
地域・団体・事業者	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者に対し一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。 <p>民生委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の代表として、市民からの生活相談を受けて行政につながります。また、行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。



2-6 子育て支援の充実

施策の目的

保育サービスの充実をはじめ、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに取り組むとともに、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高め、本市で子育てをしたい人を増加させるよう努めます。

この分野の現状と本市の取組み

わが国では、予想を上回る勢いで少子化が進んでおり、今後、少子化がさらに加速することが懸念されています。本市においても、核家族化や共働き家庭の増加など、働き方や生活スタイルも変化しており、子育て支援を必要とする家庭も増加傾向にあります。

本市では、保育所の体制整備とサービスの充実を図るとともに、「地域子育て支援センター」の充実により育児相談や情報提供など子育て支援に努めています。

さらに、児童の放課後の過ごし方、母子保健事業の充実、乳幼児・児童・生徒の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭への支援など各種の子育て支援施策を推進してきました。

今まで実施してきた子育て支援策としては子育て家庭の負担軽減に取り組み、平成19年度から市独自で第3子以降保育料軽減を実施しています。初年度となる平成19年度には25%を軽減し、平成20年度には50%軽減、平成21年度には75%軽減と25%ずつ軽減率を拡大してきており、平成22年度には無料化を達成したところです。

この分野における今後の課題

今後は、保育所、幼稚園、学校の一層の連携強化をはじめ、児童福祉関連施設の整備のほか、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化など、従来の取り組みに加え、さらなる少子化対策、子育て支援を進めることが必要となっています。

このため、次世代育成支援地域行動計画に基づき、子育て家庭を市全体で

支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 総合的な子育て支援の充実

次世代育成支援地域行動計画に基づき、子育てに関する各種施策を展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進し、「子育てするならくしま」の体制づくりを進め、本市への定住の魅力づくりとして子育て支援を位置づけます。

(2) 保育サービスの充実

特別保育など多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実や施設等保育環境の改善とともに、地域での子育て支援の拠点となる保育所の地域活動事業の充実に努めます。

(3) 要保護児童等への対応の推進

関係機関・団体との連携のもと、児童虐待などによる要保護児童への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

(4) 相談・援助体制の充実

育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、相談・援助体制としての地域子育て支援センターの機能充実に努めます。

また、地域保育所での「子育て相談」の開設や乳幼児・児童・生徒の医療費助成の充実に努めます。

(5) 親の育児能力向上の支援

親が子育てを自立して行うことができるよう、子育て相談や子育て中の仲間づくりなど子育て環境の整備に努めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
放課後児童健全育成事業の実施箇所数	箇所	5	6	6	放課後児童健全育成事業の実施箇所数（自主事業を含む）
地域子育て支援センター設置箇所数	箇所	1	2	2	地域子育て支援センターの設置箇所数
延長保育実施保育所数	箇所	13	13	13	延長保育を実施している保育所数（自主事業も含む）
病後児保育実施箇所数	箇所	0	3	3	病後児保育実施箇所数

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の健全育成のため、家庭の養育力の向上を図ります。 ・ 保護者が愛情と責任をもって子育てを行います。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、自治会による子育て支援を行います。 ・ 子どもと子育てを地域社会全体で見守り支援します。 <p>事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。 ・ 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます。

基本目標3 ワクワクがとまらない、おどろき・くしま**3-1 幼児・学校教育の充実****施策の目的**

幼稚園・保育所と小学校の連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実に努めます。

児童生徒一人一人に「確かな学力」が身につくよう教職員研修の充実・推進に努めます。

また、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援するとともに、学校教育施設・設備の整備・充実に努め、学校での防災対策と犯罪防止体制を強化して、安全で安心な学校づくりを推進します。

さらに、地域に開かれた学校環境を整備します。

この分野の現状と本市の取組み

子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を身につけ、「知・徳・体」の調和の取れた未来を担う人材として、心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

また、全国的に登下校中の児童生徒への暴行や声かけ事案などの事件報道がある中、防犯体制の強化と、開かれた学校づくりをどのように進めていくかが課題となっています。

本市ではこれまで、小・中・高が連携して教育を進めてきており、情報化への対応、ALT[※]の配置など国際化への対応、環境教育の取り組みなど社会変化に対応した教育内容の充実、子どもの安全対策、教育環境の整備を積極的に進めてきました。



※ ALT：外国語指導助手

この分野における今後の課題

少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、これからの変化の激しい社会の中で生きぬいていくための生きる力の育成を重視した教育内容の一層の充実が課題となっています。

このため、快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、特別支援教育の充実、安全対策の強化、学校給食体制の充実など、総合的な取り組みを一体的に進めていく必要があります。

また、障害者用トイレやスロープなどバリアフリー化された学校づくりが求められており、けがや障がいがある児童・生徒が適切な教育が受けられるよう、また地域住民が活用する場としても、学校のバリアフリー化を推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 学校教育の充実

基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、個に応じた指導方法の工夫改善に努めながら、ALTの増員による外国語教育の充実など、国際化、情報化や環境教育など時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。

また、児童・生徒の健康管理体制や児童生徒に対する相談体制の充実など、学校と家庭・地域社会との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童生徒の育成に努めます。

さらに、小・中・高の連携とともに、より行き届いた教育の充実を図ります。

(2) 特別支援教育の推進

関係機関との連携のもと、各学校の施設整備や教員配置のほか、特別教育支援員を配置するなど特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

(3) 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、カウンセラーの配置に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

(4) 教職員研修の充実・推進

教職員の資質向上のため、教職員自らが修養と研鑽に励む主体的研修に取り組むことができる体制づくりに努めます。

(5) 子どもの安全の確保

子どもの安全確保のため、啓発活動の推進とともに、保護者や学校、地域の連携による見守り活動の推進を図ります。

(6) 学校教育施設・設備の整備・充実

学校教育施設・設備の整備・充実を図るほか、施設の改修などに合わせてバリアフリー化を進めます。

(7) 学校給食の充実

学校給食の充実・施設の整備に努めるとともに、地産地消や食育の視点に立った取り組みを進めます。

(8) 学校再編の検討

学校再編については、保護者及び地域との協議のもと、慎重に検討を行います。

(9) 小中高一貫教育の推進

県立福島高校の存続とともに、小・中学校との連携をさらに強化し、「徹底した学力向上」と「地域に貢献できる人材の育成」を目指し、特区を活用した小中高一貫教育を進めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
児童生徒の長期 欠席率 (小中学校)	%	0.6			児童生徒の長期欠席率（小中学校）
市教育委員会で 開催する研修会 及びセミナー 参加者	名	542	700	800	市教育委員会で開催する研修会及びセミナー参加者
地元産品を取り 入れた給食の延 べ食材数	数	237			地元産品を取り入れた給食の延べ食材数
学校教育環境に ついての満足度	%	22.9	50	80	アンケートで市の学校教育環境について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<p>児童・生徒・保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の維持管理に協力します。 ・ あいさつなど積極的な声かけを行います。 ・ 読み聞かせ等の学校ボランティア活動への取り組みを行っていきます。 ・ 学校行事等へ積極的に参加します。
地域・ 団体・ 事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。 ・ 地域一体となって児童・生徒の安全対策を進めます。 ・ 学校と地域が一体となった教育の推進について積極的な検討を行います。

3-2 生涯学習社会の確立

施策の目的

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、学校教育との連携を図りながら、地域、家庭、社会と一体となり、主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めます。

この分野の現状と本市の取り組み

少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など、豊かな生活をおくるために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現が求められています。

本市では、市民の幅広い学習ニーズに応えるため、公民館をはじめ各公共施設において、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催しています。

また、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成、指導者の確保等に努めています。

この分野における今後の課題

少子高齢化、国際化、情報化の一層の進展、環境や安全・安心への意識の高まりなど、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生涯の各期における学習課題がますます多様化、高度化してきていることから、これに対応し、すべての市民が自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされることが重要です。

また、まちづくりの一環として、魅力ある生涯学習の取り組みが必要であり、そのための学習環境づくりが求められています。

このため、公民館・図書館など社会教育関連施設のハード・ソフト両面の充実に努めるとともに、市民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 社会教育関連施設の充実

社会教育活動の拠点となる文化会館、公民館などの施設の充実とともに、利用者ニーズに応じた運用を検討するなど施設の有効活用を図ります。

(2) 図書館の充実

乳幼児から高齢者まで幅広い年齢の様々な社会教育活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った蔵書整備と利用しやすい図書館づくりを行います。

(3) 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、公民館講座・活動を中心とし、「くしま学」、「出前講座」、「家庭教育学級」、「成人向け講座開設」など多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。

また、広報紙や市ホームページをはじめ多様な情報提供の充実を図ります。

(4) 指導者の育成と団体等の活動支援

「生涯学習専門指導員」など様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、生涯学習活動への支援、各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な社会教育活動を促進します。

(5) 学習成果の活用

市民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、「生涯学習推進大会」や「美術展」など学習の成果を活用する場の確保と県立美術館との連携などを図ります。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
公民館利用者数	人	36,776	37,000	38,000	年間の公民館の利用者数
生涯学習関連の講座・教室の参加者数	人	1,435	1,500	1,600	年間の生涯学習関連の講座・教室の参加者数
人材バンク登録者数	人	49	50	70	人材バンクの登録者数
図書館の年間貸し出し冊数	冊	127,368	130,000	135,000	図書館の年間の貸し出し冊数
市の生涯学習環境についての満足度	%	25.1	30.0	40.0	アンケートで市の生涯学習環境について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びを通じて自己実現を目指し、その学んだ成果をまちづくりに活かします。
地域・団体・事業者	<p>地域・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学び合う仲間づくりを図ります。 ・ 地域の課題解決に取り組みます。

3-3 生涯スポーツの振興

施策の目的

すべての市民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりを支援するとともに、スポーツを通じた交流を活発化させます。

この分野の現状と本市の取組み

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、青少年の健全育成、世代を超えた人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。

本市では、各種スポーツクラブ、スポーツ少年団活動のほか、多くの人がスポーツの日常化に努めています。また、県内外より大学及び社会人等多くのチームが本市でのスポーツ合宿を実施しています。

この分野における今後の課題

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、生涯にわたって、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、だれでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。

主要な施策

(1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

総合体育館、総合運動公園などの各種スポーツ施設について、利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、市民との協働による管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

(2) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、市民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。また、スポーツと健康づくりの連携・一体化の視点に立ち、特にメタボリック^{*}対策など健康づくりプログラムの企画・実施を図ります。

さらに、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツ^{*}の普及等を図ります。

(3) スポーツ団体、指導者の育成

体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの育成・支援に努めるとともに、地域と一体となった指導者やボランティアの育成・確保を進め、市民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促します。

また、だれもが参加できるスポーツ活動の場として、総合型地域スポーツクラブ^{*}の育成を図ります。

(4) 競技スポーツとの交流

野球をはじめ各種プロ・アマの競技スポーツの合宿等の誘致と交流を図り、市民スポーツの振興と交流人口の拡大に努めます。



^{*}メタボリック：内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態

^{*}ニュースポーツ：20世紀後半以降に新しく考案、紹介されたスポーツで、軽スポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれる。

^{*}総合型地域スポーツクラブ：日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げて、1995年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブをいう。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
体育施設利用者数	人	80,636	82,000	83,000	年間の市有体育施設の利用者数
体育協会加盟団体数	団体	23	23	23	体育協会加盟の団体数
スポーツ環境の満足度	%	30.3	35.0	40.0	アンケートで市のスポーツ環境について満足していると答える市民割合
週 1 回以上スポーツ活動をしている人の割合	%	27.0	32.0	38.0	アンケートで週 1 回以上スポーツ活動をしていると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりに役立てます。 ・市内で合宿するプロ・アマの競技スポーツ団体との交流ともてなしに努めます。
地域・事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニケーションを図り、スポーツやレクリエーションを実践します。



3-4 青少年の健全育成

施策の目的

青少年の健全育成を目指し、現在の青少年育成市民会議及び各地区青少年育成協議会の組織を中心として、更に関係機関、家庭などが一体となって取り組む体制を確立し、青少年のまちづくり活動などへの参画促進や青少年団体の育成・支援を推進します。

また、みんなが共通認識をもって青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

この分野の現状と本市の取り組み

急激な社会構造の変化に対応できる社会教育のあり方が問われています。

また、こうした社会・経済情勢の急速な変化にともない、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域社会の教育機能の低下や学校教育への依存傾向が全国的に見られ、いじめ、不登校、無気力などが生じているとともに、体験活動の場の不足、異年齢の集団における活動の不足などが指摘されています。

一方では、青少年が犯罪被害に遭ったり加害者になったりする事件の多発化、凶悪化も問題になっており、青少年をめぐるさまざまな問題が表面化しています。

本市では、地域に密着した社会教育活動を展開してきました。また、地域の教育力を結集し、放課後や週末におけるさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を支援するとともに、非行対策、環境浄化活動、街頭指導活動など、青少年の非行防止を積極的に推進してきました。

この分野における今後の課題

活動に参加する人の固定化や減少などがあり、施設の整備充実や幅広い人を対象とした様々な社会教育活動の推進が課題であるとともに、青少年が安全で安心して活動できるよう支援体制を整備し、各種の健全育成活動を推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 青少年の活動促進

各種青少年団体・グループ活動への支援を充実するとともに、活動への参加を促進します。

また、放課後や週末における体験活動、ボランティア活動、世代間交流、地域間交流など、青少年がさまざまな体験ができる機会の提供を図ります。

(2) 青少年のまちづくりへの参画促進

市の各種まちづくり活動などへの参画や、イベント、ボランティア活動、伝統芸能の継承活動などへの自主・自発的な参加を促進します。

(3) 育成環境の整備

青少年団体、関係機関などとの連携により、有害図書・広告の排除、街頭指導など、地域ぐるみの社会環境の浄化をより一層進めます。

また、青少年の問題行動を早期に発見し、適切な指導・助言により問題行動の防止に努めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
青少年補導件数	件	90			年間の青少年補導件数
青少年指導者の確保	人	12	20	50	青少年指導（青少年育成アドバイザー、青少年育成推進員、各地区育成協議会会長等、子ども会）
市の青少年の健全育成環境についての満足度	%	19.1	25.0	32.0	アンケートで市の青少年の健全育成環境について満足と答える市民割合
青少年体験事業の参加人数	人	120	150	150	ふれあい体験の参加者数

参画と協働の指針

市民	<p>児童・生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心豊かに、自ら学び、目標を持ってたくましく生きます。 <p>家庭・保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における基本的な生活習慣、躰を身に付けさせます。
地域・団体・事業者	<p>地域・PTA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の児童生徒が置かれている課題等を共通認識し、これからの時代を担う青少年の健全育成を支援します。



3-5 地域文化の継承・創造

施策の目的

市民主体の芸術・文化活動を支援するとともに、史跡の保存・整備と無形民俗文化財や地域特有の文化の伝承に努め、これらの総合的な活用を推進します。

この分野の現状と本市の取組み

人々の価値観がますます多様化する中で、人生にゆしみと潤いをもたらすものとして、文化活動に対する関心が一層高まっています。

本市は早い時期に人が定住した地域であり、古墳をはじめ貴重な歴史遺産を多数有するまちです。これらの歴史や文化は本市の特性の中でもとりわけ誇るべきものであり、未来へ継承する遺産であるとともに、地域活性化につながる交流資源としても活用していくことが必要です。

また、文化財は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本市の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、有形・無形の貴重な文化財の調査等を進めています。

市内には、民俗芸能継承団体として、「太平棒おどり」、「古大内鎌おどり」などがあり、特色ある行事としては、都井及び市木の柱松などがあり、市の魅力をアピールしています。

また、国指定重要文化財の旧吉松家住宅は串間に住むことの誇りを醸成する要因ともなっています。

この分野における今後の課題

芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すものであり、人材の育成や地域活性化と密接な結びつきがあることから、今後とも、各種芸術・文化団体の自主的な芸術・文化活動を一層促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実等に努め、文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、文化財の適切な調査や保存、活用等に努め、より多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

主要な施策

(1) 芸術・文化団体、指導者の育成

文化会館を拠点にして、各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

(2) 文化イベント等の充実

地域の特色を生かした文化祭、講演会や美術展の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を市民との協働のもとに進め、既存施設を活用した多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

また、地域でのこうした取り組みを支援し、地域活性化につなげます。

(3) 文化財の保存

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても計画的に調査を推進します。

また、民俗芸能などの無形文化財についても、保存団体の育成・支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。

(4) 文化財の活用

文化財の活用については、地域文化への理解を深めるため、啓発活動や講座、展示などを通じて文化財に対する市民への意識の向上を図ります。

また、旧吉松家住宅など文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図ります。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
美術展参加者数	人	600	800	1,000	美術展の参加者数
旧吉松家住宅入館者数	人	12,599	12,000	14,000	旧吉松家住宅入館者数
歴史、史跡教室等の参加者数	団体	20	25	30	歴史・史跡教室等の参加者数（くしま学等参加団体数）
市の文化芸術環境についての満足度	%	20.5	21.5	22.0	アンケートで市の文化芸術環境について満足していると答える市民割合
市の文化遺産の状況についての満足度	%	21.7	22.0	22.5	アンケートで市の文化遺産の状況について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体的に、文化・芸術に興味を持ち、自ら文化・芸術活動を行います。 ・文化財を大切にし、保存・伝承活動に参加します。 ・市民自ら、歴史・伝統・文化財の保護・保存に努めます。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における文化活動の振興に努めます。 ・地域における芸術・文化活動の振興、地域間の文化交流に努めます。 ・地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。

基本目標4 みんなでつくる、元気にぎやか・くしま

4-1 農林水産業の振興

施策の目的

安全・安心な食を提供する安定した農業の実現に向け、多様な農業振興施策を総合的、計画的に推進し、農業所得の向上を図り、持続可能で国際的にも競争力のある農業を目指します。

森林の持つ多面的機能の持続的発揮と地球温暖化防止に貢献する森林吸収源対策に向け、計画的な森林整備の促進と森林の保全・活用に努めるとともに未利用木材の有効利用を図ります。

活力ある水産業の確立に向けて、漁業基盤の整備や栽培漁業の推進、地域の水産物のブランド化を推進します。

この分野の現状と本市の取組み

わが国の農林水産業は、農林水産物の輸入の増大や社会経済のデフレ現象等、消費の減少により価格の低迷が続き、農林水産所得は大幅に減少しています。

このような状況の中において、農業・農村を取り巻く環境は、担い手不足の深刻化、遊休農地の増大、集落の活力低下、さらには貿易自由化といった厳しい状況にあります。

畜産業については、食生活の多様化を背景として順調に発展を遂げ、基幹的部門に成長してきていますが、近年の飼料価格の高騰や畜産物価格の低迷及び、家畜伝染病発生の影響により農家経営は厳しい状況にあります。

また、森林・林業は、木材生産機能をはじめ、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全など、多面的機能を持っており、人々の生活に密接に結びついています。

さらに、水産業を取り巻く環境は水産資源の減少と魚価の低迷、漁業就業者の高齢化など厳しさを増しています。

本市ではこれまで、基幹産業である農業の発展を目指し、農業生産基盤の整備、担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、振興作物のブランド化を進めるなど着実に成果をあげ、食用かんしょを始めとし、多品目（きゅうり、ピーマン、ごぼう、オクラ、茶、葉たばこ、きんかん、マンゴー等）の産地化が図られているとともに、堆肥利用を中心に減農薬・減化学肥料栽培によるエコ栽培の取り組みが積極的に展開されています。

畜産業については、担い手の減少や高齢化の進行に伴い、飼養農家戸数は減少傾向にあるため、適正な飼養管理指導による飼養規模の維持・拡大や、低コスト生産及び高品質生産の推進に取り組んできました。また、「口蹄疫」や「高病原性鳥インフルエンザ」の家畜伝染病に対しては、関係団体等と連携し防疫体制の強化に取り組んできました。

また、本市の林業は、人工林の殆どが伐期を迎えており、長引く価格低迷の中にあっても伐採が進み、その後再造林がされない未植栽地が増えている状況にあったことから、未植栽地の解消に取り組んでいます。

水産業については、沿岸漁業と養殖業が主体で、これまで稚魚放流による栽培漁業や養殖生簀係留施設の整備を推進し、生産の安定、漁場改善に取り組んできました。

この分野における今後の課題

農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家戸数の減少や就業者の高齢化、担い手不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加などの問題が深刻化してきています。このため、遊休農地・耕作放棄地の解消計画や土地基盤の一層の充実を進めながら、意欲ある多様な農業者の育成・確保、効率的な生産組織や集落営農体制の強化、農業経営の法人化の促進等による経営体制の強化をはじめ、優良農地の保全及び有効活用、農業生産基盤の充実に努めるとともに、地域特性に応じた付加価値の高い特産品の開発、流通システムの多様化、国際的な競争力の強化に対応していく必要があります。

また、環境保全型農業や地産地消など、時代の要請等に即した農業の促進に努め、地域ブランドとして誇りうる安全・安心な食料供給体制の整備と農

業の持つ多面的機能の保全・活用を進めていく必要があります。

林業では、従事者の減少や高齢化などに伴い、生産活動が停滞し、林業を取り巻く情勢は未だ厳しい状況であり、森林機能の総体的な低下が懸念されています。このような状況から、今後は、森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林内の路網整備や間伐を推進し、植栽未済地の解消に取り組み、合理的・計画的な森林施業の促進に努めるとともに、森林の保全及び育成、森林空間の総合的利用に努める必要があります。

水産業は、限りある水産資源を守り育てる資源管理型漁業を積極的に進め、漁場環境整備などとともに、栽培漁業の推進に努め、「つくり、育てる」水産業に取り組む必要があります。

主要な施策

(1) 農業生産基盤の充実

遊休農地・耕作放棄地の解消を図り、優良農地の確保・保全に努めるとともに、生産者並びに関係機関との連携のもと、制度事業等を有効活用した、ほ場整備、農道、用排水施設の整備・長寿命化を図り、農業生産基盤の一層の充実に努めます。

(2) 担い手の育成・確保

認定農業者制度の活用や農地の集積による規模の拡大、農作業受委託の推進等を行い、戸別所得補償制度等の活用により意欲ある多様な農業者の育成を図るとともに、集落営農の推進、農業経営の法人化等の推進に努め、多様な農業振興施策の展開により農業所得の向上を図り、後継者や新規就農者の確保・育成対策の推進に努めます。また、集落営農の推進と併せ、農業農村が持つ多面的機能の維持、特色ある中山間地域づくりの推進に努めます。

(3) 環境にやさしい農業の促進

土地還元を基本とした堆肥等の有効利用により、減農薬・減化学肥料栽培によるエコ栽培の取り組みやエコファーマーの育成を図り、循環型農業を推進します。

また、廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクル、減農薬・減化学肥料栽培の促進など、環境にやさしい農業の促進に努めます。

(4) 地域特産物の開発（産地づくり）

地域特性、消費者ニーズ、国が進める食料自給率向上のための戦略作物等を踏まえた新作目の導入を進めるとともに既存作物については、品質向上対策、生産コストの低減、作業の省力化、環境保全型農業の推進等により産地強化を図りながら、6次産業^{*}化を視野に入れた農畜産物の加工体制の充実を促し、加工特産品の開発を促進します。

(5) 畜産の振興

肉用牛については、経営の体質強化を図りながら、適正な飼養規模の拡大を推進するとともに、飼養管理技術の改善並びに受精卵移植を活用した新生産技術の活用など、畜産経営の高度化を志向する意欲の高い後継者の育成を図ります。

特に、黒毛和種にあっては、地域内に優良牛を保留し、優良形質の確保を促進することにより、生産性の高い地域内一貫生産体制の確立を目指します。

酪農については、生乳需要の長期見通しに基づき、計画的生産を推進し、生産コストの低減、乳質改善に努め、受精卵移植を活用した新生産技術の導入等により経営の安定化を図ります。

養豚については、優良種豚・母豚及び優良精液の導入等により、繁殖豚の更新を促進し、生産性ととも肉質等の品質向上を図り経営の安定化を目指します。

^{*} 6次産業：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態

畜産経営における環境保全に努めるため、家畜排せつ物の適正管理及び良質たい肥を利用した飼料生産などによる循環型農業の確立など、自給粗飼料確保対策を含めた総合的な畜産振興を図ります。

(6) 防疫体制の強化

「安全・安心」な農畜産物の供給体制を確立する必要から、家畜伝染病である「口蹄疫」、「高病原性鳥インフルエンザ」に対する防疫体制強化のため、肉用牛、酪農、ブロイラー、養豚農家へ消毒等指導の徹底と、発生した場合の初動防疫体制を「串間市家畜伝染病対策行動防疫マニュアル」に基づき、適切かつ迅速な対応・措置を行うとともに、国・県をはじめ関係団体との連携を強化します。

(7) 林業生産基盤の整備と計画的な森林施業の促進

森林施業の効率化、森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業道の整備を進めます。

また、森林所有者の意識の高揚、合意形成を図りながら、森林組合を中心とした森林施業の集約化や受委託を促進し、共通の認識と目標のもとに合理的な森林整備が行える体制を確立し、計画的な森林施業を推進します。

(8) 林業従事者の確保

地域林業の中核的担い手である森林組合の強化に努めるとともに、林業従事者の確保・育成に努めます。

(9) 森林の保全・育成と総合的利用

森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、また、森林と水資源の保全との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、保安林指定などを視野に入れた市民参画による森林の保全・育成を模索します。

(10) 漁業基盤の整備と水産資源の確保

漁港施設の整備を進めるとともに、魚礁の設置等により漁場の整備に努めます。

また、水産資源を維持し、計画的な漁業生産を図っていくために、稚魚の放流や藻場造成活動を支援し、栽培漁業や養殖漁業の推進に努め、「つくり、育て管理する」漁業の確立を目指します。

(11) 水産物のブランド化、流通対策の推進

地域ブランド化を推進するとともに、新鮮で安全な水産物を安定的に供給するための体制づくりを図ります。

(12) 後継者の育成と経営体制の整備

各種事業の推進による漁業者の経営安定を図り、後継者づくりと人材の育成に努めます。

(13) 流通体制の充実

既存の流通ルートの一層の充実に加え、多様化する流通ルートに対応した支援、地産地消の推進、PR活動やイベントの活用など、多面的な取り組みを促進し、市内外における消費拡大の推進に努めます。

(14) 都市と農山漁村との交流の促進

都市住民や消費者との交流の促進、観光との連携、農地、林地の有効活用の視点に立ち、民間団体等が行う農山漁村体験等の取り組みを推進します。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
認定農業者の割合	%	36.4	→	→	認定農業者の割合（農業経営対数に占める）
農道舗装の推進	km	314.8	324.0	335.0	農道の舗装延長
農地の整備率の向上	%	35.9	38.0	41.2	農地の整備率
米の生産数量目標の達成率	%	100	→	→	米の生産数量目標の達成率
粗飼料生産組合数	組合	15	→	→	自給粗飼料生産組合数
畜産粗生産額	百万円	3,500	↗	↗	年間の畜産粗生産額
飼料作物作付面積	ha	1150.0	↗	↗	飼料作物の作付面積
繁殖雌牛飼養頭数	頭	3,894	↗	↗	繁殖雌牛の飼養頭数
市の農業振興についての満足度	%	7.3	↗	↗	アンケートで市の農業振興について満足と答える市民割合
間伐面積	ha	172	↗	↗	南那珂森林組合の実績値
作業道の整備延長	km	2	↗	↗	南那珂森林組合の実績値
未利用木材の利用	m ³	0	↗	↗	
市の林業振興についての満足度	%	6.7	↗	↗	アンケートで市の林業振興について満足と答える市民割合
漁礁投入による漁業生産量（いせえび）	kg	7,676	↗	↗	串間市漁協・串間市東漁協業務報告書より
稚魚放流による漁業生産量（かさご）	kg	1,186	↗	↗	串間市漁協・串間市東漁協業務報告書より
漁業生産量（養殖）	t	5,042	↗	↗	串間市漁協業務報告書より
市の水産業振興についての満足度	%	5.5	↗	↗	アンケートで市の水産業振興について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの生産等について理解を深め、地域における共存共栄に努めます。 <p>農業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 質が高く、安全な農産物の生産に努めます。消費者に対する農産物情報の提供を行います。 認定農業者等で、規模拡大を図る意欲的な農業者に遊休農地等を積極的に貸し付けます。 環境保全型農業を進めるとともに、生産コストの低減に努めます。 ほ場整備事業の推進を図ります。 維持管理を行い、施設の長寿命化に努めます。 輸入粗飼料に依存しない、安心・安全な畜産物を生産するため、自給粗飼料の生産・確保を行います。 飼養管理技術の向上により、飼養頭数の規模拡大を図ります。 優良繁殖雌牛及び優良種豚のレベルアップを図ります。 環境保全型および資源循環型畜産を進めます。 家畜伝染病の発生及び侵入防止のため、消毒等による自主防疫の強化を図ります。 家畜伝染病の発生を想定した埋却地の確保を行います。 <p>林業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の適切な保全・育成に努めます。 環境に配慮した森林づくりを進めるとともに、持続的な林業経営に努めます。 生産性の向上と施業や経営の集約化を図り、後継者の育成に努めます。 <p>漁業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 海の環境保全に努めます。 資源の管理に努めます。 海難事故の救助に協力します。
<p>地域・団体・事業者</p>	<p>農業</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者数の維持・確保に努めるとともに、意欲ある多様な農業者を育成します。 農業者の経営改善を指導します。 就農希望者に対する情報提供や支援を行います。 施設園芸に対する支援を行います。 生産性向上に向けた基盤整備（ほ場整備、農地の集積化）を行います。 安全な農産物づくりへの支援を行います。 農業協同組合は、農業振興に関する多面的な活動を行います。 生産基盤支援対策事業の推進を図ります。 県営土地改良事業の推進を図ります。 農地保全整備事業の推進を図ります。 経営感覚に優れた畜産担い手を育成します。 安心・安全な畜産物の生産及び生産性向上に向けた自給飼料に立脚した畜産物生産を推進します。 労働力の軽減、低コスト及び遊休農地解消のための放牧を推進します。 家畜伝染病予防法に基づく伝染病の発生予防及びまん延防止対策、家畜衛生対策を推進します。 市と連携して畜産農家台帳の整備を行います。 <p>林業</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林組合への施業・経営の集約化を図るとともに、適切な森林施業に努めます。 林内路網の整備、造林、下刈、間伐等に対する補助、松くい虫の防除、県産材の利用促進を行います。 <p>漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営感覚に優れた担い手を育成します。 漁業者の経営改善を指導します。 就業希望者に対する情報提供や支援を行います。 漁業協同組合は、漁業振興に関する多面的な活動を行います。

4-2 商業・サービス業の振興

施策の目的

にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会議所と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業・サービス業の活性化を図ります。

この分野の現状と本市の取組み

商業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流やにぎわいを生み出すものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあります。

本市では、商工会議所との連携を図りながら、商店街の街路灯設置や各種イベント支援を行い、少しずつながら、魅力的な商店街づくりが進められています。

また、各商店やサービス業に対する経営支援として、中小企業相談所による経営指導や労務改善等を進めてきています。

この分野における今後の課題

本市の商業・サービス業は、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たし、消費生活の安定・安全など市民生活の向上に寄与してきましたが、車社会の一層の進展、消費者ニーズの多様化、高度化等を背景に購買力の流出もあり、商業環境は厳しさを増しています。

このため、商工会議所との連携のもと商店個々の経営の近代化、サービスの向上等を促進していく必要があります。



主要な施策

(1) 魅力的な商業・サービス業の促進

商工会議所等との連携を図りながら、時代の流れや消費者ニーズに的確に対応したサービスを行う個店づくりを進めるとともに、新規開業者やコミュニティビジネスの発掘など地元商店ならではの地域密着型の商業・サービス業を展開します。

(2) 商業拠点の整備

市街地部に位置する商店街の環境・景観整備対策等について、市民や事業者との協働のもとに検討を進め、都市基盤整備と連動した人々が集うにぎわいの場づくりを目指します。

また、民間活力を活かしたイベントの開催、空き店舗を使った新規開業者への支援を行いながら、魅力ある商店街づくりを目指します。

(3) 指導支援体制の強化

商工会議所等との連携を図りながら、各種研修会や相談会の開催・案内を行うとともに優良情報の提供、経営指導等を強化し、経営の安定化や人材育成に努めます。

また、適正な経営管理のための専門家派遣、各種融資制度の周知と活用を促進し、経営体質・基盤を強化します。

(4) 農林水産業や観光との連携の強化

農林水産業や観光とも連携し、事業の強化・充実を図るとともに、新たな特産品の開発・販売、観光客を対象とした新たなサービスの掘り起こしなど、市内の商業・サービス業の振興に取り組みます。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
商工会議所加盟 商店数	店	178	185	190	商工会議所加盟の 商店数
卸売・小売業の 年間商品販売額	百万円	16,996	17,000	17,000	卸売・小売業の 年間商品販売額（商 業統計調査） *初期値につい ては商業統計調査 (H19.6)
市の商業振興に ついての満足度	%	3.5	10	20	アンケートで市の 商業振興について 満足していると答 える市民割合
日頃、市内で買 い物をする率	%	91.0	93	95	アンケートで日頃、 市内で買い物をする と答える市民割合
制度融資件数	件	5	10	10	年間の制度融資件数

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市内での消費に努めます。
地域・団体・事業者	<p>商店</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客のニーズに合った個店の魅力づくりと自助努力を行います。 個店の近代化、魅力化と自助努力を行います。 <p>商店街</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織の強化と、共同販売の推進を行います。 商店街の環境整備を行います。 <p>商工会議所</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業者に対する経営の指導を行います。 商業振興に関する多面的な活動を行います。

4-3 工業・地場産業の振興

施策の目的

地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、企業誘致を進めるとともに、既存企業の体質強化及び、地場産業の振興を促進します。

この分野の現状と本市の取組み

工業は、地域において、経済面での貢献はもとより、若年層の定住促進など、重要な役割を担っています。

本市では、既存企業の育成については、定期的な企業訪問を行い、意見交換や情報収集に努めながら企業の経営サポートを行ってきました。

また、企業誘致については、在京中間会や近畿中間会等との連携による企業情報の収集並びに県外企業の訪問等を行ってきました。これらの取り組みの結果、誘致企業等の維持が図られました。

また、地場産業の振興については、異業種交流や新商品の開発に取り組むとともに、物産展やインターネット販売により、地場製品のPRや販路開拓に取り組んできました。

この分野における今後の課題

長期にわたる景気の低迷や経済危機、国際間競争の激化等を背景に取り巻く情勢は厳しさを増しつつあります。

しかし、工業団地等の空き区画もあり、立地特性に合致した流通・工業団地整備の可能性があります。このため、今後は、ねばり強く企業誘致を働きかけるとともに、商工会議所等との連携のもと、既存企業の体質強化、近代化に向けた支援はもとより、新たな特産品づくりや新産業の創出等に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 既存企業の体質強化の促進

県や商工会議所等との連携を図りながら、各種研修会や相談会を開催・案内するとともに優良情報の提供を行いながら、経営の安定化や人材育成、事業の拡大等を促進します。

また、厳しさを増す経営環境に対応するため、各種融資制度の周知と活用により、経営体質及び経営基盤の強化を促進します。

さらに、市内外の企業との連携による技術革新や新分野への進出、展示商談会等への積極的な参加による取引先の確保に努めます。

(2) 企業誘致の推進

企業誘致を推進するため、工業団地や工業用地、優遇措置等の情報を全国発信するとともに、(財)日本立地センターや県などの関係機関との連携、各串間会などとのネットワークを構築しながら、企業情報の収集に努め、新たな企業や第1次産業と関連した企業の誘致を図ります。

(3) 特産品開発、新産業創出等への支援

地場産業振興対策協議会を中心に関係機関と連携を図り、異業種交流による情報交換、技術交流、共同研究・新商品開発等を行い、新産業や新ビジネスの創出と起業化に努めるとともに、第1次産業との連携による農林水産加工技術の高度化や、「農商工連携」による地域内における原材料の供給体制の確立を目指し、独自性のある新たな特産品の開発を促進します。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
誘致企業数	企業	10	15	20	誘致企業の累計数
製造品出荷額	百万円	5,120	6,066	6,239	年間の製造品出荷額（工業統計調査） *初期値については、2008年工業統計
市内製造事業所の数	社	47	50	50	市内製造事業所（従業者4人以上）の数（工業統計調査） *初期値については、2008年工業統計
市内の産物を使った加工品の数	品	25	35	45	市内の産物を使った加工品の数
市の工業振興についての満足度	%	1.6	5	10	アンケートで市の工業振興について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。
地域・団体・事業者	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な経営を行います。 ・環境に配慮して事業を行います。 ・起業化、新産業創出に取り組みます。

4-4 観光・交流活動の振興

施策の目的

交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションと交流のニーズに即した多面的な取り組みを一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

様々な地域の世代や地域団体のふれあいを豊かにするとともに、自主的な交流活動を通して、広域的な連携ができるよう活発な情報の発信に努めます。

地域間交流等の種々の交流活動により様々な考え方、知恵、技術、情報、生活文化、精神文化などを主体的に収集し、本市の潜在的可能性を発見し、自由な発想をもって主体性、積極性、内発力等の向上に寄与します。

この分野の現状と本市の取り組み

観光の振興において、近年の観光ニーズは、自然体験型や「ゆとり」「癒し」を求めるなどますます多様化、高度化する傾向にあり、こうした変化に対応した、リピーターの増加に向けた魅力ある観光づくりとこれを通じた交流活動の促進が求められています。

本市は、豊かな自然に恵まれているとともに、都井岬や幸島をはじめ貴重な観光資源や歴史遺産を多数有するまちです。これまでも、こうした観光・交流資源を活用し、観光振興に取り組んできました。さらに、都井岬や幸島といった貴重な自然資源の保護に継続して取り組み、一定の維持が図られています。

交流活動の振興において、近年、情報化の進展や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでおり、国際理解、多文化共生社会の実現が求められています。また、本市は宮崎県の最南端に位置し、交流環境としては他市町に比べ有効な地理的条件にあるとは言えず、新たな発想や考え方に接する機会が少ない現状にあり、加えて、狭い地域社会にあっては、ものの考え方が保守的になる傾向があります。交流活動は、人材育成や新たな発想・気づきの契機となるものであり、その取り組みが求められます。

これまで、姉妹都市交流、国際交流員を活用した事業の充実に加え民間団体である国際交流協会や人材育成推進協議会の支援を行い、官民一体となった国際交流活動、地域間交流事業、異業種交流事業を展開しています。

この分野における今後の課題

本市への観光客は、日帰り客が多いことのほか、都井岬や幸島、赤池溪谷等数多くの地域資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光・交流資源として活用されているとはいえない状況にあります。特に、低迷する都井岬観光については、これまでとは視点を変えた取り組みによる再興が求められています。

このため、自然志向・健康志向の強まりや癒しを求めるニーズの増大に対応するため、都井岬や幸島、赤池溪谷をはじめ、恋ヶ浦のサーフィンや温泉、ゴルフ場、高松海水浴場といった既存観光・交流資源の整備・充実・ネットワーク化を図るとともに、新たな観光資源の掘り起こしをはじめ、豊かな観光・交流資源の特性を活かした体験プログラムの創出やイベントを開催し、年間を通して観光客が訪れる特色ある観光地づくりや、観光面における交流人口の増加に向けた主体的な取り組みを市・観光協会が一体となって推し進めていく必要があります。

また、グリーンツーリズムに代表される都市と農村との交流、都市と地方の両方に住居を持つ「二地域居住」など新しい交流のあり方も見られるようになっており、移住政策を推進するためにも、今後、地域間交流の促進が一層求められます。

交流活動の振興における課題として、グローバル化の進展のなかで、互いの文化の違いを理解し、協力すること等の国際理解、多文化共生に向け、市民がグローバルな視点、感覚を更に認識する必要があり、また、本市の地域特性や潜在的可能性の気づきなどの重要性を理解し、異なる分野、異なる地域との積極的な交流を主体的に行うことを促進する必要があります。

主要な施策

(1) 観光・交流資源の充実・活用・維持管理

既存の観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、観光ガイドやボランティア等の育成を図るほか、既存観光イベントの充実や観光・交流資源を活かした新たな観光イベントを創出するとともに、都井岬や幸島、赤池溪谷をはじめ、恋ヶ浦のサーフィンや温泉、ゴルフ場、高松海水浴場、旧吉松家住宅等の観光・交流資源や施設間のネットワーク化を図ります。

また、都井岬の再興を図るため、核となる宿泊施設の誘致に努めるとともに、「交流」「体験」「学習」をキーワードに、「癒しと感動体験の都井岬」づくりを推進します。

(2) 第1次産業と連携した体験型観光の充実

グリーンツーリズム・ブルーツーリズム[※]など農林漁業と連携し、自然・歴史・文化・人々等とふれあう体験メニューを創出し、着地型の観光地づくりを目指します。

(3) PR活動の推進

パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、マスメディアの活用等を通じ、本市の観光についてのPR活動を推進します。

(4) 広域観光体制の充実

県境を越えた広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進など、地域が一体となった観光振興施策を推進します。

(5) 国際理解・国際感覚の醸成の推進

国際理解を深めるために、民間団体と協力し国際交流活動を支援するとともに、それぞれの分野において国際情勢への関心が高まる情報の提供等を行います。

[※] グリーンツーリズム・ブルーツーリズム：農林漁業作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動

(6) 地域間交流等多様な交流の促進

地域間交流活動を中心に異業種間等の交流を推進するため、人材育成の観点も含め姉妹都市高鍋町をはじめとした地域間交流、青年層を中心とした異業種間交流を図ります。

(7) 移住政策の推進

PRの拡充・受け入れ体制の整備、アフターフォロー強化など、官民協働による移住政策を分野横断的に進め、市域の活力向上を図ります。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
地域間、異業種間等の交流人口	人	250	300	300	姉妹都市交流 異業種青年交流
国際交流イベント等の参加者数	人	2,100	2,600	2,600	国際交流員との交流人口を含む
観光入込者数	人	215,960	250,000	300,000	年間の観光入込者数
観光イベント参加者数	人	38,000	40,000	42,000	観光イベントの参加者数
観光・レクリエーション施設利用者数	人	29,836	32,000	35,000	年間の観光・レクリエーション施設の利用者数
観光協会ホームページアクセス件数	件	9,879	15,000	30,000	年間の観光協会ホームページへのアクセス件数
市の観光振興についての満足度	%	5.1	10	20	アンケートで市の観光振興について満足していると答える市民割合
定住化事業等を利用して移住した組数	組	2	25	50	事業実績（調査）による

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・もてなしの心の醸成に努めます。 ・観光客に気持ち良く過ごしてもらえるよう環境美化に協力します。 ・観光ボランティアとして協力します。 ・一人ひとりが本市の自然や食文化など観光資源を理解し広くPRをしていきます。 ・市内在住の外国人と日常的な交流を図ります。 ・交流先の市民等との交流を図ります。 ・国際交流イベントに参加します。 ・自主的な国際交流活動・地域間交流活動を行います。 ・移住者のよき相談相手になります。 ・移住者の自治会加入を促進します。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客への案内等観光による市の活性化に協力します。 ・市の観光PR活動及び誘客活動に協力します。 ・街並みの美化に協力します。 ・観光協会は、観光振興に関する多面的な活動を行います。 ・市内在住の外国人との交流を図り、相互に理解し合い、尊重し合える環境をつくります。 ・地域間交流活動を行います。 ・市民レベルのおもてなし、アフターフォローの体制づくりと支援活動を行います。



4-5 雇用・勤労者対策の充実

施策の目的

すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

この分野の現状と本市の取組み

産業構造の変化や労働力人口の減少、高齢化の進行とともに、近年の原油・原材料価格高騰などによる経営環境・消費動向の悪化など、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

本市においても、ハローワークや県との連携により、求職者に対する就職説明会の開催、求人情報の提供などを行っています。

また、求職者に対して求人情報を提供するため、庁舎内に「求人情報コーナー」を設置しています。

この分野における今後の課題

長期にわたる景気の低迷や経済危機等により産業が停滞傾向にある中で、定住の促進のためにも市内における雇用機会の充足が課題となっています。

このため、既存事業所の支援や新たな雇用の場の確保など各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、地元就職及びU・Iターンの促進、女性や高齢者・障がい者などの雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促進していくとともに、勤労者福祉の充実に努めていくことが必要です。

主要な施策

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

既存事業所への支援や企業誘致など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充を目指すほか、ハローワーク等関係機関や市内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、若者の地元就職及びU・Iターンを促進します。

(2) 女性、障がい者、高齢者の雇用促進

男女雇用機会均等法の趣旨の普及、事業所への啓発に努め、女性、障がい者、高齢者の雇用を促進します。

(3) 勤労者福祉の充実

労働条件の改善、働きやすい環境づくりについての事業主への啓発等を進め、福利厚生機能の充実に努めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
就業者数	人	10,296	10,000	10,000	常住地における就業者数（国勢調査） * 初期値については 2005 年国勢調査
高校生の地元就職率	%	39.1	45.0	50.0	市内高校生の地元就職率（県南工業開発地域推進協議会調べ）
就職説明会の参加企業数	企業	7	10	15	就職説明会の参加企業数（県南工業開発地域推進協議会） * 年 2 回開催する就職説明会への参加企業数
有効求人倍率	%	0.4	0.5	0.5	有効求人倍率（ハローワーク日南） * 年平均値
市の雇用対策の状況についての満足度	%	2.9	5	10	アンケートで市の雇用対策の状況について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	・ 公的機関の研修等に参加し、職業能力の向上に努めます。
地域・事業者・団体	・ 企業の福利厚生レベルを高めます。 ・ 安定した雇用機会の創出と高齢者層や障がい者、女性等の積極的な雇用を行います。

基本目標5 安全・安心で、やすらぎのある・くしま

5-1 道路・交通ネットワークの整備

施策の目的

広域的アクセスの向上と市内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、市内道路網の計画的な整備を進めるとともに、市民の身近な公共交通機関の充実を進めます。

この分野の現状と本市の取組み

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

本市の道路網は、国道220号、448号をはじめ、県道、市道でネットワークされており、これにJR日南線と路線バス、コミュニティバスで交通網が形成されています。

この分野における今後の課題

高速交通体系の整備が遅れていることに起因する地域整備の遅れが人口減少の一因ともなっています。また、鉄道・バスといった各種交通等の連絡の悪さから、通勤・通学での交通利便性の低い地域もあります。

今後は、関係機関と連携しながら、高速自動車道の早期整備、国道・県道の整備を促進するとともに、市道については、将来の道路の維持・管理費を踏まえ、市道の状況（舗装道路・橋梁等）を把握した上で整備を進める必要があります。



主要な施策

(1) 国道・県道の整備

広域的な交通アクセスの向上に向け、東九州自動車道の早期整備、国道220号の整備、国道448号の未改良区間の早期整備、県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

(2) 市道の整備

国道・県道との連携や機能分担、市内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、総合的な道路整備方針により、市道の整備と橋梁の長寿命化を計画的・効率的に進めます。

また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

(3) 安全で快適な道づくりの推進

道路（橋梁）整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。

(4) 公共交通機関の充実

市民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、JR日南線、路線バスの維持・確保、コミュニティバスの利用者の利便性向上に努めるとともに、人や環境にやさしいバスの導入など地域公共交通機関の充実に努めます。

(5) 福島港の活用

福島港については、今般の経済状況と日南市の油津港・志布志市の志布志港との位置関係からも、役割分担、新たな方向性を見出す必要があり、今後、関係機関との協議を踏まえながら、物流以外の港湾利用、周辺エリアの活用も視野に新たな利活用について促進していきます。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
市道改良率	%	39.4	43.7	46.2	市道の改良率
市の道路の整備 状況についての 満足度	%	19.1	20.5	21.7	アンケートで市の道路の整備状況について満足と答える市民割合
コミュニティバスの 年間乗車人数	人	28,043	36,084	36,084	コミュニティバスの年間乗車人数
公共交通機関の 状況についての 満足度	%	19.6	25.0	50.0	アンケートで市の公共交通機関の状況について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に公共交通機関を利用します。 清掃活動や緑化等の道路環境美化活動に参加します。
地域・ 団体・ 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。 市民ニーズに即した鉄道・バスの運行を安全性を第一として実施します。 交通環境のバリアフリー化に努めます。



5-2 情報ネットワークの整備

施策の目的

情報通信基盤の整備を促進し、市民のまちづくり活動のための必要な施策の推進に努めるとともに、積極的な情報発信による産業活動の活性化や防災情報体制の整備に努め、情報化社会の変化に対応できるまちづくりを目指します。

この分野の現状と本市の取組み

ICT^{*}の飛躍的な進歩に伴い、情報通信基盤の整備が進み、これらの基盤環境の有効活用が重要な社会テーマとなってきています。

さらに自治体においても、インターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築はもとより、『いつでも・どこでも・何でも・だれでも』がネットワークを利用できる「ユビキタスネット社会」の実現に向けた取組みが進められています。

本市では、国の地域イントラネット基盤施設整備事業等を活用し、市内の全ての公共施設を接続する地域公共ネットワークを整備し、行政内情報の共有化を図るとともに市民生活に有効な情報をタイムリーに発信してきました。

この分野における今後の課題

市内には未だインフラ^{*}整備が十分でない地域も存在し、その解消が急務となっています。

情報通信技術の活用促進が地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されることから、市域内への更なるインフラ整備を推進して、市民への多様なサービスの提供を図るとともに、地域間の情報交換やコミュニティ育成の手段としての活用、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及啓発や人材育成・交流促進など高度情報化に向けた取組みを一層推進していく必要があります。

* ICT：情報通信技術

* インフラ：福祉や経済の発展に必要な公共施設

主要な施策

(1) 情報通信基盤の整備

ブロードバンド[※]環境の整備促進、高度化を図るなど、情報基盤の整備を図ります。

(2) 電子自治体の構築

既存の各種システムの維持・充実に努めるほか、システムの全体最適化を推進するとともに、関係機関との連携のもと、インターネットを利用して行政手続きをオンラインで行うことができる電子申請システムの構築を図ります。

また、ホームページについて、その内容充実及び有効活用を図ります。

(3) 市民への情報発信の強化

広報紙やホームページに加えて、インターネット等を活用した新たな手段での情報発信を検討するとともに、必要とされるコンテンツ[※]の整備を図ります。

(4) 情報セキュリティ対策の支援

市民の情報リテラシー[※]の向上とともに、活用を進めるうえでの情報セキュリティ水準の向上を支援するため、生涯学習教育と連携した取り組みを図ります。



※ ブロードバンド：高速・大容量のデータ通信が実現するネットワークサービス

※ コンテンツ：情報サービスにおいて、提供される文書・音声・映像などの個々の情報

※ 情報リテラシー：コンピュータを使いこなす能力

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
情報基盤整備率	%	15.7	↑	↑	市内情報基盤の整備率（光ファイバー、ADSL 接続世帯）
市の情報環境の状況についての満足度	%	10.9	16	21	アンケートで、市の情報環境の状況について満足と答える市民割合
インターネットを利用している人	%	19.4	25	30	アンケートで、インターネットを利用していると答える市民割合
電子申請可能サービス数	件	0	↑	↑	電子申請が可能なサービス件数
市職員に対する情報セキュリティ研修回数	回	1	2	3	市職員に対する情報セキュリティについての研修回数

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ICT に親しみ、利用することで生活の充実を図ります。 情報通信サービス利用に際しての正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。
地域・団体・事業者	<p>地域、団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT の利活用により地域の活性化を図ります。 <p>事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズに対応した情報コンテンツ（内容）を提供します。 利用しやすい情報通信サービスを提供します。 ICT を利活用しながら、地域住民との交流連携に取り組みます。 市と連携のもと、地域情報化の基盤整備を進めます。

5-3 住宅・市街地の整備

施策の目的

調和のとれた住空間づくりを目指し、あらゆる世代に適応した住みやすく耐震性のある住宅環境の形成を促進し、ゆとりある生活に欠かせない生活環境の整備と市街地整備に努めます。

この分野の現状と本市の取組み

住宅は、市民が健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

良好な住宅地や公園・緑地等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちなぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。

本市では、市街地内の未利用地もあり、この有効活用とともに定住を促進するための住宅用地の開発が求められており、老朽し解体を実施した市営住宅跡地の造成などにより宅地開発を実施しました。さらに、市営住宅の集約化を図ることで、密度の高い居住環境の整備に着手しています。

この分野における今後の課題

本市の公営住宅については経年化が進み、これらへの対応が課題となっています。

また、高齢化が急速に進行する中で、高齢者等が安心して暮らせる住宅の確保と若年層の定住促進に向けた取組みも求められています。

さらに、市街地の未利用地については、街路整備等を含めた宅地政策を図る必要があります。

主要な施策

(1) 良好な住宅地の形成

定住の促進と安全・安心・快適な住環境の確保に向け、良好な環境の住宅地形成を誘導します。

また、民間住宅等の耐震診断及び耐震改修を支援します。

さらに、集落機能の低下と家庭の介護機能の低下が顕著な世帯について市街地への移転を検討し、安心して良好な居住環境を確保します。

(2) 中心市街地の整備

串間駅西部の国道220号整備を骨格とした中心市街地整備については、都市計画事業としての一体的整備を進めます。

(3) 安全・安心して暮らせる宅地の供給

居住者の利便性、地域間や世代間のバランス等を考慮しながら、快適で安全・安心して暮らせる宅地の供給に民間事業者との連携のもと取り組みます。

(4) 公営住宅の計画的な整備充実

各種指針に基づき、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづくり、若年層の定住を促進する住まいづくり、総合的な居住環境の向上といった視点に立ち、老朽化した公営住宅等の改良等に努めます。

(5) 居住環境の総合的整備

すべての市民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、生活道路、公園・緑地、下水道などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた重点的かつ計画的な整備を進め、生活水準の向上に努めます。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
市営住宅管理戸数	戸	392	413	470	市営住宅建替による戸数確保及びストック改修による安全な住戸の確保
地元の公園などの維持管理（草刈りや清掃など）に参加している人	%	46.7	↑	↑	アンケートで地元の公園などの維持管理（草刈りや清掃など）に参加していると答える市民割合
市の住宅施策の状況についての満足度	%	10.8	↑	↑	アンケートで市の住宅施策の状況について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住まわりの生活環境の維持に努めます。 ・ 自分たちで力を出し合って日常の住環境管理を行います。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の生活環境の維持に努めます。 ・ 自分たちで力を出し合って日常の住環境管理を行います。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性と快適性に優れた住宅を供給します。



5-4 交通安全・防犯体制の充実

施策の目的

交通安全への意識の高揚に努め、生活様式の多様化による犯罪や事故のない地域防犯体制の充実を図り、市民の暮らしのニーズに対応した環境づくりを推進します。

この分野の現状と本市の取組み

全国の交通事故数及び交通事故死亡者数は近年減少傾向にありますが、交通事故死亡者に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、子どもの交通事故とともに懸念されています。また、大きな社会問題となっている飲酒運転による交通事故についても減少傾向にありますが、飲酒による交通事故は重大事故となる場合が多く、その根絶が強く求められています。

さらに、全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発しており、だれもが犯罪の被害者になりうる街頭犯罪、振り込め詐欺の増加など、犯罪からの安全性の確保が特に重要視されてきています。

本市では、交通事故の発生を防止するため、串間警察署等関係機関との連携のもと、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施を通じて、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設や歩道の整備を進めてきました。

防犯については、防犯意識の高揚と地域の防犯体制の確立を進めてきました。

この分野における今後の課題

市民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、家庭や地域からの交通安全教育の実践をはじめ子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育や啓発活動を継続して実施するとともに、通学路、生活道路等の実情を再点検・再確認し、必要に応じた交通安全施設の整備や歩道等の整備を進める必要があります。

さらに、社会環境の変化や核家族化等による地域における犯罪防止機能の低下が懸念されていることから、今後も、関係機関・団体との連携をさらに密にしながら、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など市民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 安全な道路環境の整備・維持

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設をはじめ、信号機の設置要請、道路線形改良の促進、主要道路の歩道整備など安全な道路環境の整備を計画的に進めます。

(3) 防犯意識の高揚

串間警察署や交通安全対策協議会等関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供等を推進し、市民の防犯意識の高揚を図ります。

また、犯罪被害者等支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。

(4) 防犯環境の充実

各自治会や事業所及び小・中学校PTAなどの自主的な地域・学校等の安全活動を促進し、まちぐるみの防犯活動の体制の強化を図ります。

また、自治会との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進めます。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 （実績）	平成 27 年度 （中間目標）	平成 32 年度 （目標）	備考
交通事故発生件数	件	93			年間の交通事故の発生件数
刑法犯認知件数	件	96			刑法犯の年間認知件数
身近な地域での防犯活動・パトロール活動に参加している人	%	13.0			アンケートで身近な地域での防犯活動・パトロール活動に参加していると答える市民割合
市の交通安全体制についての満足度	%	31.0	32.4	33.6	アンケートで市の交通安全体制について満足と答える市民割合
市の防犯体制についての満足度	%	28.1			アンケートで市の防犯体制について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。 自主的な地域安全活動を行います。 地域の連帯意識を高め、交通事故を抑制する機能を高めます。 自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識をもって日常生活を送ります（外出時の施錠、車から離れる際のドアロック、子どもに対する防犯教育等）。 自主的な防犯・地域安全活動を行います。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会、コミュニティを通じて、交通安全を啓発します。 地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。自治会単位のネットワークづくりと地域の防犯パトロールを実施します。 防犯灯の設置を行います。 <p>事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全に対する啓発、研修を実施します。 犯罪の発生を抑止する体制整備に努めます。

5-5 消防・防災・救急体制の充実

施策の目的

自然災害からの安全確保に向け、地域防災の体制強化に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な消防・防災・救急対策を推進します。

この分野の現状と本市の取り組み

全国各地で地震や風水害、土砂災害など多くの災害が発生する中、自然災害から安全・安心な生活を守るため、国民一人ひとりや企業等の発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体による「公助」の連携が求められています。また、こうした災害から安心・安全な暮らしを確保するためには、地域防災力を高め、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。

また、生活様式の多様化や高齢化の進行などにより、火災発生要因は複雑・多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれています。国においては平成18年に消防組織法を改正し、消防力の強化のため消防の広域化に関する基本指針が示されています。

本市は、地震や風水害による災害への備えとして、地域防災計画及び国民保護計画に基づく自主防災組織の育成、防災訓練等の実施、防災知識の普及、各種防災資機材等の備蓄、避難施設・避難路等の整備などに取り組んできたほか、住宅建築物及び防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進など災害に強いまちづくりを進めてきました。また、消防団との連携を図り防火・防災に努めています。



この分野における今後の課題

今後も、これまでの取り組みを一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる災害時要援護者への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織等の育成が必要となっています。

また、世界各地でテロ等が多発する中、これからの自治体にとって、こうした有事への対応も、取り組むべき課題の一つとなっています。このため、地域防災計画・国民保護計画に基づき、市及び防災関連機関、市民が一体となった体制の確立を図る必要があります。

しかし、高齢化の進行等を背景に、救急ニーズが増加傾向にあるほか、地域の消防の要である消防団においても、団員確保の困難さや団員の高齢化などの問題が見られ、消防力の低下が懸念されています。

このため、消防の広域化や電波法の改正に伴う消防救急無線のデジタル化などの動向を踏まえ、常備消防・救急体制の更なる充実強化や地域での消防力の強化を図る必要があります。

主要な施策

(1) 総合的な防災体制の確立

避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、地域の商工業者の協力を得て食糧・飲料水・生活必需品等を備蓄するなど、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。

また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき市民の安全確保に努めます。

(2) 地域での防災力の強化

ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や防災研修会などへの参加、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、防災ボランティアの育成、木造住宅の耐震化の啓発推進など市民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

(3) 災害時要援護者対策の充実

関係機関と連携して、災害時要援護者の把握、地域での情報共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。

(4) 常備消防・救急体制の充実

消防体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車・救急車等車両・資機材の整備など消防活動を効果的なものとするため、広域活動体制の充実強化を図ります。

また、今後の常備消防の広域化に基づく体制整備を推進するとともに、消防救急無線のデジタル化など常備消防・救急体制の更なる充実強化を図ります。

(5) 非常備消防体制の充実

非常備消防の基盤強化を図るため消防施設、消防車、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ、資機材の整備充実を図り、消防団の重要性等に関する市民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。

(6) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

市民を対象とした防火講習会・消火訓練、AED[※]による応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

(7) 治山治水対策の推進

浸水被害の恐れのある河川の整備、土石流がけ崩れ、山地崩壊等の土砂災害対策については、関係機関との連携のもとその整備を進め、安全の確保を図ります。

※ A E D : 自動体外式除細動器

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
自主防災組織の組織率	%	57.52	80	100	自主防災組織の組織率 (組織自治会数 / 全自治会数)
火災発生件数	件	14			年間の火災発生件数
1年間に、防火・防災訓練に参加したことがある人	%	17.9	25	33	アンケートで1年間に、防火・防災訓練に参加したことがあると答える市民割合
市の消防・救急体制についての満足度	%	39.8	50	80	アンケートで市の消防・救急体制について満足と答える市民割合
避難路・避難場所を知っている市民割合	%	69.4	85	100	アンケートで避難路・避難場所を知っていると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの身は自らで守る」という意識をもちます。 ・避難場所の確認や地域等で行う防災訓練等に積極的に参加します。 ・災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。 ・消防団に参加します。 ・防災訓練に参加します。 ・自主防災組織に参加します。 ・避難路・避難場所を確認します。 ・自ら身を守り、地域で助け合うことを基本に災害に対応します。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。 <p>事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開に努めます。 ・地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。 ・災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力します。

5-6 消費者対策の充実

施策の目的

消費者保護に関する啓発などを推進するとともに、消費関係団体・グループの活動支援を進めるとともに、消費生活相談を実施して、自立する消費者の育成に努めます。

この分野の現状と本市の取組み

近年、高齢者を狙った不当・架空請求やインターネットによる詐欺、家屋の点検・リフォーム商法等、消費者トラブルは急増し、またその内容も多様化・複雑化するなど社会環境は大きく変化しています。

本市では、県消費生活センター等の関係機関と連携しながら、広報紙等を通じた情報提供や講座等の開催、相談への対応などを行い、消費者対策を推進しています。

この分野における今後の課題

消費者が、安全で安心できる消費生活を送れるようにするためには、安全が確保されること、適切な選択が行えること、必要な情報を知ることができること、被害の救済が受けられること等が重要であり、「消費者の保護」とともに、「自立する消費者づくり」を目指して消費者保護対策を推進することが求められます。

主要な施策

(1) 消費生活に関する情報の提供

関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立する消費者の育成を図ります。

とりわけ、最近被害の多い不当・架空請求、振り込め詐欺などの情報を広報紙等を活用して提供します。

(2) 消費生活相談の実施

県消費生活センターとの連携による消費生活相談の実施や、被害発生時における効果的アドバイス等を行います。

(3) 高齢者へのサポート

高齢者が被害にあわないためのアドバイスや、被害にあった場合の対応を関係機関などと連携して高齢者をサポートします。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
消費者相談件数	件	34	40	40	年間の消費者相談件数
消費生活相談員数	人	2	2	2	消費生活相談員の人数（他の業務と兼務）
高齢者等の消費者啓発講座受講者数	人	70	100	100	年間の高齢者等の消費者啓発講座受講者数
市の消費者対策の状況についての満足度	%	12.2	↑	↑	アンケートで市の消費者対策の状況について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにします。 行政に対して、実態の情報を提供します。
地域・団体・事業者	<p>地域、消費者団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域及び消費者団体間で、情報の共有化を行います。 消費生活情報の提供を行います。 消費者教育、啓発事業を実施します。 <p>事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任ある商品やサービスを提供します。 適正な表示及び取引方法を実施します。

基本目標6 自然の宝庫、暮らしやすい・くしま

6-1 環境施策の総合的推進

施策の目的

自然環境と調和した、市民が生涯にわたって快適に暮らせる環境づくりを推進します。

この分野の現状と本市の取組み

地球温暖化をはじめとする地球環境問題から、水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が認識され、わが国では平成20年度から京都議定書の第一約束期間が始まるなど、自治体においても持続可能な社会システムの形成に向けた、総合的な環境施策の展開が極めて重要な課題となっています。

本市には、豊かな自然環境と共生する暮らしの場が形成されています。また、農地や山などの自然環境と調和した町並みが形成されています。そして、これまで、太陽光発電など新エネルギーの普及を図り、クリーンエネルギーを積極的に利用するまちづくりを推進しています。

この分野における今後の課題

庁内及び関係機関との連携を強化し、豊かな自然環境の保全をはじめ、新エネルギーのさらなる導入などあらゆる環境問題への対応を市民との協働のもとに総合的に推進し、持続可能な社会の形成を進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 環境保全意識の高揚

環境保全にかかわる広報・啓発活動や環境学習を積極的に推進し、市民の環境保全意識の高揚に努めます。

(2) 環境保全活動の促進

環境美化運動の推進、リサイクル運動、省資源・省エネルギー運動など、市民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、環境ボランティアの育成・支

援に努めます。

また、希少野生動植物種の保護や農地や森林のもつ公益的機能の増進を図るための地域住民による持続的な生産活動や多様な保全管理活動を支援します。

さらに、河川など水辺の豊かな自然環境の保全に努めます。

(3) 公害等環境問題への対応

水質汚濁をはじめ、騒音、悪臭、振動などの公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

(4) 美化運動の推進

市民の参加のもと、一斉清掃や美化活動の推進に努めます。

(5) 不法投棄の防止

市民の監視のもと不法投棄の防止に努めるとともに、監視体制の強化に努めます。

(6) 感染症の予防

衛生体制の確立のもと、感染症等の予防と感染の防止に努めます。

(7) 墓地・火葬場の充実

火葬場については、良好な環境を保つために、最新の技術を取り入れながら施設の維持管理に努めます。

また、墓地については、使用者にやすらぎを与える環境の良い墓地として維持管理の充実を図ります。

(8) 動物愛護と適性飼育

動物の愛護と適性な飼育を働きかけます。

(9) し尿等処理体制の充実

収集・運搬体制の確立に努めるとともに、下水道事業の進捗に伴うし尿の減少と浄化槽汚泥の増加も見据えながら、し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実に努めます。

(10) 新エネルギー導入の推進

本市の地域特性を活かした新エネルギーのさらなる導入を推進し、豊かな自然環境と調和したクリーンエネルギーの積極的な利用に努めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
市の CO ₂ 排出量	t	9,079.4	8,134.9	7,736.2	市の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量の削減
環境関係市民団体数	団体	6	↑	↑	環境に関する活動団体数
環境教育時間数	時間	14	↑	↑	市民を対象に環境教育を開催した年間の時間数
市の環境保全の状況についての満足度	%	18.7	↑	↑	アンケートで市の環境保全の状況について満足と答える市民割合
市のし尿処理の状況についての満足度	%	37.4	↑	↑	アンケートで市のし尿処理の状況について満足と答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車のアイドリングストップの実践や家庭で廃油を流さない、節電等自然環境に配慮した生活を行います。 ・近隣の迷惑となるような騒音、悪臭等を出さない生活を行います。 ・地域等で行う環境保全活動に積極的に参加します。 ・省エネに努めます。 ・不法投棄の監視に参加します。
地域・団体・事業者	<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動を行います。 <p>事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害関係法令を遵守して事業活動を行います。 ・環境マネジメントシステム（ISO14001）の導入等環境に配慮した業務システムを確立します。 ・環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組みます。 ・省資源・省エネルギーの推進を図ります。 ・省エネに努めます。 ・地球温暖化防止に努めます。 ・不法投棄の監視に参加します。

6-2 ごみ減量化等の推進

施策の目的

市民、事業者と行政との協働により、ごみの発生抑制や再利用による減量化、リサイクルなど「ごみゼロ」に向けた取り組みを進めるとともに、ごみの収集、処理体制の充実をはじめ一般廃棄物の適正処理を推進し、自然環境と調和した持続可能な循環型社会の形成に積極的に取り組みます。

この分野の現状と本市の取り組み

環境保全の重要性が叫ばれる中、大量生産・大量消費・大量廃棄といった従来からの社会・経済の仕組みや生活様式を根本から見直し、循環を基調とするごみゼロ社会を形成していくことが求められています。

本市では、ごみ処理対策、リサイクル対策に取り組み、その成果を着実にあげてきています。

この分野における今後の課題

今後は、一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあることから、ごみの排出動向に即し、ごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、市民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

主要な施策

(1) ごみ収集・処理体制の充実

「日南・串間ごみ処理広域化計画」を早期に策定し、広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努めます。

(2) ごみ減量化・4R運動の促進

広報・ホームページによる周知や、各団体や教育現場での説明会など広報・啓発活動や推進団体の育成等を通じ、市民や事業者の自主的な4R運動をはじめ、リサイクル活動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を進めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
市民一人当たり ごみ排出量	g	1,035	1,010	980	一日の市民一人当たりのごみ排出量
家庭から出されるごみのうちリサイクルされている割合	%	15.78	19.7	25.2	家庭から出されるごみのうちリサイクルされている割合
資源回収量	t	1,281	1,442	1,647	年間の資源の回収量
ごみ処理・リサイクル等の状況についての満足度	%	50.8	↑	↑	アンケートでごみ処理・リサイクル等の状況について満足していると答える市民割合
環境に配慮した生活をしていると答える市民割合	%	67.8	↑	↑	アンケートで環境に配慮した生活をしていると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を確実に実施します。 ・家庭のごみ発生を少なくします。 ・4R 運動を行います。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を確実に実施します。 ・ごみの発生を少なくします。 ・4R 運動を行います。

6-3 上下水道の整備

施策の目的

安全な水を安定して供給するため、老朽化した設備の更新や施設整備を行い、ゆとりある施設能力を確保するとともに、災害にも強い水道施設づくりに努めます。

公共下水道の普及率の向上を目指すとともに、経営の安定化を推進します。

この分野の現状と本市の取組み

水道は、健康で快適な市民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいます。

また、下水道は、公共用水域の水質保全や快適で文化的な生活環境確保のために整備の推進が求められています。

本市では、上水道及び簡易水道の安定的な供給に努めるとともに、計画的な下水道整備を進めており、中心市街地を貫流する汚濁の激しい二級河川天神川・馬場川において、少しずつではあるものの水質の向上が見られています。

この分野における今後の課題

今後は、各種水道施設の整備、水質管理体制の強化を図り、安全で衛生的な水の安定供給に努め、下水道については供用開始済みの処理区及び地区については、水洗化の普及を図るとともに、農業・漁業集落排水事業も含めて経営安定化を進めていく必要があります。

また、市街地において、都市下水路が整備された時代と比較すると宅地化が進み土地の保水力が低下しており、更に近年のゲリラ豪雨等の異常気象により浸水被害の発生回数が増加してきているため浸水対策を講じる必要があります。

主要な施策

(1) 計画的な水道施設の整備

施設の老朽化と未普及地域に対応し、水道施設の計画的な整備と長寿命化を図ります。

(2) 水道事業の健全運営

水道事業の事務事業の合理化、効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。

(3) 節水意識の高揚

節水に心がけ、水資源を大切にすることを意識の高揚に努めます。

(4) 下水道整備の推進

公共下水道、合併処理浄化槽の整備など下水道事業の推進を図り、市全域における下水・生活排水処理施設整備の早期実現に努めます。

(5) 集中豪雨への対応

市街地における浸水対策を新たに講じます。

(6) 経営安定化の推進

水環境・水資源にかかわる啓発活動を促進し、水洗化の普及を図るとともに、事業の経営安定化を推進します。



みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
有収率	%	89.66	90.45	91.25	給水する水量と料金として収入のあった水量との比率
水源水質管理強化に伴う施設整備率	%	66.0	83.0	100	整備区域と未整備区域との割合。
市の上水道の状況についての満足度	%	42.7	↑	↑	アンケートで市の上水道の状況について満足していると答える市民割合
市の生活排水処理の状況についての満足度	%	23.1	↑	↑	アンケートで市の生活排水処理の状況について満足していると答える市民割合
水洗化率	%	49.4	63.1	74.1	下水道区域の水洗化率（公共下水道事業認可計画区域、農業集落排水区域、漁業集落排水区域）

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・節水に努めます。 ・宅内漏水の早期発見のため、水道メーター器の注視に努めます。 ・公共下水道が整備された場合は、速やかに加入して使用します。 ・異物（油や生ゴミなど）を流さないよう、生活排水に注意します。 ・合併処理浄化槽を使用している場合は、浄化槽の適切な維持管理を行います。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・節水に努めます。 <p>貯水槽設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内漏水の早期発見のため、水道メーター器の注視及び貯水槽などの施設の日常管理に努めます。 <p>串間市排水設備指定工事店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道が整備された場合は、積極的に保有施設の接続を行います。 ・技術的情報の共有化など事業課との連携を図り、接続工事の積極的な営業を行い加入促進に寄与します。

6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全

施策の目的

市民のいこいの場、交流の場を確保するため、恵まれた自然環境を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び水辺の保全を図ります。

この分野の現状と本市の取組み

公園・緑地等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちのにぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。

また、公園や緑地は、子どもの遊び場、スポーツ・レクリエーションの場、いこいの場、ふれあい・交流の場であるとともに、緑を保全し、身近な生活空間にうるおいとやすらぎを与える環境保全機能や景観形成機能、防災上の機能などを担う重要な施設です。

本市では、街区公園などの整備を計画的に進め、近年のスポーツ・レクリエーションやいこいの場、交流の場等、緑や水とふれあえる空間を求める市民ニーズに対応してきています。

この分野における今後の課題

市街地等においては、生活に密着した身近な公園や広場の整備を求める声が高まっています。このため、公園・緑地・水辺の整備により、市全体が水と緑に包まれた、美しいうるおいのある環境づくりを進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 公園の活用と河川整備

これまで整備してきた公園の活用を図るとともに、河川や水路等についても、自然環境の保全に留意しながら河川改修とともに、ボランティア団体等とも連携して水と親しむことのできる環境の整備を図ります。

(2) 地域の公園・広場の整備

身近で、子どもから高齢者までが利用でき、様々な機能を備えた公園・広場の整備を図ります。

(3) 市街地整備と連動した公園の整備

市街地整備と連動して小公園等の整備を図ります。

(4) 総合運動公園の整備・活用

施設の整備・改修により、市民のスポーツ・レクリエーション、憩いの場としての利用増進、またスポーツイベント・キャンプの誘致活動に努めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
スポーツキャンプ等の利用数	団体	26	40	50	総合運動公園のスポーツキャンプ・イベント利用団体数
総合運動公園利用者数	人	51,000	58,000	64,000	総合運動公園の年間利用者数
市の公園・緑地の整備状況についての満足度	%	24.9	35	50	アンケートで市の公園・緑地の整備状況について満足していると答える市民割合
市の親水空間の整備状況についての満足度	%	16.8	35	50	アンケートで市の親水空間の整備状況について満足していると答える市民割合

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・居住まわりの生活環境の維持に努めます。 ・自分たちで力を出し合って日常の住環境管理を行います。 ・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。 ・緑化運動に参加します。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活環境の維持に努めます。 ・自分たちで力を出し合って日常の住環境管理を行います。 ・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。 ・緑化運動に参加します。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性と快適性に優れた住宅を供給するとともに公園の整備に努めます。

6-5 景観の保全・形成及び土地利用

施策の目的

快適で美しいまちの景観の形成を図るとともに、市民の合意に基づき、本市特有の自然景観や田園・山林と共生する町並みの保存と計画的な市街地景観づくりを進めていきます。

また、土地利用の基本方針に基づき、土地の有効利用を進めます。

この分野の現状と本市の取組み

美しい景観の形成は、自然環境の保全とあわせて豊かな暮らしに欠くことのできないものです。近年では、地域を挙げて景観形成に取り組む地域も増えてきています。

本市には、農地や山林などの自然環境と調和した町並みが形成されているとともに“全市公園”ともいえる緑の景観があり、道路などにおいては、植栽や植樹などを行い景観に配慮しています。

また、国土調査法による地籍調査を行い、年次的に土地の明確化を進めています。

この分野における今後の課題

近年は、生活様式・経済社会活動の変化により、屋外広告物など町並みや田園の景観を阻害する要因も現れてきており、今後は、市民や事業者の理解と協力のもと、自然景観や町並みの保存に努め、美しい景観を整備していく必要があります。

主要な施策

(1) 景観の保全

本市特有の自然景観や田園・山林などと共存する町並みは貴重な景観資源となっているため、シーニックバイウェイの取り組みなど市民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を活かした景観の保全に努めます。

(2) 市街地景観づくり

市の玄関となる JR 各駅周辺、中心市街地、沿道周辺などは、市街地としての整備を図るとともに、公共サインの統一など、景観に配慮した整備に努めます。

(3) 土地の有効活用

地籍調査による地籍の明確化に努めます。

みんなでやっ度（成果指標）

指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
本市の景観の状況についての満足度	%	17.8	30	50	アンケートで市の景観の状況について満足と答える市民割合
本市の緑化の推進状況についての満足度	%	29.7	40	50	アンケートで市の緑化の推進状況について満足と答える市民割合
地籍調査の進捗率	%	18.5	30.9	41.1	調査済面積による進捗率

参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。 まちの美観や景観に配慮した住宅を建築します。 一筆毎の立会いを行い、土地の境界を確認します。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。 まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。 南那珂森林組合は地籍調査を行います。



第 4 部

串間市データファイル



串間市の位置と地勢

串間市は、宮崎県の最南端の東経 131 度 09 分から 131 度 23 分および、北緯 31 度 21 分から 31 度 39 分の間位置し、面積は 294.98k m²、東は洋々たる日向灘に、南部は志布志湾に臨み、また北部は都城市および日南市と山をもって境し、西は龍口、笠祇などの山麓をもって鹿児島県志布志市と隣接している。

平均気温 17.9 度の南国的気候に恵まれ、積雪もなく、また海岸線には、起伏・変化に富んだ島々や岩礁が点在する風光明媚な日南海岸国定公園に連なる海中公園、野生馬の都井岬、亜熱帯植物の繁茂する市木海岸など、自然のみが持つ天賦の資産とする観光田園都市である。

また、市域には二つの山脈がはしり、一つは北から南に笠祇、龍口などの連山がそびえたち、その北部は、うっ蒼たる山林に包まれ森林資源の宝庫をなしている。これらの連山に源を発する河川は、市域中央を貫流する福島川をはじめ、数河川の水系に別れ、その流域に肥大な耕地を養い、豊富に農産物を産出している。

市 役 所 所 在 地		
地 名	経 緯 度	
串間市大字西方 5,550 番地	東経	131 度 13 分
	北緯	31 度 27 分
東 西		
方 位	地 名	経 度
極 東	市 木 築 島	131 度 23 分
極 西	福 島 高 松	131 度 09 分
南 北		
方 位	地 名	経 度
極 南	都 井 黄 金 瀬	31 度 21 分
極 北	大 束 新 谷	31 度 39 分

1. 人口

人口の推移及び密度

各年10月1日現在

年次	世帯数	人口			男女比 女=100	一世帯 あたり 人口	人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
		男	女	計				
昭和29年	7,888	20,187	21,539	41,726	93.7	5.3	141.5	294.91
30	8,281	20,570	21,735	42,305	94.6	5.1	143.5	294.91
31	7,865	20,241	21,434	41,675	94.4	5.3	141.3	294.91
32	7,921	20,041	21,334	41,375	93.9	5.2	140.3	294.91
33	7,986	19,891	21,420	41,311	92.9	5.2	140.1	294.91
34	7,996	19,776	21,282	41,058	92.9	5.1	139.2	294.91
35	8,655	19,949	21,194	41,143	94.1	4.8	139.5	294.91
36	8,849	19,569	21,056	40,625	92.9	4.6	137.8	294.91
37	8,899	18,922	20,717	39,639	91.3	4.5	134.4	294.91
38	8,907	18,414	20,300	38,714	90.7	4.3	131.3	294.91
39	8,924	17,932	19,758	37,690	90.8	4.2	127.8	294.91
40	8,643	17,303	19,122	36,425	90.5	4.2	123.5	294.91
41	8,974	17,063	18,894	35,957	90.3	4.0	121.9	294.91
42	8,788	16,650	18,503	35,153	90.0	4.0	119.2	294.91
43	8,737	16,137	18,015	34,152	89.6	3.9	115.8	294.91
44	8,801	15,567	17,486	33,053	89.0	3.8	112.1	294.91
45	8,714	14,913	16,821	31,734	88.7	3.6	107.6	294.91
46	8,725	14,547	16,412	30,959	88.6	3.5	105.0	294.91
47	8,742	14,414	16,345	30,759	88.2	3.5	104.3	294.91
48	8,707	14,192	16,168	30,360	87.8	3.5	102.9	294.91
49	8,720	14,051	15,970	30,021	88.0	3.4	101.8	294.91
50	8,649	13,974	16,064	30,038	87.0	3.5	101.9	294.91
51	8,735	13,996	15,999	29,995	87.5	3.4	101.7	294.91
52	8,726	14,029	15,937	29,966	88.0	3.4	101.6	294.91
53	8,720	14,011	15,886	29,897	88.2	3.4	101.4	294.91
54	8,768	13,970	15,831	29,801	88.2	3.4	101.1	294.91
55	9,064	13,786	15,634	29,420	88.2	3.2	99.8	294.91
56	9,074	13,700	15,456	29,156	88.6	3.2	98.9	294.92
57	9,032	13,527	15,312	28,839	88.3	3.2	97.8	294.93
58	9,039	13,442	15,189	28,631	88.5	3.2	97.1	294.93
59	9,034	13,324	15,092	28,416	88.3	3.1	96.3	294.93
60	9,242	13,261	15,067	28,328	88.0	3.1	96.0	294.94
61	9,295	13,173	15,024	28,197	87.7	3.0	95.6	294.94
62	9,298	13,013	14,875	27,888	87.5	3.0	94.6	294.94
63	9,211	12,822	14,674	27,496	87.4	3.0	93.2	294.94
平成元	9,221	12,602	14,513	27,115	86.8	2.9	92.0	294.80
2	8,741	12,435	14,299	26,734	87.0	3.1	90.7	294.81
3	8,706	12,245	14,127	26,372	86.7	3.0	89.5	294.82
4	8,739	12,107	14,033	26,140	86.3	3.0	88.6	294.87
5	8,767	12,012	13,956	25,968	86.1	3.0	88.1	294.90
6	8,737	11,877	13,739	25,616	86.4	2.9	86.9	294.90
7	8,774	11,757	13,486	25,243	87.2	2.9	85.6	294.91
8	8,737	11,556	13,290	24,846	87.0	2.8	84.2	294.91
9	8,732	11,401	13,120	24,521	86.9	2.8	83.1	294.91
10	8,817	11,295	13,093	24,388	86.3	2.8	82.7	294.91
11	8,835	11,078	12,927	24,005	85.7	2.7	81.4	294.91
12	9,024	10,913	12,734	23,647	85.7	2.6	80.2	294.91
13	9,026	10,698	12,484	23,182	85.7	2.6	78.6	294.91
14	9,091	10,606	12,388	22,994	85.6	2.5	78.0	294.95
15	9,076	10,438	12,236	22,674	85.3	2.5	76.9	294.96
16	9,132	10,321	12,076	22,397	85.5	2.5	75.9	294.96
17	8,700	10,219	11,899	22,118	85.9	2.5	75.0	294.96
18	8,795	10,060	11,736	21,796	85.7	2.5	73.9	294.96
19	8,759	9,890	11,558	21,448	85.6	2.4	72.7	294.96
20	8,751	9,669	11,336	21,005	85.3	2.4	71.2	294.96
21	8,749	9,498	11,185	20,683	84.9	2.4	70.1	294.98

資料：総合政策課「現住人口調査」「国勢調査」

自然動態

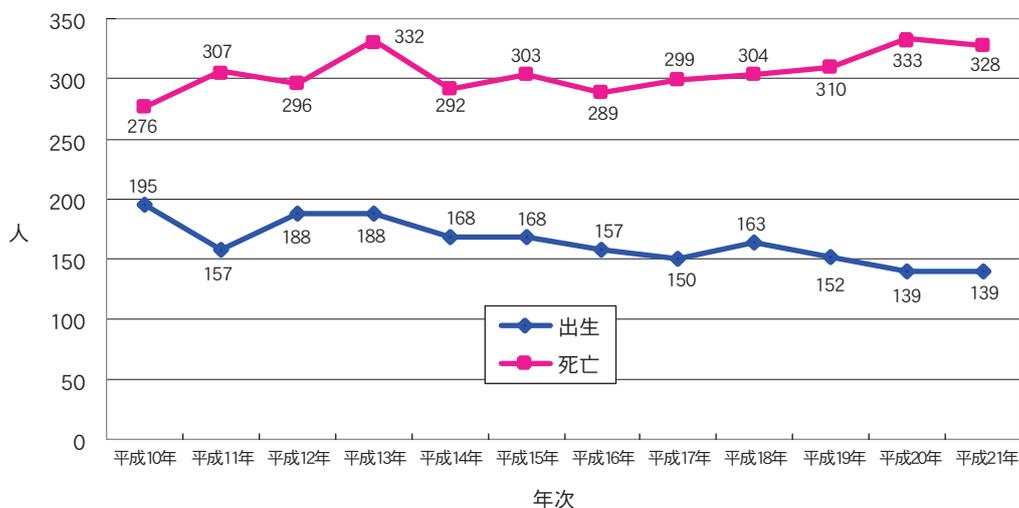
単位:人、件数

年次	出生			死亡			自然増減			総人口	婚姻件数	離婚件数
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女			
平成10年	195	106	89	276	155	121	△ 81	△ 49	△ 32	24,388	100	37
11	157	91	66	307	155	152	△ 150	△ 64	△ 86	24,005	80	41
12	188	96	92	296	153	143	△ 108	△ 57	△ 51	23,647	106	45
13	188	88	100	332	164	168	△ 144	△ 76	△ 68	23,182	102	42
14	168	84	84	292	156	136	△ 124	△ 72	△ 52	22,994	77	46
15	168	91	77	303	153	150	△ 135	△ 62	△ 73	22,674	93	59
16	157	78	79	289	152	137	△ 132	△ 74	△ 58	22,397	86	56
17	150	79	71	299	146	153	△ 149	△ 67	△ 82	22,118	76	43
18	163	93	70	304	178	126	△ 141	△ 85	△ 56	21,796	98	40
19	152	76	76	310	159	151	△ 158	△ 83	△ 75	21,448	89	48
20	139	58	81	333	173	160	△ 194	△ 115	△ 79	21,005	112	57
21	139	76	63	328	158	170	△ 189	△ 82	△ 107	20,683

注:各年1月1日から12月31日までの動態

資料:総合政策課「現住人口調査」、日南保健所「人口動態調査」

自然動態

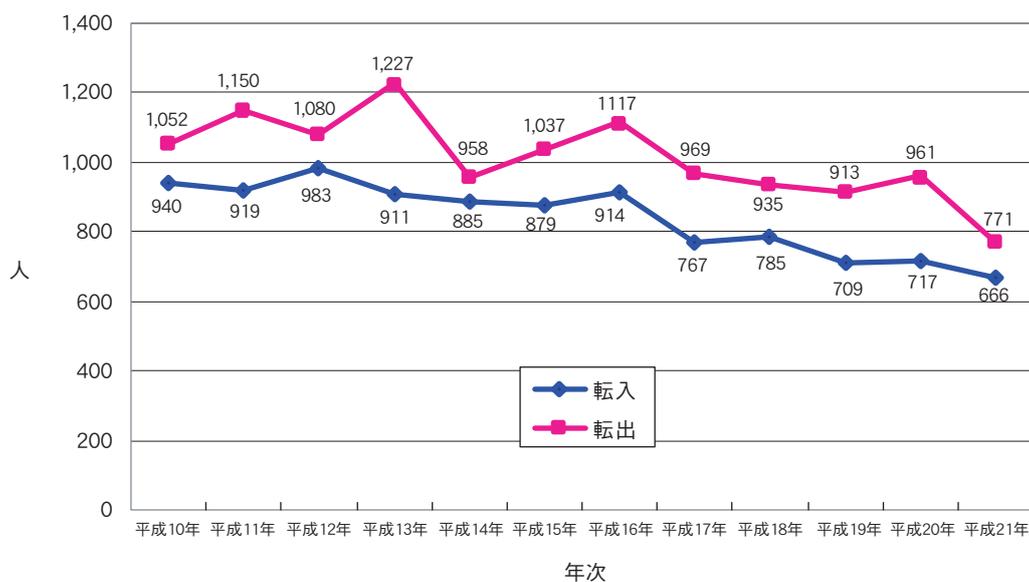


社会動態（県内、県外別）

年次	転入				転出				社会動態			
	総数	県内	県外	職権	総数	県内	県外	職権	総数	県内	県外	職権
平成10年	940	368	569	3	1,052	444	604	4	△112	△76	△35	△1
11	919	379	538	2	1,150	535	597	18	△231	△156	△59	△16
12	983	379	602	2	1,080	469	606	5	△97	△90	△4	△3
13	911	378	527	6	1,227	520	705	2	△316	△142	△178	4
14	885	326	557	2	958	408	549	1	△73	△82	8	1
15	879	336	538	5	1,037	466	555	16	△158	△130	△17	△11
16	914	392	519	3	1,117	481	635	1	△203	△89	△116	2
17	767	290	472	5	969	413	556	0	△202	△123	△84	5
18	785	289	493	3	935	405	530	0	△150	△116	△37	3
19	709	310	395	4	913	422	490	1	△204	△112	△95	3
20	717	291	426	—	961	375	586	—	△244	△84	△160	—
21	666	257	408	1	771	352	417	2	△105	△95	△9	△1

注：各年1月1日から12月31日までの動態
資料：総合政策課「現住人口調査」

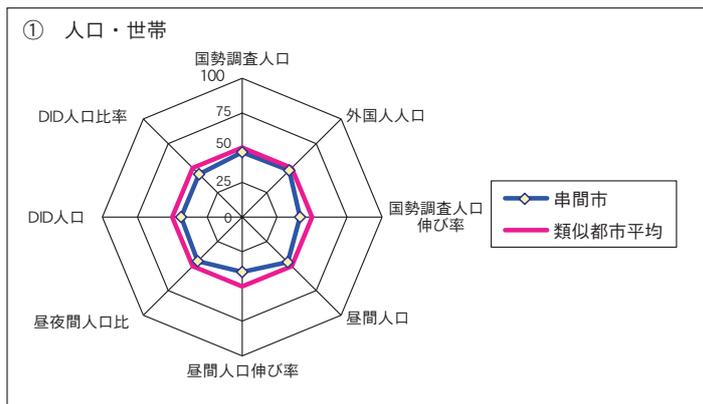
社会動態



人口・世帯の水準

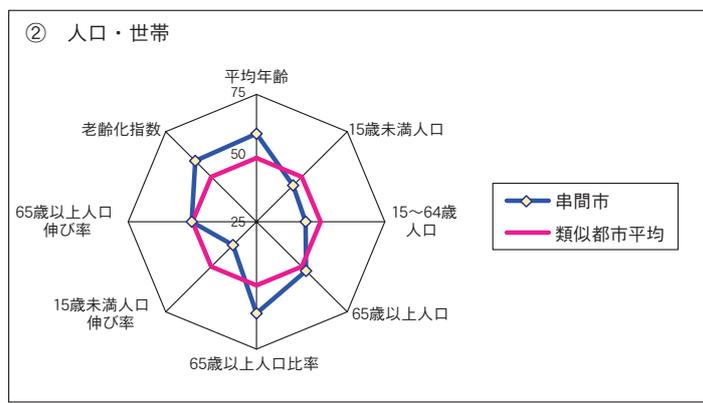
①人口・世帯

	国勢調査人口	外国人人口	国勢調査人口伸び率	昼間人口	昼間人口伸び率	昼夜間人口比	DID人口※	DID人口比率
	2005年	2005年	05年/00年	2005年	05年/00年	2005年	2005年	2005年
	人	人	%	人	%	指数	人	%
宮崎県 串間市	22,118	73	-6.47	21,134	-7.03	95.55	0	0.00
類似都市平均	24,067.32	86.52	-3.71	23,725.52	-3.65	98.13	3,115.77	12.78
偏差値	46.7	47.5	41.3	46.0	39.5	44.9	43.7	43.6
判定	-	-	--	-	--	-	-	-
順位	18位	17位	25位	18位	27位	22位	11位	11位



②人口・世帯

	平均年齢	15歳未満人口	15~64歳人口	65歳以上人口	65歳以上人口比率	15歳未満人口伸び率	65歳以上人口伸び率	高齢化指数
	2005年	2005年	2005年	2005年	2005年	05年/00年	05年/00年	2005年
	歳	人	人	人	%	%	%	指数
宮崎県 串間市	50.2	2,795	11,752	7,571	34.23	-20.10	7.27	270.88
類似都市平均	47.87	3,199.90	13,737.52	7,071.03	29.32	-13.82	7.20	224.98
偏差値	59.5	45.2	44.2	52.4	61.0	38.0	50.2	58.8
判定	++	-	-	=	++	--	=	++
順位	5位	19位	19位	13位	4位	28位	17位	9位



DID人口※1 : DID(人口集中地区)とは、次の基準に該当する地域をいい、この地域に常住する人口を「DID(人口集中地区)人口」という。

①国勢調査基本単位区を基礎単位地域。

②市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区

(原則、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上)が隣接しており、人口が5,000人以上。)

※2 : 類似都市は県庁所在都市の隣接市町村を除く、大分県、宮崎県、鹿児島県の2005年国勢調査人口1.5万人以上3.0万人未満の市町村31団体を選定。

宮崎県内の世帯数・人口・面積

市町村名	世帯数	人口		面積	人口密度	性比 (女=100)		
		男	女					
宮崎市	129,907	310,123	145,263	164,860	287.08	1080.3	88.1	
都城市	53,929	133,062	62,426	70,636	306.21	434.5	88.4	
延岡市	47,831	121,635	56,816	64,819	283.82	428.6	87.7	
日南市	17,642	44,227	20,532	23,695	294.46	150.2	86.7	
小林市	14,942	38,923	18,197	20,726	230.76	168.7	87.8	
日向市	22,177	58,666	27,597	31,069	117.56	499.0	88.8	
串間市	8,700	22,118	10,219	11,899	294.96	75.0	85.9	
西都市	12,364	34,087	16,124	17,963	438.56	77.7	89.8	
えびの市	9,148	23,079	10,807	12,272	283.00	81.6	88.1	
市計	316,640	785,920	367,981	417,939	2536.41	309.9	88.0	
宮崎郡	清武町	12,037	28,696	14,077	14,619	47.81	600.2	96.3
	田野町	4,345	11,580	5,384	6,196	108.30	106.9	86.9
	佐土原町	11,794	32,981	15,604	17,377	56.84	580.2	89.8
	計	28,176	73,257	35,065	38,192	212.95	344.0	91.8
南那珂郡	北郷町	1,817	5,073	2,336	2,737	178.49	28.4	85.3
	南郷町	4,171	11,614	5,512	6,102	63.17	183.9	90.3
	計	5,988	16,687	7,848	8,839	241.66	69.1	88.8
北諸県郡	三股町	9,061	24,545	11,499	13,046	110.01	223.1	88.1
	山之口町	2,682	6,935	3,244	3,691	97.50	71.1	87.9
	高城町	4,580	11,944	5,536	6,408	94.21	126.8	86.4
	山田町	3,053	8,288	3,878	4,410	62.20	133.2	87.9
	高崎町	4,028	10,726	5,017	5,709	93.19	115.1	87.9
	計	23,404	62,438	29,174	33,264	457.11	136.6	87.7
西諸県郡	高原町	4,074	10,623	5,049	5,574	85.38	124.4	90.6
	野尻町	3,253	8,670	4,062	4,608	88.86	97.6	88.2
	須木村	877	2,227	1,046	1,181	243.47	9.1	88.6
	計	8,204	21,520	10,157	11,363	417.71	51.5	89.4

注：平成17年10月1日現在
資料：総合政策課「国勢調査」

単位:世帯、人、km²、人/km²、%

市町村名		世帯数	人口		面積	人口密度	性比 (女=100)	
			男	女				
東諸県郡	高岡町	4,503	12,213	5,713	6,500	144.58	84.5	87.9
	国富町	7,831	21,692	10,224	11,468	130.71	166.0	89.2
	綾町	2,820	7,478	3,502	3,976	95.21	78.5	88.1
	計	15,154	41,383	19,439	21,944	370.50	111.7	88.6
児湯郡	高鍋町	9,033	22,522	10,893	11,629	43.92	512.8	93.7
	新富町	6,305	18,608	9,130	9,478	61.70	301.6	96.3
	西米良村	613	1,307	616	691	271.56	4.8	89.1
	木城町	2,070	5,531	2,674	2,857	146.02	37.9	93.6
	川南町	5,875	17,323	8,226	9,097	90.27	191.9	90.4
	都農町	4,053	11,811	5,565	6,246	102.33	115.4	89.1
	計	27,949	77,102	37,104	39,998	715.80	107.7	92.8
東臼杵郡	門川町	6,803	19,207	9,033	10,174	120.48	159.4	88.8
	東郷町	1,752	4,889	2,268	2,621	218.73	22.4	86.5
	南郷村	912	2,342	1,111	1,231	190.23	12.3	90.3
	西郷村	931	2,574	1,225	1,349	138.32	18.6	90.8
	北郷村	762	1,958	932	1,026	120.17	16.3	90.8
	北方町	1,543	4,680	2,228	2,452	200.70	23.3	90.9
	北川町	1,453	4,478	2,078	2,400	279.91	16.0	86.6
	北浦町	1,477	4,389	2,092	2,297	103.53	42.4	91.1
	諸塚村	739	2,119	1,013	1,106	187.59	11.3	91.6
	椎葉村	1,269	3,478	1,734	1,744	536.20	6.5	99.4
	計	17,641	50,114	23,714	26,400	2095.86	23.9	89.8
西臼杵郡	高千穂町	4,943	14,778	6,928	7,850	237.32	62.3	88.3
	日之影町	1,711	5,031	2,382	2,649	277.68	18.1	89.9
	五ヶ瀬町	1,398	4,812	2,321	2,491	171.77	28.0	93.2
	計	8,052	24,621	11,631	12,990	686.77	35.9	89.5
町村計		134,568	367,122	174,132	192,990	5198.36	70.6	90.2
宮崎県計		451,208	1,153,042	542,113	610,929	7734.77	149.1	88.7

2. 産業

農家数の推移

単位:戸、%

年次	農家数					対前回増減	
		専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	自給的農家	実数	増減率(%)
昭和55年	3,148	961	824	1,363	—	△356	△10.2
昭和60年	2,812	1,002	646	1,164	—	△336	△10.7
平成2年	2,477	712	481	1,284	(413)	△335	△11.9
平成7年	2,202	770	443	989	(366)	△275	△11.1
平成12年	1,922	638	387	522	375	△280	△12.7
平成17年	1,734	618	296	436	384	△188	△9.8

注1:各年2月1日現在

注2:平成2年及び平成7年の専業農家・第1種兼業農家・第2種兼業農家には、自給的農家が含まれる。

注3:平成12年及び平成17年の専業農家・第1種兼業農家・第2種兼業農家は、販売農家だけの数字である。

資料:総合政策課「農林業センサス」

年齢別農家人口の推移

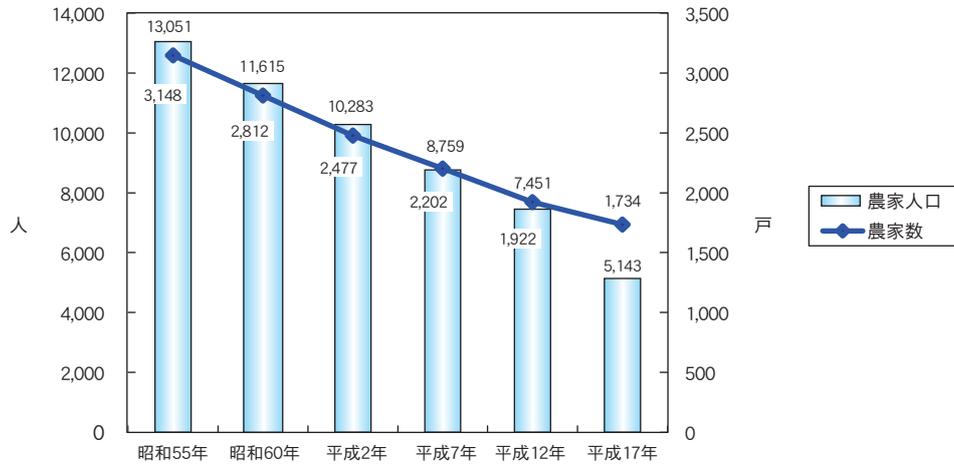
単位:人

年次	計	0~14歳	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上
昭和55年	13,051	2,407	995	1,497	1,223	2,133	2,138	2,658
昭和60年	11,615	2,154	640	1,170	1,326	1,393	2,270	2,662
平成2年	10,283	1,993	536	677	1,292	1,089	1,796	2,900
平成7年	8,759	1,369	546	461	922	1,163	1,174	3,124
平成12年	7,451	938	534	494	537	1,069	899	2,980
平成17年	5,143	507	310	423	286	642	842	2,133

注1:「農家人口」とは、農家世帯員数のことをいう。

注2:平成17年は販売農家だけの数字である。

農家人口と農家数の推移



資料：総合政策課「農林業センサス」

販売目的の家畜を飼養している経営体数と飼養頭羽数

単位:経営体、ha

地区	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	飼養経営体数	飼養頭数	飼養経営体数	飼養頭数	飼養経営体数	飼養頭数	飼養経営体数	飼養羽数	出荷した経営体数	出荷羽数(100羽)
総数	22	876	330	6,489	7	4,655	2	×	5	10,797
福島	5	×	129	2,631	3	×	—	—	—	—
北方	8	396	58	958	1	×	2	×	5	10,797
大束	7	302	77	1,108	—	—	—	—	—	—
本城	2	×	46	954	3	2,640	—	—	—	—
都井	—	—	8	×	—	—	—	—	—	—
市木	—	—	12	×	—	—	—	—	—	—

注1:平成17年2月1日現在

資料：総合政策課「農林業センサス」

農業粗生産額及び生産農業所得の推移

年次	農業粗生産額										
	合計	耕種									
		計	米	麦類	雑穀 豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸 農作物	その他作物
平成14	1,196	905	115	—	0	391	201	75	21	97	5
15	1,224	918	104	—	0	432	201	80	12	82	6
16	1,170	855	124	—	0	376	170	82	11	88	4
17	1,158	817	109	—	0	376	153	80	10	86	3
18	1,140	805	111	—	1	367	164	92	7	60	4

単位:千万円

畜産							加工 農作物	生産 農業 所得	農家1戸 当たり 所得 (千円)
計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他				
281	153	39	38	50	—	10	464	2,414	
295	174	39	33	49	—	10	476	2,475	
302	183	38	32	49	—	14	435	2,261	
329	216	38	28	48	—	12	451	2,599	
326	213	38	27	49	—	9	417	2,406	

所有形態別林野面積

年次	合計	国有			民有			
		計	林野庁	林野庁以 外の官庁	計	緑資源 機構	公有	
							小計	都道府県
平成17年	22,235	8,473	8,335	138	13,762	—	503	131

平成17年2月1日現在

単位:ha

資料:「2005年農林業センサス」

私有		
森林整備 法人(林業・ 造林公社)	市区町村	財産区
—	372	—

林業経営体数

単位:経営体

地区	林業経営体	
		家族経営
総数	133	84
福島	23	11
北方	21	17
大東	32	16
本城	20	16
都井	10	6
市木	27	18

保有山林面積

単位:ha

地区	林業経営体	
		家族経営
総数	3,323	749
福島	840	119
北方	174	147
大東	679	72
本城	525	212
都井	686	67
市木	418	133

漁業経営体階層別経営体数

年次	総数	漁船 非使用	漁船使用								
			無動力 船のみ	動力船使用							
				動力船 計	1トン 未満	1~3	3~5	5~10	10~20	20~30	30~50
昭和63年	289	3	—	251	52	55	127	9	6	—	2
平成5年	302	5	—	270	48	55	126	19	8	—	—
平成10年	257	6	—	209	42	39	107	17	4	—	—
平成15年	227	4	—	196	35	37	105	11	7	1	—
平成20年	185	3	—	132	7	32	79	7	6	1	—

各年 11月1日現在

資料：総合政策課「漁業センサス」

単位：経営体

			大型 定置網	小型 定置網	地びき 網	海面養殖				
50~ 100	100~ 200	200トン 以上				計	ぶり、 はまち 養殖	たい類 養殖	ひらめ 養殖	その他 の養殖
—	—	—	2	29	—	4	3	—	—	1
14	—	—	1	33	—	7	5	—	—	2
—	—	—	2	34	—	6	3	—	3	—
—	—	—	1	21	—	5	3	—	2	—
—	—	—	1	25	—	4	2	—	2	—

漁業種類別経営体数

年次	総数	底びき網		その他のまき網	その他の敷網	その他の刺網	釣					はえ縄		
		沖合い 底びき 網	二そう びき 網				小型 底びき 網	遠洋・ 一本 海釣	かつお 一本 岸釣	いか 釣	その他 の釣	ひき 縄釣	近ま ぐろ はえ 縄	沿ま ぐろ はえ 縄
昭和63年	289	—	12	1	6	81	—	—	1	75	—	—	3	25
平成5年	302	—	11	2	3	88	—	—	4	62	—	—	6	38
平成10年	257	—	9	1	5	71	—	8	5	48	—	—	3	29
平成15年	227	—	8	1	2	81	—	—	2	27	33	3	1	24
平成20年	185	—	7	—	—	88	—	—	27	66	44	2	2	28

各年 11月1日現在

資料：総合政策課「漁業センサス」

地引き 網	ぱち 網	船引き 網	大型 定置 網	小型 定置 網	採 貝	採 藻	その他 の漁 業	海面養殖		
								ぶり・ はまち 養殖	ひらめ 養殖	その他 の養 殖
—	—	4	2	29	6	1	39	3	—	1
—	—	3	1	33	—	—	38	5	—	—
—	1	—	2	34	11	—	24	3	3	—
—	—	2	1	21	8	—	8	3	2	—
—	—	2	—	29	20	—	29	2	2	—

産業（大分類）別、事業所数・従業者数の推移

単位:カ所、人

区分	昭和61年		平成3年		平成8年		平成13年		平成18年		対前回増減率	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数								
総数	1,502	8,337	1,434	8,806	1,333	8,478	1,152	7,282	1,180	7,320	2.4	0.5
農業	4	24	8	90	14	184	13	86	12	53	△7.7	△38.4
林業	10	103	7	71	7	48	5	27	3	19	△40.0	△29.6
漁業	1	13	5	24	5	34	4	37	6	130	50.0	251.4
鉱業	—	—	1	4	2	24	—	—	—	—	—	—
建設業	145	974	155	1,188	140	1,084	127	901	132	719	3.9	△20.2
製造業	111	1,382	140	1,770	106	1,362	77	901	86	742	11.7	△17.6
電気・ガス・熱供給・水道業	2	26	2	23	2	23	2	20	2	14	0	△30.0
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	6	27	—	—
運輸業	22	256	24	222	23	263	24	258	12	129	△50.0	△50.0
卸売・小売業・飲食店	727	2,271	604	2,068	553	1,989	456	1,836	346	1,597	△24.1	△13.0
金融・保険業	22	204	23	183	22	154	17	118	14	79	△17.6	△33.1
不動産業	10	16	11	22	10	19	7	17	10	17	42.9	0
飲食店、宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	111	458	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	81	1,280	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	49	339	—	—
複合サービス事業	—	—	—	—	—	—	—	—	28	410	—	—
サービス業	426	2,484	432	2,588	426	2,749	400	2,580	259	831	△35.3	△67.8
公務	22	584	22	553	23	545	20	501	23	476	15.0	△5.0

注1:平成8年は10月1日現在、その他は7月1日現在

注2:平成18年から、運輸通信業を情報通信業と運輸業に分割。卸売・小売業・飲食業を卸売・小売業と飲食業・宿泊業に分割。サービス業を福祉・医療、教育・学習支援事業、複合サービス業に分割。

資料:総合政策課「事業所・企業統計調査」

産業（大分類）別、従業者規模別事業所数

単位:カ所

区分	総数	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30人以上	派遣・下請従業者のみ
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所
総数	1,180	772	229	104	27	35	13
農林漁業	21	11	6	2	1	1	—
鉱業	0	—	—	—	—	—	—
建設業	132	73	37	18	4	—	—
製造業	86	42	26	10	3	5	—
電気・ガス・熱供給・水道業	2	—	—	1	—	—	1
情報通信業	6	2	4	—	—	—	—
運輸業	12	4	2	4	2	—	—
卸売・小売業・飲食店	346	258	54	22	3	9	—
金融・保険業	14	6	4	3	—	—	1
不動産業	10	10	—	—	—	—	—
飲食店、宿泊業	111	80	24	5	1	1	—
医療、福祉	81	22	27	13	7	7	5
教育、学習支援業	49	26	8	10	1	2	2
複合サービス事業	28	12	8	3	1	4	—
サービス業	259	212	26	12	3	2	4
公務	23	14	3	1	1	4	—

注:平成18年10月1日現在

資料:総合政策課「事業所・企業統計調査」

産業（中分類）別製造事業所数・従業者数及び製造品出荷額等
（従業者4人以上の事業所）

区分	平成17年			平成18年			平成19年			平成20年		
	事業所数	従業者数	出荷額									
総数	44	583	497,106	45	591	481,962	46	601	522,539	47	618	512,082
食料品	13	96	48,061	14	108	51,478	14	107	55,477	14	110	43,764
飲料・たばこ	10	113	244,309	10	114	222,292	9	112	243,510	10	113	239,889
繊維	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	151	31,561
衣服	4	156	35,073	4	148	36,662	3	144	34,487			
木材	5	29	23,757	5	30	25,302	6	33	28,846	6	32	24,833
家具	3	19	14,640	3	18	14,301	3	16	11,332	3	16	8,674
出版・印刷	1	4	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石油・石炭	—	—	—	—	—	—	1	4	×	1	4	×
皮革	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
窯業・土石	5	50	70,929	5	46	72,158	6	49	72,748	5	47	79,115
鉄鋼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非鉄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金属	—	—	—	—	—	—	1	8	×	1	9	×
一般機械	—	—	—	1	8	×	—	—	—	1	4	×
電気機械	2	63	×	2	64	×	2	65	×	2	63	×
精密機械	1	53	×	1	55	×	1	63	×	1	69	×
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注：各年12月31日現在

資料：総合政策課「工業統計調査」

商業の推移

単位：店、人、万円、%

年次	商店数			従業者数			年間商品販売額		
	実数	対前回比	指数	実数	対前回比	指数	実数	対前回比	指数
昭和63年	497	90.4	100.0	1,482	90.3	100.0	2,385,967	101.4	100.0
平成3年	498	100.2	100.2	1,649	111.3	111.3	2,440,815	102.3	102.3
平成6年	429	86.1	86.3	1,557	94.4	105.1	2,507,247	102.7	105.1
平成9年	398	92.8	80.1	1,478	94.9	99.7	2,381,523	95.0	99.8
平成11年	402	101.0	80.9	1,503	101.7	101.4	2,335,064	98.0	97.9
平成14年	363	90.3	73.0	1,426	94.9	96.2	1,978,271	84.7	82.9
平成16年	330	90.9	66.4	1,425	99.9	96.2	1,801,820	91.1	75.5
平成19年	317	96.1	63.8	1,380	96.8	93.1	1,699,616	94.3	71.2

注：指数昭和63年=100 注：各年6月1日現在（平成3年、6年、9年、11年は7月1日現在）

資料：総合政策課「商業統計調査」

業態別の商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積

単位:店、人、万円、㎡

年次	総数			卸売業			小売業			
	商店数	従業者数	年間商品販売額	商店数	従業者数	年間商品販売額	商店数	従業者数	年間商品販売額	売場面積
昭和63年	497	1,482	2,385,967	34	179	872,361	463	1,303	1,513,606	22,547
平成 3年	498	1,649	2,440,815	43	193	738,906	455	1,456	1,701,909	22,568
平成 6年	429	1,557	2,507,247	31	158	714,940	398	1,399	1,792,307	23,300
平成 9年	398	1,478	2,381,523	24	122	518,517	374	1,356	1,863,006	28,118
平成11年	402	1,503	2,335,064	28	111	572,572	374	1,392	1,762,492	26,939
平成14年	363	1,426	1,978,271	29	128	412,945	334	1,298	1,565,326	29,653
平成16年	330	1,425	1,801,820	28	149	285,783	302	1,276	1,516,037	34,395
平成19年	317	1,380	1,699,616	27	125	194,004	290	1,255	1,505,612	32,029

注:各年6月1日現在(平成3年、6年、9年、11年は7月1日現在)

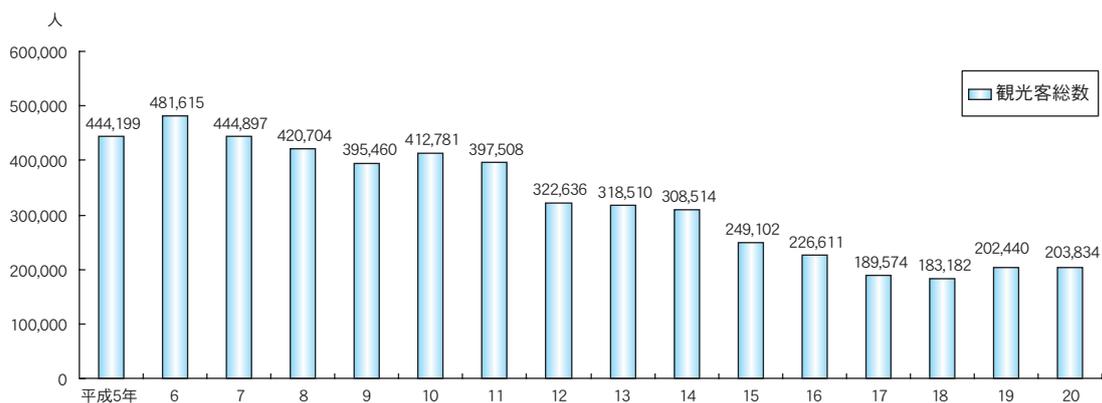
資料:総合政策課「商業統計調査」

観光客(県内及び県外)の推移

単位:人、%

年次	観光客総数		県外者		県内者		宿泊者	
	実数	対前年比	実数	対前年比	実数	対前年比	実数	対前年比
平成5年	444,199	78.3	250,269	80.3	193,930	75.9	153,815	90.0
6	481,615	108.4	250,269	100.0	231,346	119.3	67,264	43.7
7	444,897	92.4	239,509	95.7	205,388	88.8	57,263	85.1
8	420,704	94.6	230,749	96.3	189,955	92.5	51,208	89.4
9	395,460	94.0	216,903	94.0	178,557	94.0	51,122	99.8
10	412,781	104.4	196,150	90.4	216,631	121.3	52,234	102.2
11	397,508	96.3	178,327	90.9	219,181	101.2	57,212	109.5
12	322,636	81.1	180,595	101.3	142,041	64.8	55,032	96.2
13	318,510	98.7	173,736	96.2	144,774	101.9	59,835	108.7
14	308,514	96.9	182,000	104.8	126,514	87.4	58,377	97.6
15	249,102	80.7	115,703	63.6	133,399	105.4	43,596	74.7
16	226,611	91.0	93,880	81.1	211,870	158.8	43,089	98.8
17	189,574	83.7	91,441	97.4	98,133	46.3	46,987	109.0
18	183,182	96.6	71,921	78.7	111,261	113.4	44,203	94.1
19	202,440	110.5	108,095	150.3	94,345	84.8	43,984	99.5
20	203,834	100.7	107,216	99.2	96,618	102.4	45,017	102.4

資料:総合政策課



漁港建設

単位:m²、箇所、m

港名	漁港の種類	泊地面積	指定年月日	防波堤		その他の施設	
				数	延長	数	延長
総数		138,002		26	4,128	100	13,317
宮之浦漁港	第4種	25,275	昭和27年7月29日農林省告示第344号 漁港区域指定	6	1,380	21	2,560
都井漁港	第2種	33,133	昭和28年12月28日農林省告示第902号 漁港区域指定 昭和52年2月17日農林省告示第101号 漁港の種類変更	6	909	32	3,762
本城漁港	第1種	12,394	昭和26年9月7日農林省告示第327号 漁港区域指定	4	237	21	2,817
福島高松漁港	第1種	53,200	昭和28年12月28日農林省告示第902号 漁港区域指定	5	689	7	1,390
市木漁港	第1種	14,000	昭和29年10月30日農林省告示第727号 漁港区域指定	5	913	19	2,788

資料：串間土木事務所

港湾建設

単位:m²、箇所、m

港名	漁港の種類	泊地面積	指定年月日	防波堤		その他の施設	
				数	延長	数	延長
総数		223,308		12	2,736	81	11,415
福島港	地方港湾	216,790	昭和28年3月13日宮崎県告示第46号	8	2,171	64	10,398
黒井港	地方港湾	2,720	昭和51年3月9日宮崎県告示第301号	3	283	9	496
大納港	地方港湾	3,798	平成2年8月31日宮崎県告示第887号	1	282	8	521

資料：串間土木事務所

3. 保健・医療・福祉

国民年金被保険者状況

単位:人

年度	被保険者数				免除被保険者数		
	総数	1号	3号	任意	総数	法免	申免
平成15年度	5,374	4,167	1,156	51	787	340	447
16	5,293	4,094	1,130	69	1,089	337	752
17	5,230	4,087	1,086	57	1,452	345	1,107
18	5,198	4,043	1,090	65	1,347	340	1,007
19	4,957	3,846	1,040	71	1,269	336	933

資料: 市民生活課

生活保護の状況

単位:世帯・人

年度	総数		生活扶助		教育扶助		住宅扶助	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
平成15年度	167	208	103	145	2	4	52	73
16	127	161	77	111	2	5	34	50
17	110	136	66	91	1	3	23	33
18	99	120	63	84	1	3	20	28
19	99	114	64	78	0	0	22	26
20	105	129	71	95	2	3	27	37

資料: 福祉保健課

医療扶助		介護扶助		その他の扶助		保護率 (%)
世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	
159	194	30	30	21	21	9.16
122	151	23	25	4	4	7.15
107	129	20	20	1	1	6.2
96	116	20	21	1	1	5.6
97	111	24	26	2	2	5.31
99	116	22	25	10	10	6.13

身体障害者手帳所持者数

単位:人

年度	総数	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害
平成15年度	1,432	198	151	32	731	320
16	1,401	183	137	32	705	344
17	1,326	167	151	15	651	342
18	1,381	164	153	14	698	352
19	1,408	160	163	13	703	369
20	1,407	151	159	12	718	367

資料: 福祉保健課

社会福祉施設

施設名	創立年月日	定員	収容人数			平均年齢		
			計	男	女	計	男	女
市立養護老人ホーム 「恵福寮」	昭和27年8月	50	50	5	45	86.06	81.8	86.53
法人立養護老人ホーム 「幸寿園」	昭和50年4月	50	49	9	40	87.5	86.3	87.8
法人立特別養護老人ホーム 「寿楽園」	昭和51年4月	80	80	12	68	85.5	84.9	86.1
知的障害者更正施設 「さつき園」	昭和54年5月	50	51	36	15	49	50	48
重度身体障害者授産施設 「あすか園」	昭和62年5月	50	47	34	13	50.3	50.5	50

注: 平成20年4月1日現在 (寿楽園は6月10日現在)

資料: 福祉保健課

保育所の概況

年次	区分	保育所数	種類別職員数				
			所長	保母	調理員	その他	計
平成15年	市立	6	6	16	8	—	36
	法人	7	7	55	13	1	83
	計	13	13	71	21	1	119
平成16年	市立	6	5	15	8	—	34
	法人	7	7	57	13	1	85
	計	13	12	72	21	1	119
平成17年	市立	6	5	14	8	—	33
	法人	7	7	54	13	1	82
	計	13	12	68	21	1	115
平成18年	市立	6	5	18	8	—	37
	法人	7	7	55	13	1	83
	計	13	12	73	21	1	120
平成19年	市立	6	5	20	8	—	39
	法人	7	7	54	13	1	82
	計	13	12	74	21	1	121
平成20年	市立	5	4	15	6	—	30
	法人	8	8	62	15	1	94
	計	13	12	77	21	1	124

資料：福祉保健課

年令別在所児童数				
0～2才	3才	4才	5才以上	計
56	35	31	48	170
145	86	84	96	411
201	121	115	144	581
44	33	33	34	144
153	83	92	83	411
197	116	125	117	555
39	38	37	36	150
139	91	81	95	406
178	129	118	131	556
56	32	47	40	175
150	65	84	84	383
206	97	131	124	558
62	43	39	53	197
139	75	65	85	364
201	118	104	138	561
54	29	30	35	148
172	84	93	69	418
226	113	123	104	566

医療施設数・病床数

年次	病院					診療所			
	施設数	病床数				施設数	有床	無床	病床数
		一般	精神	伝染	計				
平成15年	2	257	364	—	621	17	5	12	73
平成16年	2	184	364	—	548	17	5	12	58
平成17年	2	184	364	—	548	18	4	14	58
平成18年	2	184	364	—	548	18	4	14	58
平成19年	2	190	364	—	554	17	3	14	53
平成20年	2	184	364	—	548	17	3	14	38

注：各年10月1日現在

資料：福祉保健課

歯科診療所	助産所			
	施設数	有床	無床	収容人員
6	—	—	—	—
6	—	—	—	—
6	—	—	—	—
6	—	—	—	—
6	—	—	—	—
6	—	—	—	—

医療従事者数

単位：人

年次	総数	医師	歯科医師	薬剤師	助産婦	看護師	保健師	准看護師	歯科 技工士	歯科 衛生士
平成14年	353	37	10	17	6	98	6	170	7	2
平成16年	387	33	9	20	6	121	7	184	6	1
平成18年	410	36	10	24	0	140	9	183	4	4

注：各年12月末現在

資料：福祉保健課

主要死因別死亡者数

年次	総数	悪性 新生物	脳血管 疾患	心疾患	肺炎	自殺	糖尿病	高血圧性 疾患
平成15年	305	96	39	29	31	9	9	—
平成16年	288	100	31	31	35	7	—	—
平成17年	299	101	31	40	32	6	7	—
平成18年	300	88	30	44	26	8	4	—
平成19年	323	97	40	40	36	11	—	3

資料：福祉保健課

単位：人

不慮の 事故	肝疾患	老衰	結核	その他
11	—	9	—	72
12	—	9	—	63
9	—	7	—	66
14	—	7	—	79
2	5	15	—	74

各種健診受診状況

年度	3ヶ月児健康診査			1歳6ヶ月健康診査		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
16	157	141	89.8	166	154	92.8
17	144	116	80.6	155	137	88.4
18	164	148	90.2	165	145	87.9
19	155	143	92.3	161	140	87.0
20	134	125	93.3	157	142	90.5

資料：福祉保健課

単位：人、%

3歳児健康診査		
対象者数	受診者数	受診率
193	172	89.1
188	163	86.7
175	136	77.7
175	157	89.7
162	141	87.0

予防接種実施者数

年度	総数	インフルエンザ	日本脳炎	小児マヒ	三種混合	二種混合
16	6,319	3,890	516	332	620	122
17	6,073	4,236	97	340	708	154
18	5,778	4,098	165	292	629	130
19	6,295	4,458	321	286	643	124
20	6,909	4,553	489	294	616	160

資料：福祉保健課

単位：人

BCG	風疹	ツベルクリン 反応	ましん	麻しん・風しん
249	163	246	181	—
148	227	0	161	2
167	7	0	3	287
146	1	0	1	315
134	1	0	1	661

4. 環境

ごみ処理状況

年度	市内総人口	市内総戸数	総排出量			市内 収集人口
			可燃物	不燃物	資源	
平成15年度	22,674	9,076	6,202	410	1,126	22,674
平成16年度	22,397	9,132	6,295	508	1,043	22,397
平成17年度	22,118	8,700	6,584	516	1,233	22,118
平成18年度	21,796	8,795	6,385	383	1,239	21,796
平成19年度	21,448	8,759	6,520	339	1,350	21,448
平成20年度	21,005	8,751	6,347	613	1,300	21,005

単位:人、戸、トン

市内収集戸数			一日平均排出量		
可燃物	不燃物	資源	可燃物	不燃物	資源
9,076	9,076	9,076	17.0	1.1	3.1
9,132	9,132	9,132	17.2	1.4	2.9
8,700	8,700	8,700	18.0	1.4	3.4
8,795	8,795	8,795	17.5	1.0	3.4
8,759	8,759	8,759	17.9	0.9	3.7
8,751	8,751	8,751	17.4	1.7	3.6

年度	処理							資源	合計 処理量
	焼却			不燃物 広域処理					
	収集	一般搬入	計	収集	一般搬入	計			
平成15年度	3,993	2,209	6,202	264	146	410	1,126	7,738	
平成16年度	3,944	2,351	6,295	296	212	508	1,043	7,846	
平成17年度	3,895	2,689	6,584	247	269	516	1,233	8,333	
平成18年度	3,780	2,605	6,385	234	149	383	1,239	8,007	
平成19年度	3,926	2,594	6,520	215	124	339	1,350	8,209	
平成20年度	3,901	2,446	6,347	197	416	613	1,300	8,260	

注:人口、戸数は10月1日現在人口による
資料:市民生活課

し尿処理状況

年度	市内総人口	市内総戸数	総排出量	収集人口	収集戸数
平成15年度	22,674	9,076	11,586	10,542	4,220
平成16年度	22,397	9,132	11,444	10,214	4,165
平成17年度	22,118	8,700	11,302	9,359	3,681
平成18年度	21,796	8,795	11,138	8,661	3,495
平成19年度	21,448	8,759	10,960	8,078	3,299
平成20年度	21,005	8,751	10,734	7,804	3,251

注：人口、戸数は10月1日現在人口による
資料：市民生活課

単位：人、戸、kl、%

処理				
し尿処理場	農集排	魚集排	浄化槽	合計処理量
5,387	283	22	5,894	11,586
5,219	284	21	5,920	11,444
4,783	130	—	6,677	11,589
4,426	121	17	6,913	11,477
4,128	282	18	6,796	11,224
3,988	270	19	6,853	11,130

5. 教育・文化

学校総括表

単位:人

区分	学校数	園児・児童・生徒数			教員数(本務者)			職員数(本務者)		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
総数	21	1,917	964	953	224	111	112	39	14	25
幼稚園	1	55	27	28	6	1	4	1	—	1
小学校	13	1,013	515	498	116	46	70	22	7	15
中学校	6	541	272	269	74	41	33	9	5	4
高等学校	1	308	150	158	28	23	5	7	2	5

注:平成21年5月1日現在

資料:総合政策課「学校基本調査」

幼稚園の概況

単位:人

年次	園数	教員数	職員数	園児数				修了者数
				総数	3歳	4歳	5歳	
平成12年	1	7	3	118	32	44	42	43
平成13年	1	7	3	110	19	46	45	37
平成14年	1	6	3	107	26	31	50	42
平成15年	1	6	4	90	20	39	31	51
平成16年	1	7	3	85	17	27	41	34
平成17年	1	8	2	76	22	24	30	41
平成18年	1	7	2	76	26	28	22	29
平成19年	1	8	2	87	29	26	32	23
平成20年	1	6	1	71	17	28	26	33
平成21年	1	5	1	55	14	17	24	28

注:各年5月1日現在

資料:総合政策課「学校基本調査」

小学校の概況

単位:人

年次	学校数	学級数	教員数	職員数	児童数						
					総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
平成12年	13	77	128	12	1,486	217	240	235	263	264	267
平成13年	13	78	127	13	1,420	204	217	238	234	267	260
平成14年	13	76	123	13	1,361	205	209	212	239	227	269
平成15年	13	71	118	14	1,286	204	202	202	213	239	226
平成16年	13	71	119	14	1,248	199	195	203	202	211	238
平成17年	13	71	119	13	1,177	174	199	194	200	201	209
平成18年	13	71	118	13	1,130	165	176	198	191	197	203
平成19年	13	67	115	15	1,088	166	166	175	195	190	196
平成20年	13	67	112	22	1,069	184	166	161	178	191	189
平成21年	13	68	116	22	1,013	147	182	162	160	173	189

注:各年5月1日現在

資料:総合政策課「学校基本調査」

中学校の概況

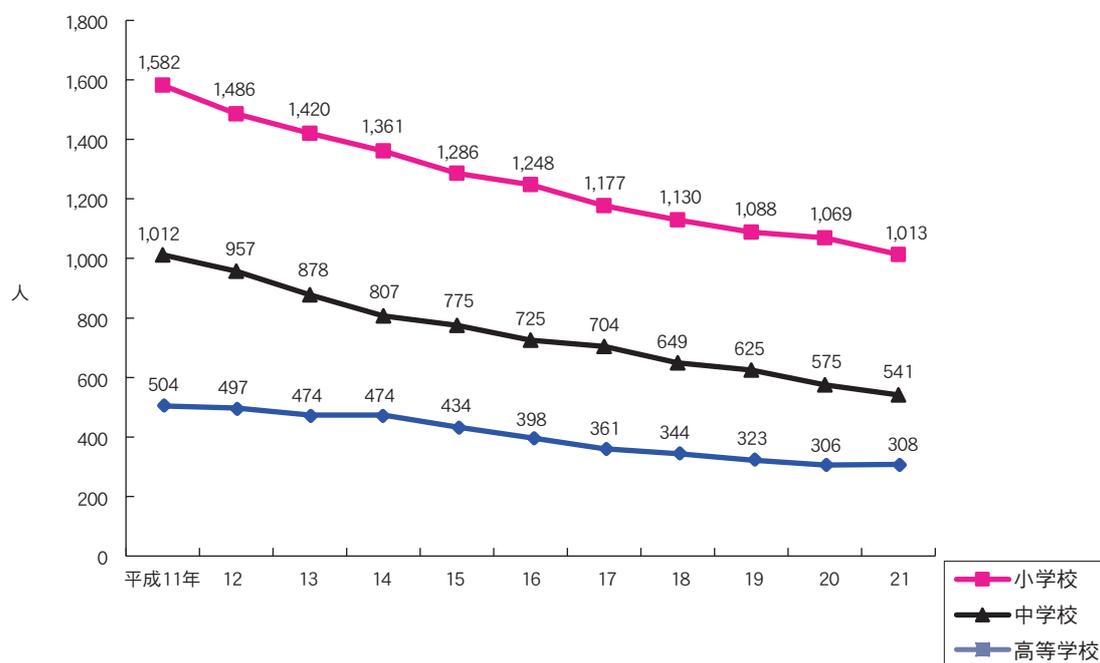
単位:人

年次	学校数	学級数	教員数	職員数	生徒数			
					総数	1年	2年	3年
平成12年	6	36	83	7	957	296	325	336
平成13年	6	33	78	8	878	259	296	323
平成14年	6	35	79	7	807	251	259	297
平成15年	6	36	83	9	775	264	250	261
平成16年	6	33	79	9	725	212	262	251
平成17年	6	32	76	9	704	229	215	260
平成18年	6	28	75	9	649	204	231	214
平成19年	6	27	76	10	625	193	203	229
平成20年	6	26	74	9	575	180	188	207
平成21年	6	25	74	9	541	174	178	189

注:各年5月1日現在

資料:総合政策課「学校基本調査」

児童・生徒数の推移



資料:総合政策課「学校基本調査」

高等学校の概況

単位:人

年次	学校数	教員数	職員数	生徒数			
				総数	1学年	2学年	3学年
平成12年	1	33	5	497	166	160	171
平成13年	1	34	5	474	157	163	154
平成14年	1	36	5	474	159	154	161
平成15年	1	34	5	434	128	155	151
平成16年	1	35	5	398	123	124	151
平成17年	1	31	7	361	119	122	120
平成18年	1	28	6	344	114	114	116
平成19年	1	29	8	323	99	112	112
平成20年	1	28	7	306	100	96	110
平成21年	1	28	7	308	113	99	96

注:各年5月1日現在
資料:総合政策課「学校基本調査」

文化会館利用状況

単位:日、人、%

年度	総数			大ホール			小ホール		
	稼働日数	入場者数	稼働率	稼働日数	入場者数	稼働率	稼働日数	入場者数	稼働率
平成10年	182	36,926	59.7	46	17,193	15.1	136	19,733	44.6
平成11年	147	26,204	48.2	35	14,330	11.5	112	11,874	36.7
平成12年	154	31,310	50.5	41	15,810	13.4	113	15,500	37.0
平成13年	176	33,353	57.7	59	17,156	19.3	117	16,197	38.4
平成14年	162	32,762	53.1	42	18,348	13.8	120	14,414	39.3
平成15年	148	30,631	48.4	46	16,864	15.0	102	13,767	33.3
平成16年	163	30,474	53.3	47	16,195	15.4	116	14,279	37.9
平成17年	122	26,960	39.9	32	11,571	10.5	90	15,389	29.4
平成18年	118	21,959	42.1	28	10,225	10.0	90	11,734	32.1
平成19年	116	22,382	38.0	28	11,610	9.2	88	10,772	28.9
平成20年	162	16,394	53.1	25	7,163	8.2	137	9,231	44.9

資料:文化会館

市立図書館の利用状況

単位:冊、人

年度	蔵書数 4月1日現在	入館者数	貸出冊数合計	貸出冊数の内訳		
				個人	BM	団体
平成10年	74,475	31,481	111,041	63,123	16,897	31,021
平成11年	82,531	35,208	124,613	74,271	12,504	37,838
平成12年	89,406	34,492	122,587	73,430	15,564	33,593
平成13年	93,409	35,244	114,531	71,984	11,976	30,571
平成14年	98,806	36,689	117,041	74,017	16,228	26,796
平成15年	106,479	38,006	127,110	81,479	18,016	27,615
平成16年	111,249	36,515	116,635	74,764	14,042	27,829
平成17年	112,324	30,641	112,496	70,379	13,413	28,704
平成18年	114,553	30,582	119,512	75,510	12,020	31,982
平成19年	115,184	31,793	122,304	70,547	11,031	40,726
平成20年	114,275	32,038	131,582	72,401	11,943	47,238

資料:市立図書館

※ BM= 移動図書館

社会体育施設利用者数（総合運動公園）

単位:人

年度	陸上競技場	野球場	プール	テニスコート
平成10年	…	7,000	7,579	6,170
平成11年	…	9,920	5,918	5,839
平成12年	…	10,206	5,903	5,014
平成13年	…	8,870	5,470	6,639
平成14年	13,899	11,004	5,484	6,855
平成15年	15,168	9,355	5,107	6,750
平成16年	14,141	14,841	4,223	6,451
平成17年	12,484	9,850	4,478	7,441
平成18年	11,914	12,011	4,194	5,564
平成19年	12,346	13,844	3,725	4,957
平成20年	11,355	15,031	4,164	5,542

資料: スポーツセンター

都市公園一覧

種別	公園別	面積 (ha)	開設年月日	所在地
街区公園	串間第1児童公園	0.24	昭和61年4月1日	大字西方6636-1(泉町)
	串間第2児童公園	0.25	昭和61年4月1日	大字西方2876(上町3丁目)
	串間第3児童公園	0.24	昭和62年4月1日	大字西方15071-25(今町)
	串間第4児童公園	0.19	昭和62年4月1日	大字南方4278(金谷)
	串間第5児童公園	0.12	昭和62年4月1日	大字西方15157(有明)
	串間第6児童公園	0.16	平成元年4月1日	大字西方8182(本町1丁目)
	串間第7児童公園	0.31	昭和63年4月1日	大字南方251(塩屋原)
	串間第8児童公園	0.15	平成4年4月1日	大字西方4495-1(天神)
	小計	1.66		
	串間第9街区公園	0.28	平成6年4月1日	西浜2丁目4-1
	串間第10街区公園	0.30	平成8年4月1日	西浜1丁目14-1,4-1
	串間第11街区公園	0.23	平成6年4月1日	寺里1丁目4-1
	東町街区公園	0.26	平成16年3月31日	東町20番1
	小計	1.07		
計	2.73			
運動公園	串間市総合運動公園	18.84	平成14年3月29日	大字西方9080番地1
	計	18.84		
緑地公園	本町緑地公園	0.20	昭和58年4月1日	大字西方字土手内(本町2丁目)
	福島川河川緑地公園	6.31	平成4年4月1日	大字南方字小迫地内(鍛冶屋)
	串間農工団地公園	0.28	平成5年12月1日	大字西方2960-10(上町3丁目)
	福島川河川歴史公園	0.32	平成6年4月1日	大字南方字州崎2416-1
	計	7.11		
地区公園	市木地区多目的公園	0.76	平成元年6月10日	大字市木1318-1(八ヶ谷)
	本城地区多目的公園	0.15	平成4年4月1日	大字本城7555-2(下平)
	大東地区多目的 運動公園	2.18	平成19年8月1日	大字大平字長迫(揚原)
	計	3.09		
合計	31.77			

注:平成21年4月1日現在

資料:都市建設課

6. 建設・水道・運輸

道路の状況

区分	路線数	道路					隧道		
		実延長	改良		舗装		個所数	延長	
			延長	率	延長	率			
総数	501	609.8	281.2	46.1	532.8	87.4	5	1.3	
国道	2	52.9	44.1	83.4	52.9	100.0	4	1.1	
県道	主要地方道	4	51.5	42.8	83.1	51.5	100	—	—
	一般地方道	9	51.3	20.3	39.5	51.3	100	—	—
	計	13	102.8	63.1	61.3	102.8	100	—	—
市道	486	454.1	174.0	38.3	377.1	83.0	1	0.2	

単位：km、%

区分	橋梁						
	総数		永久橋		木橋		
	個所数	延長	個所数	延長	個所数	延長	
総数	342	7	335	6.9	7	0.1	
国道	32	1.8	32	1.8	—	—	
県道	主要地方道	24	0.6	24	0.6	—	—
	一般地方道	38	0.7	38	0.7	—	—
	計	62	1.3	62	1.3	—	—
市道	248	3.9	241	3.8	7	0.1	

平成 20 年 4 月 1 日現在

資料：日南国土維持出張所、串間土木事務所、都市建設課

国県道の路線別一覧表

単位：km、%

名称	実延長	改良済		舗装済			
		延長	率	延長	率		
一般国道	国道220号	18.5	18.5	100.0	18.5	100.0	
	国道448号	34.4	25.6	74.4	34.4	100.0	
県道	主要地方道	日南志布志線	11.6	11.5	99.3	11.6	100.0
		都城串間線	16.9	12.3	72.6	16.9	100.0
		都井岬線	6.8	6.0	88.2	6.8	100.0
		市木串間線	16.2	13.0	80.4	16.2	100.0
		小計	51.5	42.8	83.1	51.5	100.0
	一般地方道	塗木大隅線	0.9	0.9	100.0	0.9	100.0
		今別府串間線	7.6	3.7	49.0	7.6	100.0
		北方南郷線	6.1	4.4	71.0	6.1	100.0
		市木南郷線	8.3	0.8	9.6	8.3	100.0
		高畑山本城線	12.7	3.6	27.6	12.7	100.0
		一氏西方線	7.2	3.8	53.1	7.2	100.0
		串間停車場線	0.1	0.1	100.0	0.1	100.0
		福島港線	0.5	—	—	0.5	100.0
		都井西方線	7.9	3.1	39.0	7.9	100.0
小計	51.3	20.4	39.7	51.3	100.0		
合計	155.7	107.3	68.9	155.7	100.0		

平成 20 年 4 月 1 日現在

資料：日南国土維持出張所、串間土木事務所

上水道の状況

年度	区分	年間配水量 (m ³)	給水				
			給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	有収水量 (m ³)	1日1人当たり 平均給水量(l)	配水管総延 長(m)
平成10年度		2,426,397	6,126	15,889	2,094,709	361	144,159
平成11年度		2,385,773	6,105	15,770	2,065,617	358	145,431
平成12年度		2,333,145	6,101	15,555	2,054,706	362	146,543
平成13年度		2,317,449	6,005	15,395	2,083,984	371	147,975
平成14年度		2,226,691	6,202	15,333	2,034,720	364	150,111
平成15年度		2,185,219	6,206	15,198	1,997,642	359	151,561
平成16年度		2,135,980	6,185	15,194	1,961,384	354	152,270
平成17年度		2,130,451	6,188	15,062	1,944,037	354	152,456
平成18年度		2,093,502	6,202	14,900	1,891,060	348	152,776
平成19年度		2,077,139	6,274	14,979	1,870,193	341	160,107
平成20年度		2,008,059	6,251	14,650	1,797,762	336	160,107

資料：水道課

簡易水道の状況

年度	区分	年間配水量 (m ³)	給水				
			給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	有収水量 (m ³)	1日平均 配水量(m ³)	配水管総延長 (m)
平成10年度		582,803	2,199	5,975	496,790	1,597	97,387
平成11年度		569,137	2,196	5,862	477,042	1,555	97,389
平成12年度		557,072	2,194	5,736	468,776	1,526	97,389
平成13年度		573,997	2,185	5,597	479,028	1,573	97,389
平成14年度		640,208	2,177	5,479	458,127	1,754	97,671
平成15年度		555,268	2,136	5,362	456,932	1,517	108,775
平成16年度		571,246	2,268	5,786	470,672	1,565	108,775
平成17年度		562,016	2,253	5,705	457,836	1,540	109,104
平成18年度		563,308	2,237	5,641	453,801	1,543	109,364
平成19年度		565,961	2,238	5,488	458,881	1,546	109,805
平成20年度		543,403	2,212	5,265	436,681	1,489	110,244

資料：水道課

市内各駅別乗客数

年度	乗車人員								
	日向大束駅			日向北方駅			串間駅		
	総数	普通	定期	総数	普通	定期	総数	普通	定期
平成15年	17,729	4,729	13,000	11,382	2,563	8,819	66,119	24,991	41,128
平成16年	15,199	1,910	13,289	7,259	865	6,394	60,341	18,720	41,621
平成17年	12,085	1,346	10,739	5,716	622	5,094	53,461	17,697	35,764
平成18年	14,347	1,204	13,143	7,345	463	6,882	50,892	15,441	35,451
平成19年	12,260	1,225	11,035	7,071	425	6,646	42,307	17,178	25,129
平成20年	14,121	1,072	13,049	5,986	472	5,514	43,388	14,360	29,028

単位:人

年度	乗車人員					
	福島今町駅			福島高松駅		
	総数	普通	定期	総数	普通	定期
平成15年	7,712	3,314	4,398	2,461	969	1,492
平成16年	5,849	1,489	4,360	2,803	310	2,493
平成17年	5,605	1,010	4,595	1,932	107	1,825
平成18年	5,111	1,163	3,948	1,469	124	1,345
平成19年	6,181	817	5,364	433	36	397
平成20年	5,916	869	5,047	737	125	612

資料：九州旅客鉄道株式会社 総合鉄道事業部

自動車台数の推移 / 乗用・貨物・乗合・特殊

単位:台

年度	貨物			乗合		乗用		特殊	
	普通	小型	被けん引	普通	小型	普通	小型	特殊	大型特殊
平成15年度	438	992	5	2	27	2,114	4,678	233	139
平成16年度	428	950	5	4	26	2,175	4,546	226	139
平成17年度	423	928	6	4	26	2,226	4,501	223	143
平成18年度	420	914	5	4	29	2,220	4,420	221	142
平成19年度	425	893	11	3	29	2,193	4,263	220	141
平成20年度	411	856	6	2	29	2,160	4,057	214	136

注1: 各年3月31日現在

注2: 軽4輪は除く

資料：九州運輸局宮崎運輸支局

7. 災害・治安

火災発生状況

単位:件、棟、世帯、人

年次	発生件数	焼損棟数	罹災世帯数	死傷者		焼失面積		損害額(千円)
				死者	傷者	建物(m ²)	林野(a)	
平成15年	17	15	14	2	1	1,240	5	57,605
16年	28	14	12	1	3	368	2	16,568
17年	21	14	8	1	2	694	3	33,743
18年	21	15	11	0	1	879	32.1	28,382
19年	27	13	8	0	1	986	17	37,923
20年	19	10	5	0	1	812	2	34,370

資料:消防本部

消防職員・団員および主要消防施設の状況

種類別	消防署等		消防団		消防機械の保有 状況				
	設置等	職員数	分団数	団員数	総数	指揮車	火災調査車	高規格救急車	救急車
総数	2	34	5	673	62	1	1	3	0
消防本部	1	6	—	—	—	—	—	—	—
消防署	1	28	—	—	9	1	1	3	—
分遣所	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消防団	—	—	5	673	53	—	—	—	—

平成20年4月1日現在

単位:人、台

資料:消防本部

				消防水利	
水そう車	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	積載車	防火水槽	消火栓
1	9	18	29	290	571
—	—	—	—	—	—
1	2	—	1	—	—
—	—	—	—	—	—
—	7	18	28	290	571

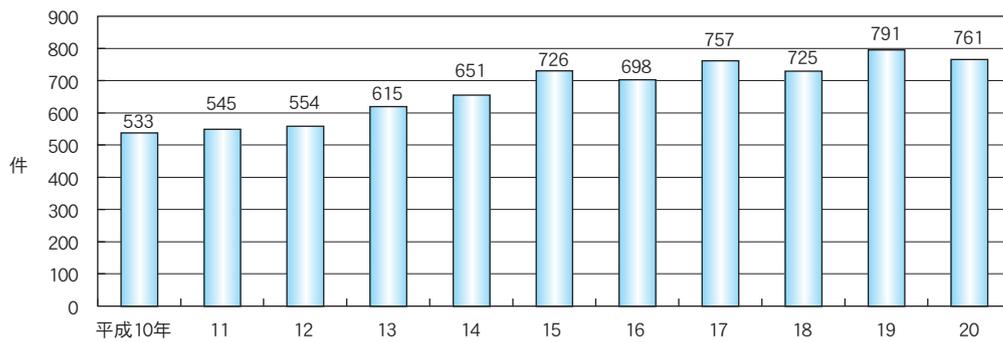
救急車出動状況

年次	救急出動件数		救急事故種別出動件数						
	出動件数	搬送人員	火災	風水害等	水難	交通	一般負傷	加害	労働災害
平成15年	726	714	1	—	1	66	83	3	7
16年	698	687	3	3	6	67	72	3	3
17年	757	747	2	—	4	82	78	4	3
18年	725	702	—	—	—	48	80	3	1
19年	791	780	2	—	5	62	89	4	4
20年	761	736	1	—	4	50	72	5	4

資料：消防本部

単位：人、件

運動競技	自損行為	急病	その他
6	12	410	137
7	11	387	133
12	12	411	145
4	10	436	140
7	9	441	167
2	16	467	136



資料：消防本部

犯罪発生件数

単位：件

年次	認知件数							検挙件数						
	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他
平成10年	171	2	—	142	22	2	3	95	2	—	66	22	2	3
11年	180	1	5	172	1	1	—	113	1	5	106	1	—	—
12年	209	1	7	163	28	—	10	151	1	7	104	29	—	10
13年	250	—	3	217	14	1	15	80	—	3	54	19	1	3
14年	227	—	—	190	6	1	30	43	—	—	33	4	1	5
15年	183	2	3	163	15	—	—	32	2	—	24	2	1	3
16年	160	2	1	144	7	1	5	40	2	—	30	5	1	2
17年	140	1	4	117	10	2	6	61	1	1	45	8	—	6
18年	146	1	2	130	8	1	4	64	1	1	49	5	—	8
19年	124	—	5	100	7	—	12	65	—	5	54	3	—	3
20年	90	1	6	63	5	—	15	33	1	4	23	2	—	3

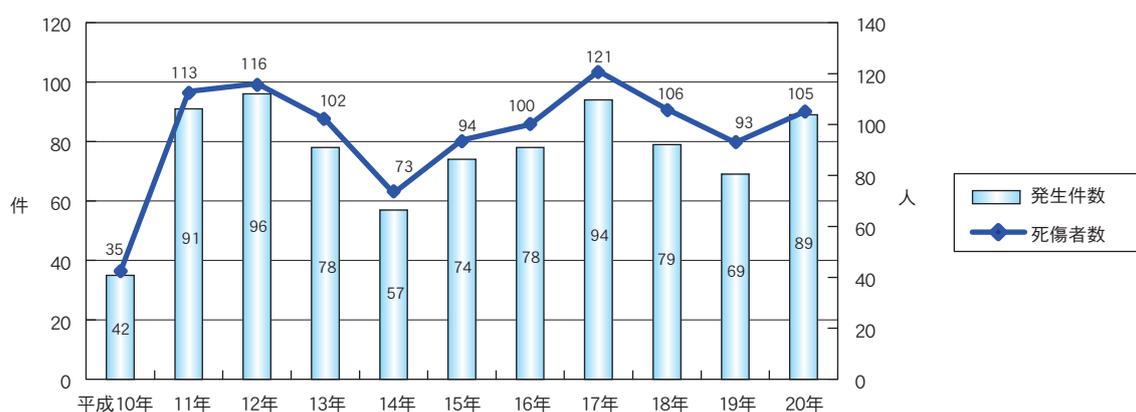
資料：串間警察署

交通事故発生状況

単位:件、人

年次	発生件数	死傷者数		
		総数	死者	傷者
平成10年	35	42	1	41
11年	91	113	—	113
12年	96	116	1	115
13年	78	102	1	101
14年	57	73	1	72
15年	74	94	1	93
16年	78	100	4	96
17年	94	121	3	118
18年	79	106	5	101
19年	69	93	1	92
20年	89	105	—	105

資料:串間警察署



海難発生状況

単位:隻

年次	衝突	乗揚げ	機関故障	火災	浸水	転覆	推器障害	舵故障	行方不明	その他	計
平成10年	11	4	2	2	—	1	—	—	—	1	21
11年	5	8	3	2	—	6	1	—	—	3	28
12年	5	5	4	4	4	5	2	—	—	1	30
13年	11	2	2	2	1	—	—	—	—	2	20
14年	11	5	3	3	2	1	1	—	—	6	32
15年	4	1	1	—	4	4	—	—	—	6	20
16年	15	—	—	—	2	5	2	—	—	2	26
17年	10	1	2	—	—	1	1	—	—	2	17
18年	11	2	1	1	1	1	1	—	—	4	22
19年	7	3	5	—	2	1	—	1	—	1	20
20年	1	2	1	1	2	—	1	—	—	4	12

資料:宮崎海上保安部

8. 市民所得・財政

市内総生産

単位:百万円

経済活動の種類	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1.産業	49,006	44,056	42,158	42,038	42,795
(1)農業	5,696	5,733	5,448	5,302	5,757
(2)林業	515	492	719	547	843
(3)水産業	1,667	814	830	1,196	918
(4)鉱業	83	50	44	37	45
(5)製造業	4,738	2,961	2,763	2,840	3,145
(6)建設業	8,047	5,954	4,567	4,858	4,734
(7)電気・ガス・水道業	1,386	1,349	1,341	1,230	1,191
(8)卸売・小売業	3,881	3,693	3,545	3,256	3,215
(9)金融・保険業	1,353	1,316	1,392	1,355	1,326
(10)不動産業	7,236	7,255	7,203	7,148	7,074
(11)運輸・通信業	2,953	2,705	2,560	2,420	2,344
(12)サービス業	11,452	11,735	11,746	11,850	12,204
2.政府サービス生産者	10,025	10,230	10,129	11,358	10,661
(1)電気・ガス・水道業	395	473	509	1,608	658
(2)サービス業	2,167	2,225	2,123	2,090	2,092
(3)公務	7,463	7,532	7,497	7,661	7,911
3.対家計民間非営利サービス生産者	1,652	1,903	1,819	1,837	1,782
(1)サービス業	1,652	1,903	1,819	1,837	1,782
小計	60,682	56,189	54,106	55,234	55,238
輸入品に課される税・関税	483	415	443	497	535
(控除)総資本形成にかかる消費税	△ 489	△ 332	△ 228	△ 304	△ 286
(控除)帰属利子	△ 1,004	△ 1,042	△ 1,014	△ 932	△ 843
合計	59,673	55,231	53,308	54,495	54,645
(参考)第1次産業	7,878	7,039	6,996	7,045	7,518
第2次産業	12,868	8,965	7,374	7,735	7,924
第3次産業	39,937	40,185	39,736	40,454	39,797

注:所得額計は、単位未満四捨五入のため必ずしも一致しない。

資料:宮崎県統計調査課

市民所得

単位:百万円

経済活動の種類	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1.雇用者報酬	26,020	24,370	24,055	24,066	24,420
(1)賃金・俸給	22,002	20,680	20,466	20,536	20,679
(2)社会保障雇主負担	4,018	3,689	3,589	3,529	3,741
2.財産所得	846	934	1,081	1,183	1,070
a.受取	3,057	3,020	3,077	3,199	3,060
b.支払	2,211	2,086	1,996	2,016	1,990
(1)一般政府	△ 941	△ 933	△ 917	△ 1,005	△ 1,039
(2)家計	1,773	1,837	1,960	2,129	2,028
①利子	△ 516	△ 543	△ 565	△ 450	△ 365
a.受取	214	172	150	236	302
b.支払	730	714	714	687	667
②配当(受取)	269	356	426	410	291
③保険契約者に帰属する財産所得	1,236	1,214	1,260	1,312	1,207
④賃貸料(受取)	784	810	839	857	895
(3)対家計民間非営利団体	15	30	38	59	81
3.企業所得	13,162	14,001	12,943	11,263	10,143
(1)民間法人企業	2,285	2,332	2,265	1,724	1,793
(2)公的企業	895	867	912	719	706
(3)個人企業	9,982	10,802	9,766	8,820	7,643
a.農林水産業	5,325	5,942	5,489	4,781	4,312
b.その他の産業	2,544	2,705	2,167	1,957	1,243
c.持ち家	2,113	2,154	2,110	2,082	2,088
市町村民所得	40,028	39,304	38,079	36,512	35,633
民間法人企業所得(配当受払前)	2,464	2,551	2,472	1,936	1,874

人口(人)	22,674	22,397	22,118	21,796	21,448
就業者数(人)	10,453	10,351	10,280	10,124	10,094
人口一人当たり市町村民所得(千円)	1,765	1,755	1,722	1,675	1,661
就業者1人当たり市町村民内総生産(千円)	5,709	5,336	5,186	5,383	5,414

注1:所得額計は、単位未満四捨五入のため、必ずしも一致しない。

注2:人口は、各年10月1日現在

資料:宮崎県統計調査課

一般会計歳入歳出予算額及び決算額

(1) 歳入

単位:千円、%

款	予算現額	調定額	収入額	構成比
総額	11,255,290	11,176,170	10,673,593	100.00
市税	1,657,868	1,907,772	1,700,984	15.9
地方譲与税	182,531	182,149	182,149	1.7
利子割交付金	5,775	5,775	5,775	0.0
配当割交付金	1,283	1,283	1,283	0.0
株式等譲渡所得割交付金	489	487	487	0.0
地方消費税交付金	171,557	171,557	171,557	1.6
ゴルフ場利用税交付金	8,867	8,953	8,953	0.1
自動車取得税交付金	47,755	47,959	47,959	0.4
国有提供施設等所在市町村助成交付金	8,102	8,102	8,102	0.1
地方特例交付金	16,817	16,817	16,817	0.2
地方交付税	4,817,260	4,912,732	4,912,732	46.0
交通安全対策特別交付金	2,441	2,408	2,408	0.0
分担金及び負担金	143,601	163,455	126,856	1.2
使用料及び手数料	143,804	151,750	146,230	1.4
国庫支出金	1,558,456	1,115,145	892,213	8.4
県支出金	907,871	894,511	894,511	8.4
財産収入	41,459	42,831	42,570	0.4
繰入金	277,777	247,254	247,254	2.3
繰越金	170,310	170,310	170,310	1.6
雑収入	183,810	232,063	201,586	1.9
市債	907,457	892,857	892,857	8.4

注:平成 20 年度

資料:財務課

(2) 歳出

単位:千円、%

款	予算現額	支出済額	構成比
総額	11,255,290	10,445,528	100.00
議会費	167,290	166,957	1.6
総務費	2,367,705	1,959,628	18.8
民生費	3,283,498	3,178,766	30.4
衛生費	940,761	922,144	8.8
農林水産業費	725,785	715,360	6.9
商工費	211,995	181,499	1.7
土木費	527,367	450,947	4.3
消防費	400,048	363,980	3.5
教育費	765,534	642,126	6.2
災害復旧費	149,067	148,163	1.4
公債費	1,715,959	1,715,958	16.4
予備費	281	—	—

注:平成 20 年度

資料:財務課

特別会計歳入歳出予算額及び決算額

(1) 歳入

単位:千円、%

科目	予算現額	調定額	収入額	構成比
総額	7,237,797	7,354,993	7,174,476	100.0
特別財産	149	155	155	0.0
国民健康保険(事業勘定)	3,689,361	3,833,026	3,667,013	51.1
老人保健	378,326	340,499	340,499	4.8
後期高齢者医療特別会計	532,317	512,798	509,929	7.1
簡易水道	205,190	204,623	203,511	2.8
農業集落排水事業	31,318	31,543	31,376	0.4
公共下水道事業	84,430	86,803	85,031	1.2
漁業集落排水事業	2,334	2,342	2,342	0.0
物品	78,217	78,084	78,217	1.1
介護保険(事業勘定)	2,162,147	2,188,900	2,180,183	30.4
介護保険(サービス事業勘定)	17,598	19,160	19,160	0.3
市木診療所	56,410	57,060	57,060	0.8

注：平成20年度

資料：財務課

(2) 歳出

科目	予算現額	支出済額	構成比
総額	7,237,797	6,955,366	100.0
特別財産	149	149	0.0
国民健康保険(事業勘定)	3,689,361	3,483,258	50.1
老人保健	378,326	358,766	5.2
後期高齢者医療特別会計	532,317	500,839	7.2
簡易水道	205,190	203,035	2.9
農業集落排水事業	31,318	31,314	0.4
公共下水道事業	84,430	84,340	1.2
漁業集落排水事業	2,334	2,271	0.0
物品	78,217	78,217	1.1
介護保険(事業勘定)	2,162,147	2,140,995	30.8
介護保険(サービス事業勘定)	17,598	17,585	0.3
市木診療所	56,410	54,597	0.8

注：平成20年度

資料：財務課

普通会計歳出額の性質別構成

単位:千円、%

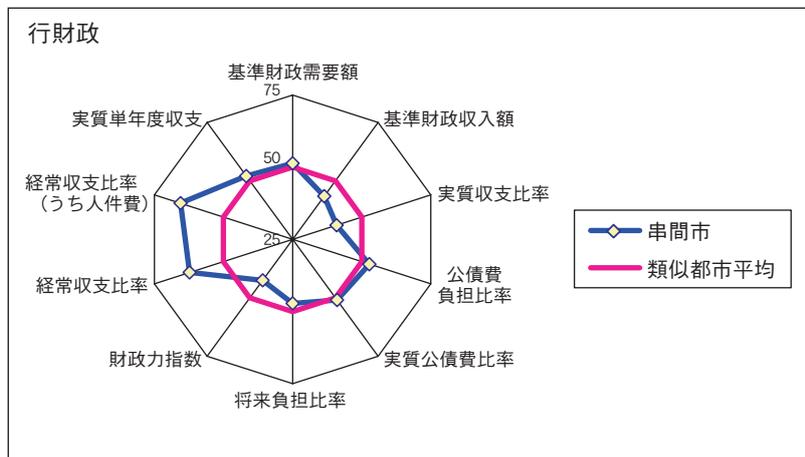
科目	歳出額	構成比	対前年度伸率
総額	10,385,458	100.0	0.5
人件費	2,715,522	26.2	3.8
扶助費	1,665,701	16.0	2.9
公債費	1,613,393	15.5	△4.1
物件費	1,200,793	11.6	1.3
維持補修費	87,995	0.8	0.5
補助費等	617,453	5.9	0.6
積立金	120,596	1.2	37.9
投資・出資金・貸付金	156,441	1.5	11.1
繰出金	1,179,754	11.4	2.0
投資の経費	1,027,810	9.9	△10.6
普通建設事業費	906,357	8.7	7.0
災害復旧事業費	121,453	1.2	△59.8
失業対策事業費	—	—	—

注:平成20年度
資料:財務課

行財政

	基準財政需要額	基準財政収入額	実質収支比率	公債費負担比率	実質公債費比率
	2007年	2007年	2007年	2007年	2007年
	千円	千円	%	%	%
宮崎県 串間市	5,863,172	1,622,435	2.7	20.9	15.3
類似都市平均	5,623,185.45	2,217,539.42	4.42	19.80	14.98
偏差値	51.3	43.5	40.9	52.7	50.9
判定	=	—	—	+	=
順位	12位	20位	25位	11位	16位

将来負担比率	財政力指数	経常収支比率	経常収支比率 (うち人件費)	実質単年度収支
2007年	2007年	2007年	2007年	2007年
%	指数	%	%	千円
101.1	0.28	100.4	35.7	78,472
116.03	0.40	94.38	30.39	28,075.13
47.1	42.5	62.2	65.6	52.1
—	—	++	++	=
19位	27位	2位	1位	11位



9. その他

第5次串間市長期総合計画策定の主要経過

平成22年 1月 7日	第5次串間市長期総合計画策定事務連絡会議
平成22年 2月 23日	調整会議・庁議（策定について）
平成22年 4月 1日～ 30日	各課による現況と課題等の整理
平成22年 5月 26日～ 6月 30日	串間市の新しいまちづくりのための市民アンケート調査
平成22年 6月 6日	第一回串間市まちづくり市民会議
平成22年 6月 20日	第二回串間市まちづくり市民会議
平成22年 7月 15日～ 16日	現況と課題の整理等に係る各課ヒアリング
平成22年 8月 3日	くしま子ども未来会議
平成22年 8月 4日	策定に係るトップヒアリング
平成22年 8月 5日～ 9月 3日	素案調整・作成（基本構想）
平成22年 9月 4日～ 9月 24日	素案調整（基本構想）
平成22年 9月 27日～ 10月 13日	素案最終調整（基本構想）
平成22年 10月 1日～ 10月 15日	各課による基本計画策定に係る施策マネジメントシートの作成
平成22年 10月 13日～ 15日	原案策定（基本構想）
平成22年 10月 15日～ 11月 25日	素案調整・作成（基本計画）
平成22年 11月 21日	第三回串間市まちづくり市民会議
平成22年 11月 25日～ 12月 2日	素案調整（基本計画）
平成22年 12月 3日～ 12月 17日	素案最終調整（基本計画）・成果指標最終精査
平成22年 12月 18日～ 12月 22日	原案策定（基本計画）
平成22年 12月 24日～ 1月 24日	パブリックコメント（市民意見募集）
平成22年 12月 24日	串間市総合計画審議会委員委嘱（25人）
	第5次串間市長期総合計画原案諮問
	第5次串間市長期総合計画原案説明
	第一回総合計画審議会 全体会
平成22年 12月 24日	第一回総務・文教厚生・産業建設委員会
平成23年 1月 13日	第二回総務・文教厚生・産業建設委員会
平成23年 1月 19日	第三回文教厚生・産業建設委員会
平成23年 1月 25日	第三回総務委員会
平成23年 1月 31日	第四回総務委員会
平成23年 2月 2日	第四回文教厚生委員会
平成23年 2月 2日	第二回総合計画審議会 全体会
平成23年 2月 7日	総合計画審議会 答申
平成23年 2月 17日	調整会議・庁議（承認について）
平成23年 3月 7日	第5次串間市長期総合計画基本構想 議会提案
平成23年 3月 25日	第5次串間市長期総合計画基本構想を平成23年第一回市議会（定例会）において議決

第五次串間市長期総合計画策定要領

平成 21 年 12 月 22 日

1. 計画策定の趣旨

「第四次串間市長期総合計画」は、平成 13 年度に目標年次を平成 22 年度とし、「しあわせで住みよい豊かな串間の創造」を基本目標に策定されたものである。

この間、我が国の社会情勢は地方分権の進展、少子高齢化の進行、厳しい経済環境と財政の深刻化、グローバル化・高度情報社会の進展、地球環境問題の深刻化等、変化はめまぐるしいものがあり、時代の流れがもたらす様々な課題に的確かつ柔軟に対応し、市政の発展を目指して「第五次串間市長期総合計画」を策定するものである。

2. 計画の性格

本計画は、地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づき策定する基本構想、そして基本計画で構成する。

基本構想は、行政と市民が共に進める今後の串間市づくりの共通のガイドラインとなる長期的構想であり、今後の市政運営の基本指針として位置づける。

基本計画は、基本構想の理念を受けた串間市の行政計画として、その構想の目標達成のために必要な施策を示す中期計画として位置づける。

3. 計画の期間

- (1) 基本構想の計画期間は平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年次とする 10 ヶ年計画とする。
- (2) 基本計画の計画期間は、平成 23 年度を初年度とし、平成 27 年度を初年度とする 5 ヶ年計画とする。

4. 計画の基本理念

本計画の策定にあたっては、第四次串間市長期総合計画の基本理念である「しあわせで、住みよい、豊かな串間の創造」を本市の変わらない理念の継承として位置づけながらも、時代の流れがもたらす様々な課題に的確かつ柔軟に対応し、市政の発展を目指して新しいまちづくりの基本理念を定め、施策体系ごとに国県等の上位計画との整合性にも十分留意しながら策定するものとする。また、広域的施策については、関係市町との調整を図りつつ計画立案にあたるものとする。

5. 策定主管課

総合政策課

6. 策定体制

- (1) 第五次串間市長期総合計画策定事務連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、素案作成・調整及び原案の検討を行う。
- (2) 連絡会議については、別途要綱を定める。

串間市総合計画審議会条例

昭和 43 年 3 月 28 日串間市条例第 5 号

改正

昭和 44 年 10 月 13 日条例第 28 号	昭和 46 年 10 月 8 日条例第 29 号
昭和 50 年 7 月 12 日条例第 25 号	昭和 54 年 4 月 2 日条例第 11 号
昭和 57 年 10 月 22 日条例第 27 号	昭和 63 年 5 月 21 日条例第 10 号
平成元年 5 月 22 日条例第 26 号	平成 9 年 3 月 28 日条例第 3 号
平成 13 年 3 月 29 日条例第 10 号	平成 16 年 3 月 29 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、串間市の総合計画に関して必要な事項を調査審議するため、串間市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 国県の機関の職員
- (2) 市議会議員
- (3) 市内の公共的団体等その他関係団体の役職員
- (4) 学識経験を有する者

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 3 条 審議会に会長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会の設置)

第5条 審議会は必要に応じ小委員会を設けることができる。

(雑則)

第6条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 串間市建設審議会条例（昭和32年条例第27号）は廃止する。

附 則（昭和44年10月13日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。

附 則（昭和46年10月8日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月12日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年4月2日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月22日条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 串間市農業構造改善事業協議会条例（昭和41年条例第33号）は廃止する。

附 則（昭和 63 年 5 月 21 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 5 月 22 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 29 日条例第 10 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

串間市総合計画審議会委員名簿

(順不同)

区分	職名	氏名	備考
国県機関の職員	宮崎南部森林管理署長	日高 瑞記	産業建設委員会
	宮崎県串間土木事務所長	東 憲之介	産業建設委員会
	宮崎県南那珂農林振興局長	西 重好	産業建設委員会
	宮崎県日南保健所長	岩本 直安	文教厚生委員会
市議会議員	串間市議会議員	上村 久三	総務委員会
	串間市議会議員	森 光昭	総務委員会
	串間市議会議員	田上 俊光	文教厚生委員会
	串間市議会議員	児玉 征威	文教厚生委員会
	串間市議会議員	上村 眞司	産業建設委員会
	串間市議会議員	和田 幸満	産業建設委員会
市内の公共的団体その他	串間市農業委員会会長	末海 重俊	産業建設委員会
	串間市教育委員長	木代 俊道	文教厚生委員会
	串間商工会議所会頭	矢野 貞次	総務委員会
	串間市観光協会会長	永友 憲久	総務委員会
	はまゆう農業協同組合代表理事組合長	藏 富英志	産業建設委員会
	南那珂森林組合長	島田 俊光	産業建設委員会
	串間市自治会連合会長	村上 正勝	総務委員会
	串間市青年団協議会長	古屋 雅登	文教厚生委員会
	串間市婦人団体連絡協議会長	児玉 良子	総務委員会
	串間青年会議所理事長	吉田 和洋	文教厚生委員会
	串間市建設業協会会長	谷口 光秀	総務委員会
	串間市漁業協同組合長	隈本 喜八郎	産業建設委員会
	串間市大束農業協同組合長	井上 俊次	産業建設委員会
	串間市男女共同参画審議会会長	財津 さわ子	総務委員会
学識経験者	佐藤 勝男	文教厚生委員会	

諮 問 書

平成 22 年 12 月 24 日

串間市総合計画審議会長 様

串間市長 野 辺 修 光

第五次串間市長期総合計画 基本構想・前期基本計画について
(諮問)

串間市総合計画審議会条例に基づき、本市の総合計画について貴審議会に諮問いたします。

諮問事項

1. 第五次串間市長期総合計画 基本構想(原案) 前期基本計画(原案)について

答 申 書

平成23年 2月 7日

串間市長 野 辺 修 光 様

串間市総合計画審議会
会長 末 海 重 俊

第五次串間市長期総合計画 基本構想・前期基本計画について
(答申)

平成22年12月24日、諮問を受けた第五次串間市長期総合計画 基本構想・前期基本計画については、慎重に審議した結果、別冊のとおり答申する。

第五次串間市長期総合計画

串間市役所

〒 888-8555

宮崎県串間市大字西方 5550

TEL : 0987-72-1111

FAX : 0987-72-6727

<http://www.city.kushima.lg.jp/>

